

石垣市地域福祉計画
石垣市地域福祉活動計画

石垣 ほっとハートフライン



平成25年3月

石垣市
石垣市社会福祉協議会

はじめに

本市の地域福祉を総合的に推進していくための福祉分野の上位計画となる「地域福祉計画」と、民間相互の連携により福祉活動を推進するための具体的な活動内容及び支援施策を示す「地域福祉活動計画」を、行政と社会福祉協議会の連携により策定いたしました。

策定にあたり、広く市民意見を計画に反映すべく市民意識調査、市民参画会議（市民ワークショップ）、策定委員会への公募市民の参画など、多くの市民の参画と協働を前提に、本計画の一体的策定に取り組んでまいりました。

あらためて、ご協力いただきました市民皆様に心より感謝申し上げます。

今、新たな支え合い「共助のまちづくり」の仕組みづくりが求められており、とりわけ、地震、津波、台風などの大規模な災害発生時において、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の災害時要援護者の迅速かつ適切な避難支援体制を確立することが喫緊の課題となっています。

こうした中、本市の「災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」に示された災害時への備え（自助）、日頃からの見守りや支え合いのある関係の構築（共助）、災害時の避難支援対策に係る相互連携の強化（公助）の役割を踏まえ、要援護者の適正把握、迅速な避難誘導體制の確立及び避難生活の支援対策等を、要援護者避難支援方策として本計画に盛り込んでおります。

計画の基本理念には「一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり」を掲げ、地域の多様な生活課題に対して、地域、行政、社会福祉協議会及び関係機関等が連携・協力し、新たな支え合い「共助のまちづくり」の仕組みを確立していこうというものであります。

今後、地域の中で、地域防災と地域福祉が一体的に結びつき、地域福祉が推進されるとともに地域福祉への理解が一層深まり、要援護者を中心とした新たなコミュニティーの形成に繋がっていくことを希望してやみません。

最後になりましたが、ご協力いただきました多くの市民皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言を賜りました石垣市地域福祉（活動）計画策定委員の皆様、関係市民団体や関係機関等の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

石垣市長 中山 義 隆



はじめに

石垣市では、社会福祉の変革に対し地域の福祉力を高め、安心して日常生活が営まれ、誰もが幸せに長寿社会を生きることが出来る安全・安心な福祉のまちづくりの実現のため、行政と社協が協働し、平成25年度を初年度として平成29年度を目標年とする5ヶ年の行政計画である石垣市地域福祉計画並びに社会福祉協議会が実践する福祉活動の基本指針となる石垣市地域福祉活動計画を一体的に策定しました。



しかしながら、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容、経済情勢や雇用環境の厳しきの長期化のなかで、孤独死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的貧困や低所得、虐待など、地域社会における生活課題はより深刻化し、広がっています。複雑多様化するこれらの生活課題は、現在の福祉制度や公的サービスのみでは解決出来ない制度の狭間にある困難事例が顕在化する状況も数多く見られます。

本地域福祉計画、活動計画においても地域住民自らがその必要性に気づき、見守り、支え合う、住民参加・参画の地域福祉を推進し、地域社会の中で誰もが、その人らしく安心して暮らし続ける事が出来る地域福祉社会を推進することが求められています。

計画を実現していくためには、地域住民と協働し、福祉関係者による質の高いサービスの提供、行政による地域住民と福祉関係者が活躍出来る役割分担と連携の仕組みづくりが重要だと考えています。

地域福祉活動計画の実践を担う社会福祉協議会においても、地域福祉推進の中核として地域との協働、行政、関係機関団体との連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました石垣市地域福祉計画・活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、各地区市民会議参加メンバー、アンケート調査、パブリックコメントにご協力いただきました皆様に感謝し、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

石垣市社会福祉協議会
会長 上地 義一

石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画目次

はじめに

第1章 計画策定の前提

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の目的	1
3 計画の性格	2
4 計画の策定体制	7

第2章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本視点	9
2 計画の基本理念	11
3 計画の基本目標	14
4 施策の体系	15

第3章 地域福祉の推進体制

1 福祉圏域の設定	17
2 推進基盤の整備	19

第4章 各論 具体施策への取り組み

1 基本目標1 すべての人が役割を担う地域をつくる	21
基本施策1 福祉意識を高め、参加しやすい環境づくり	21
基本施策2 地域福祉を担う人材を育てる環境づくり	28
2 基本目標2 共に支え、共に生きる地域をつくる	35
基本施策1 地域を中心とした支え合いの環境づくり	35
基本施策2 安心してサービスを利用する環境づくり	42
3 基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる	51
基本施策1 安全・安心感に支えられた地域づくり	51
基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進	59

資料編

1 石垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
2 石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	65
3 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の取り組み経過	66
4 市民意識調査の結果の概要	67
5 市民会議（ワークショップ）結果の概要	83
6 用語の解説	98

第1章 計画策定の前提

1 計画策定の背景

少子高齢社会の進展や都市化、核家族化等の社会構造の変化に伴い、個々人の生活スタイルの変容、価値観が多様化するなかで、私たちの身近な生活の場である地域や隣人関係においても「つながり」や「相互扶助」というかつて地域社会が持ち合わせていた地域コミュニティが希薄化し続けています。

また、これらの社会構造の変化に加え、長引く経済環境の低迷状況等を背景にニート、ホームレスの増大、貧困等を含めた生活不安やいじめ、虐待行為やDV、社会的ストレス等を要因とした自殺など成熟した社会の中で新たな問題として顕在化しています。

現在の公的福祉サービスは、利用者本位、自立支援による地域への移行促進、多様な福祉サービスの提供体制の確立をはじめ、制度的な公的福祉サービスは大きく拡充されてきました。

一方、複雑多様化する新たな地域課題は、現在の福祉制度や公的サービスのみでは解決できない、制度の狭間にある困難事例が顕在化する状況も数多くみられます。

こうした状況の中で、これまでの福祉の概念幅を広げ、地域の身近な生活課題に対し、市民を主体とした支え合いの仕組みと公的サービスとの連携・協働による新たな福祉（「自助・共助・公助」）によって、「誰もが地域で、その人らしく安心した生活を送ることができる」地域福祉を推進する意義がますます大きくなっています。

2 計画策定の目的

本市は、石垣市自治基本条例に示される「参加の原則」、「協働の原則」、「多様性尊重の原則」に基づき、石垣市に関わるすべての市民が主体となった「参画と協働」のまちづくりを推進するという基本的な方向性が示されています。

地域福祉計画においても、市民一人ひとりを尊重し、すべての市民が見守り支え合うという市民相互のつながりを基軸とし、地域社会の中で安心した自立生活を送ることができる地域福祉を推進することが求められます。

すべての市民が、それぞれの立場で、相互に連携した主体的な福祉活動と制度に基づく公的サービスが連携する仕組みを創りだしていくために、地域福祉を推進する多様な主体の役割と推進施策を明確なものとし、第4次総合計画に掲げられた、市民一人ひとりが輝く福祉社会の実現に向けた福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」と具体的行動指針を示した「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

3 計画の性格

(1) 計画策定の根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市町村地域福祉計画として位置づけられています。

(参考) 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他の社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

市町村の地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」（平成14年1月28日：社会保障審議会福祉部会）において、上記の社会福祉法107条の条文に掲げられる計画に盛り込むべき内容が具体的に示されています。

(計画に盛り込むべき事項)

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

○地域における福祉サービスの目標の提示

- ・計画内容がわかりやすいように、また、進捗管理を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標や目標達成の判断を容易に行える具体目標の設定が望ましい。

○目標達成のための戦略

- ・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談体制の確保
- ・要支援者が必要なサービスを利用することができる仕組みの確立
- ・サービス評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- ・サービス利用に結びついていない要支援者への対応

○利用者の権利擁護

- ・地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

○複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・民間の新規事業の開発やコーディネート機能の支援

○福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

(3) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項

○地域住民、ボランティア団体、NPO 法人等の社会福祉活動への支援

- ・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・地域住民の自主的な活動と公的サービスの連携

○住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的な参加の促進

- ・地域住民、サービス利用者の自立
- ・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・住民等の交流会、勉強会等の開催

○地域福祉を推進する人材の育成

- ・地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮

(4) 要援護者の支援方策について盛り込むべき事項（要援護者の支援方策）

【平成19年8月：厚生労働省社会援護局長通知】

○要援護者の把握に関する事項

○要援護者情報の共有に関する事項

○要援護者の支援に関する事項

(2) 計画の位置づけ

1) 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、市の上位計画である「第4次石垣市総合計画（基本構想、前期基本計画）」との整合性を保つとともに、計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示すものとして位置づけられます。

また、個別の行政福祉計画や健康づくり計画及びその他関連計画との整合性を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な福祉活動の方向性を示す役割を担う計画として位置づけられます。

2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な策定

① 地域福祉計画

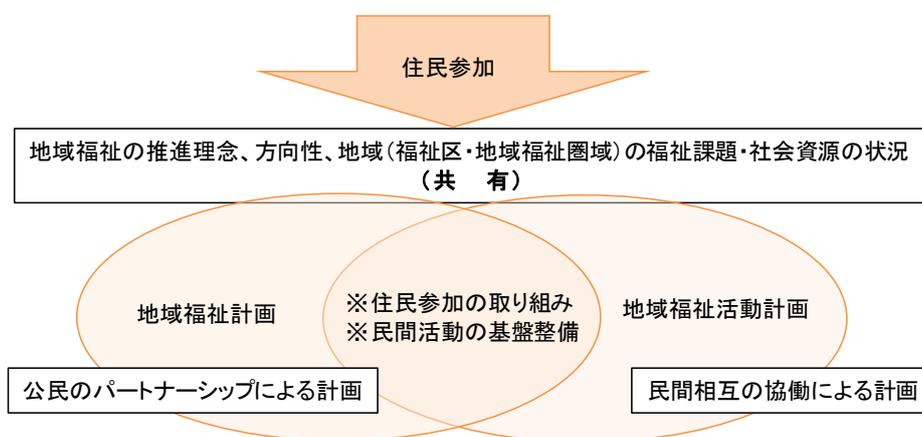
地域福祉計画は、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据え、地域福祉の推進主体である市民の参画を図りながら、要援護者の生活上の解決すべき課題に対応する必要なサービスの内容や量等を確保した提供体制づくりの指針を示す行政計画です。

② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会において、行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた地域福祉を推進するための基本指針に基づき、民間相互の連携により地域福祉活動を推進するための具体的な活動内容及び支援施策を示す計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域における生活課題を市民自らが主体的な福祉活動や公的サービスと連携し、解決していくための仕組みを創り、すべての市民が安心して暮らすことができる共生社会の実現を図る計画であり、目指すべき方向性は同じものとして位置づけられると考えられます。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



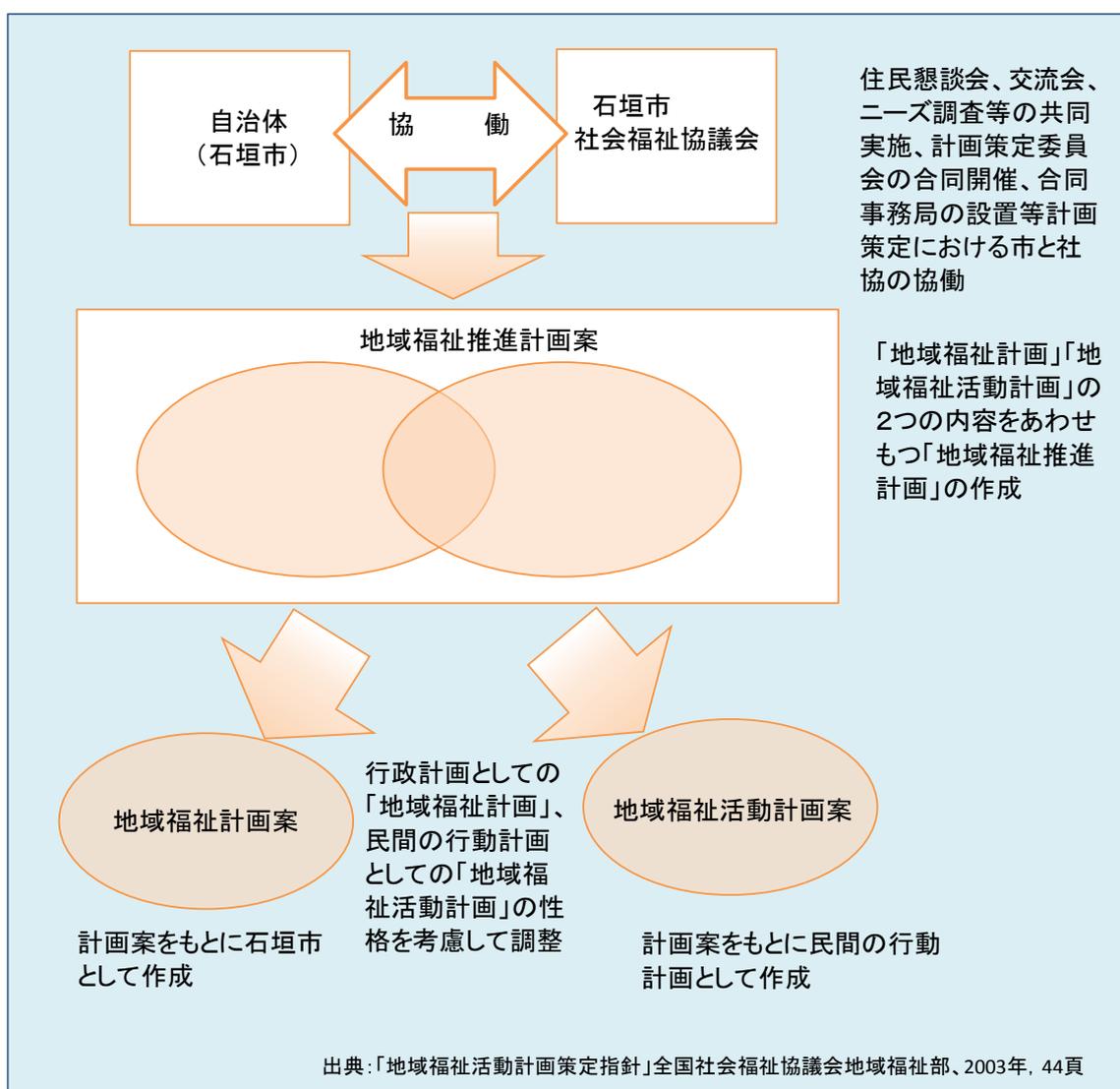
出典：「地域福祉活動計画策定指針」全国社会福祉協議会地域福祉部、2003年、10頁

これを踏まえ、地域福祉計画等の策定においては、両計画を一体的に策定し、地域福祉を推進する上での基本理念や基本目標を共有し、共通認識を図ることで、相互に整合性を保ち、連携した支援施策を推進することが重要であると考えます。

また、このことが石垣市自治基本条例に基づく共生社会の実現につながるという考え方に立ち、行政計画である石垣市地域福祉計画と社会福祉協議会が実践する福祉活動の基本指針となる地域福祉活動計画を一体的に策定するものとします。

【参考資料】

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定



4 計画の策定体制

(1) 計画策定の組織体制

本計画の策定にあたっては、以下の組織体制を構築し、計画内容の検討及び審議を経て計画策定に取り組みます。

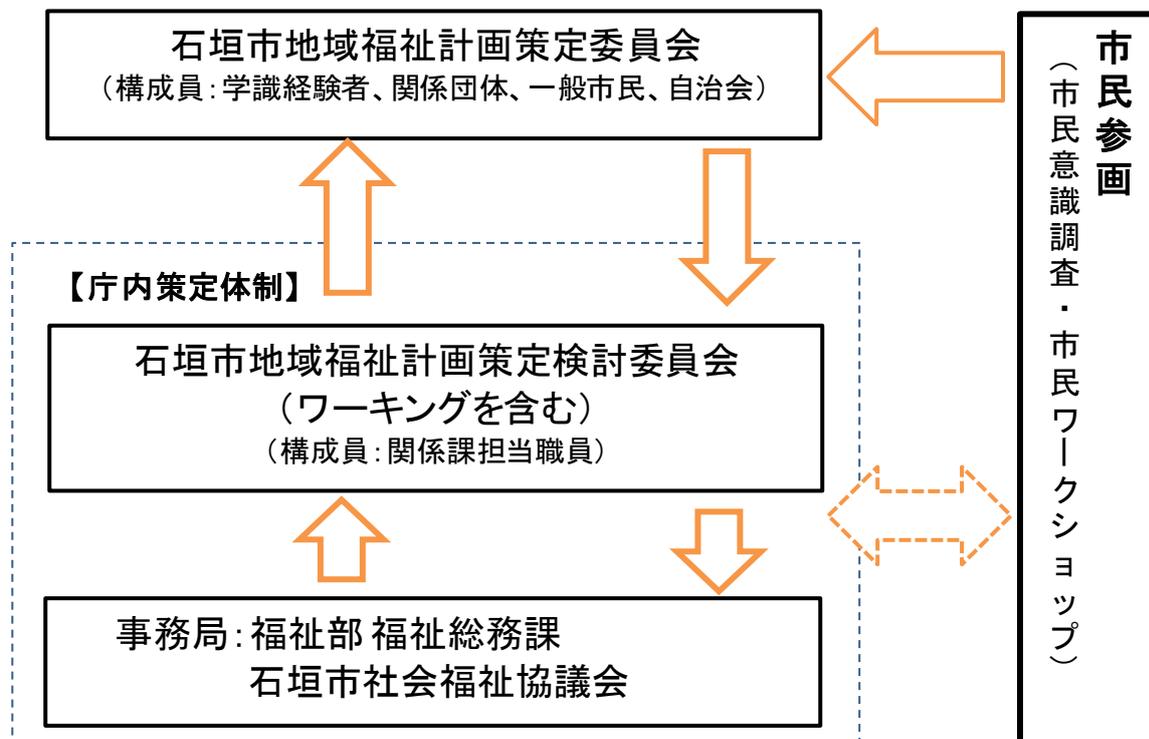
1) 石垣市地域福祉計画策定委員会

学識経験者、保健、医療及び福祉関係者、地域団体や公募による市民等で構成する「石垣市地域福祉計画策定委員会」を設置し、現況分析及び市民意識調査等から得られた地域の生活課題や市民を主体とした地域福祉の在り方等に対する方針等について審議を行います。

2) 石垣市地域福祉計画策定検討委員会及びワーキングチーム

地域福祉計画は、行政各分野における全体的な取り組みが必要不可欠であることを踏まえ、関係部局や団体組織等の職員による検討委員会を設置し、福祉・保健・医療及び生活関連分野と連携した地域福祉活動の展開方針等の検討を行います。

また、検討委員会の下に、関係職員で構成するワーキングチームを設置し、素案策定のための調査や関係資料等の作成を行います。



(2) 計画策定に対する市民参加の位置づけ

社会福祉法に基づき策定される地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民の参画を基本とした計画策定体制を整えることを前提としています。

これを踏まえ、「石垣市地域福祉計画」及び「石垣市地域福祉活動計画」の策定にあたっては、市民意識調査、市民会議（市民ワークショップ）、策定委員会への公募等の市民参画を行い、広く市民の意見を反映する体制づくりに努めました。

1) 市民意識調査

市民意識調査は、市民一人ひとりの地域に対する愛着や住みよさ等に対する考え方や地域の生活課題を明らかにしていくため、市民2,000人を対象に民生委員児童委員の協力を得ながら市民意識調査を実施しました。

①実施期間

平成23年9月7日～9月21日

②回収率等

対象者	配布件数	回収件数	回収率
20歳～75歳未満の市民	2,000件	1,603件	80.15%

2) 市民会議（市民ワークショップ）の開催

石垣市内を4つの地域に区分し、地域のよき理解者であり、推進主体となる市民を対象として地域の生活課題の検証や課題解決方策等の提言にいたる幅広い意見交換の場として、市民会議（ワークショップ）を開催しました。

①実施期間

平成24年1月～平成24年6月（毎月1回の開催）

②応募（参加）人数：59人

3) パブリックコメントの実施

地域福祉計画の策定に対し、広く石垣市民の意見を反映させることを目的として、計画について、市ホームページや指定の主要施設において原案の閲覧を行い、パブリックコメントを求めました。



第2章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本視点

本市における地域福祉の推進は、多様な市民の主体的な参画と協働を前提として、地域における日常生活課題を発見・共有し、みんなで力を合わせ一人ひとりの生活を支える共生社会の創造（共助のまちづくり）にあると考えています。

地域の多様な生活課題に対応していくため、市民や行政並びに関係機関等が連携し協働することで「新たな支え合い（共助のまちづくり）」の仕組みを確立し、すべての市民が生き生きと輝き、安心して暮らすことができる地域の福祉力の向上を目指し、以下の基本視点に基づき計画策定に取り組みます。

基本視点1

市民主体による福祉活動の推進

社会環境や経済環境等の変化に伴い、地域における生活課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、発生している要因が発見しにくい状況が多く存在しているといわれています。こうした地域の生活課題を早期に発見し、必要な支援につなげていくためには、身近にある生活課題を自分自身にも起こる共通の問題であるということ認識し、相互に支え合う地域ぐるみの福祉活動を推進する仕組みを創ることが大切です。

多くの市民や関係者が相互扶助の意識を高めつつ、地域福祉を推進する担い手として協力・参加することで、安心と安らぎに支えられた共生社会の実現を目指していくことが求められています。

基本視点2

連携と協働による重層的な支え合い

地域の生活課題を解決し、生涯にわたり豊かで安心した生活を継続させていくためには、多様な主体がそれぞれの立場で連携し、協働する支え合いのネットワークによる地域ケアの体制づくりが大切です。

市民や地域、行政、サービス提供事業者、各種関係団体、NPO法人、社会福祉協議会等が地域福祉の推進主体としての役割を明確にしながら、相互に連携し地域課題の解決に向けより広域的で、重層的にサービスを提供できる総合的な地域福祉施策を推進していくことが求められます。

基本視点3

一人ひとりを尊重した利用者本位によるサービスの提供

支援を必要とする本人自らがエンパワーメントを高め、住み慣れた地域のなかで、自立し安心して暮らしていくためには、個人の尊厳を保持し利用者本位のサービスを利用することができる支援の仕組みをつくるのが大切です。

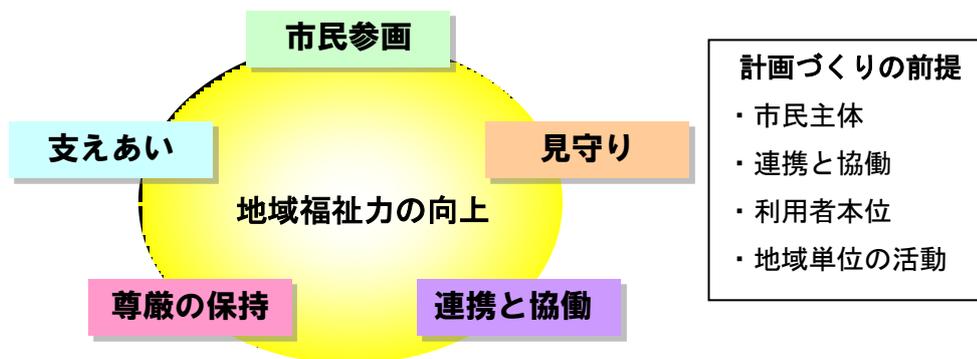
年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、サービスを必要とする人が主体的にサ

ービスを選択し安心して利用することで、その人らしく、自立した生活を継続していくことができるように、利用者の意思を最大限に尊重した総合的な福祉サービスを提供する体制を整えていくことが求められます。

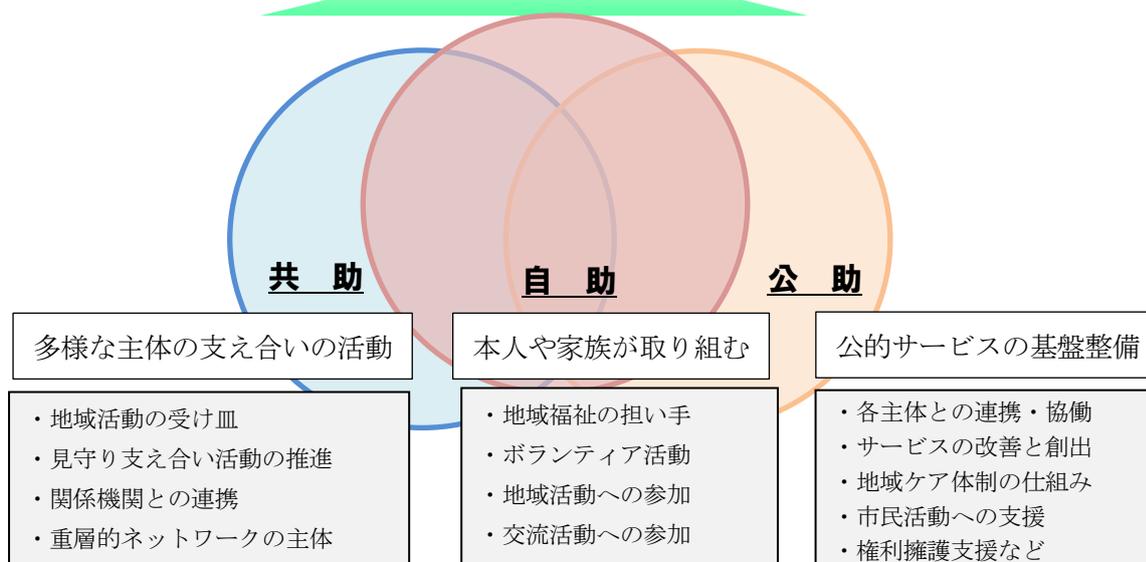
基本視点4

身近な地域を単位とした福祉の推進

地域福祉の推進は、日常生活の中で内在的で見つけにくい生活課題等を、身近に暮らす地域住民の主体的な福祉活動によって発見し、公的な福祉サービスと多様な主体と連携した福祉活動の組み合わせによってきめ細かく対応していく仕組みづくりが大切です。お互いの顔が見える範囲において、市民一人ひとりが、主体的に見守り、支え合いの活動によって地域課題を受け止める体制づくりを基本とし、身近な地域で取り組める活動に積極的に参加できる環境づくりを進めることが求められています。



住民の主体的な参画と各種主体の連携・協働による共生のまちづくり



2 計画の基本理念

(1) 基本理念の考え方

1) 上位計画（総合計画）におけるまちづくりの方向性

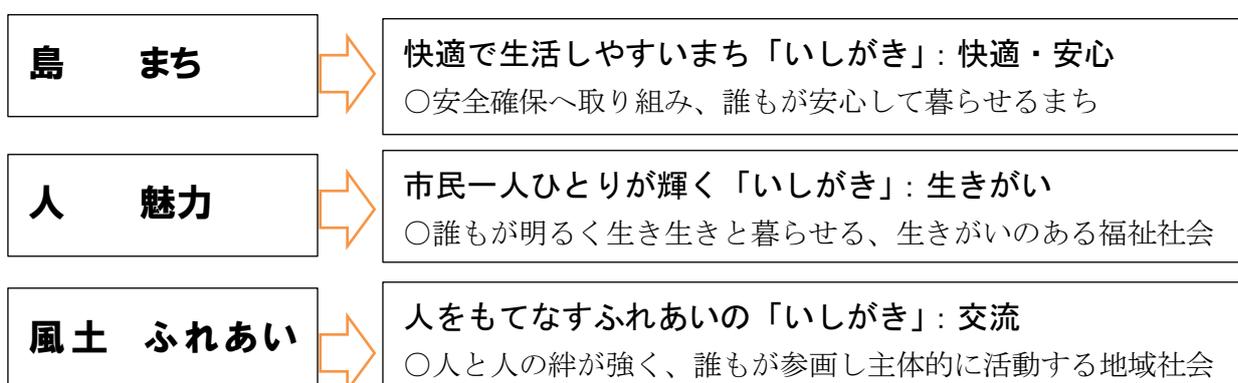
本市の「第4次総合計画」における地域の福祉を推進するための基本的な方向性（いしがきの将来像）は、すべての市民が主体となって、人と人のつながりを強め、誰もが主体的に参画し活動することで、その人らしく生き生き（市民一人ひとりが輝く）と安心して暮らすことができる地域づくりを目指すものとされています。「地域福祉の推進」においては、「連携・協働」を前提とした「誰もが分かち合い、支え合う地域づくり」を目指しています。

【石垣市総合計画：基本構想】

第1章 いしがきの将来像

1 まちづくりの基本理念

“みんなで未来につなげる しあわせあふれる「我が島」づくり”



【石垣市総合計画：前期基本計画】

第2章：人・魅力

1. いきがい ～市民一人ひとりが輝く「いしがき」～

①地域福祉

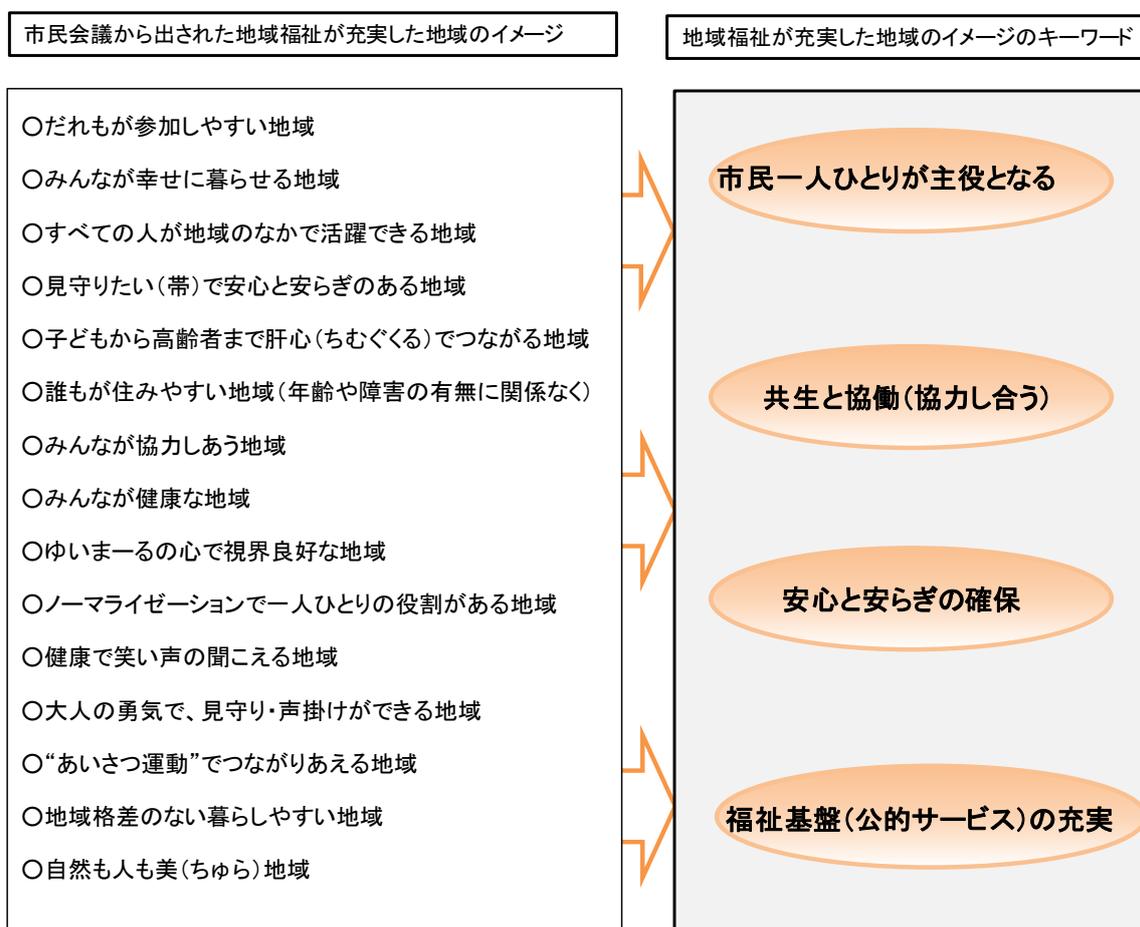
地域福祉の推進は、市民参加と協働を前提とし、地域課題を共有して一緒になって解決の方法を検討し、力を合わせて一人ひとりの生活を支える共存社会の創造（共助のまちづくり）に努めます。（抜粋）

2) 市民会議（市民ワークショップ）による地域福祉将来像のイメージ

地域福祉計画の策定にあたっては、地域をよく知り、よき理解者である市民の参画を基本として市民会議（市民ワークショップ）を開催しました。

市民が持つ地域福祉が充実した地域のイメージは、誰もが参加しやすい、みんなが幸せ、協力し合う地域等のイメージが出されています。

これらのイメージから導き出される将来像のキーワードは「市民一人ひとりが主役となる」、「共生と協働（協力し合う）」、「安全と安らぎの確保」、「福祉基盤（公的サービス）の充実」等に集約することができると考えられます。



市民ワークショップからは、一人ひとりの市民が、住み慣れた地域の中で、自分らしく生き生きと充実した生活を営むことができるように、市民主体の支え合いのある地域づくりを推進するという方向性が示されました。

市民ワークショップからの提言や、石垣市総合計画で示されたまちづくり（地域づくり）の方向性をふまえ、地域福祉計画における基本理念の検討を行いました。

(2) 基本理念

市民一人ひとりが尊重され、一人ひとりの思いを見逃さず支えていくために、みんなが参加し、協力して、いつまでも安心して暮らすことができる地域づくりが必要です。

すべての市民にとって、石垣市がやさしさと安心感に包まれた地域となるように、一人ひとりの「絆」を強め、みんなで支え合い分かち合う地域づくりを推進していくために、基本理念を以下のように設定します。

【基本理念】

**一人ひとりが輝いて、
みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり**

計画の基本理念には、以下のような思いが込められています。

○一人はみんなのために、みんなは一人のために

市民一人ひとりの尊厳が保持され、その人らしく自立することを支援し、市民一人ひとりが生き生きと輝くために、やさしさと思いやりの意識を高めます。

○すべての市民が参加し、支え合い

すべての市民が、人と人や地域とのつながり（絆）を強め、福祉活動の担い手となり、公的サービスと連携・協働した見守り、支え合いの輪を広げる活動を展開します。

○安心と安らぎのある共生社会をつくる

住み慣れた地域社会の中で、安全・安心に支えられ、すべての市民が充実した生活を送ることができる「共に生きる地域社会」づくりを推進します。

3 計画の基本目標

基本目標1：すべての人が役割を担う地域をつくる

すべての市民が、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」地域福祉を推進する担い手として、主体的な活動に参加することができる環境づくりが必要です。

地域に対する関心と愛着を深める福祉教育の推進や地域及び多様な人々との交流機会の創設に努め、地域福祉を担うパートナーとなる人材の育成と確保に努めます。

また、ボランティア活動や福祉関係団体等の活動を通じた新たな支え合いの仕組みを創り、地域の支え合う力を向上させていくための支援に取り組みます。

基本目標2：共に支え、共に生きる地域をつくる

複雑多様化した地域ニーズに、柔軟に対応していくため、地域の声を見逃がさず支援につなげる相談支援や情報の共有と提供体制の構築を図るとともに、多様な主体が重層的に連携したネットワークの形成により、誰もが安心してサービスを利用しながら自立することを支援する環境づくりが必要です。

身近な地域において、より生活の質を高め、豊かな自立生活に向けた支援を行うため、地域住民を主体とした支え合いの活動と連携した活動拠点の整備を進めるとともに、必要な情報の提供や相談支援体制の充実に努めます。

また、多様な社会資源と関係機関との連携や協働により、効果的にサービスを提供する体制づくりに取り組みます。

基本目標3：安心して暮らせる地域をつくる

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震・津波等の被害を最小限に食い止め、市民の生命、財産を守るため災害時において迅速に対応できるまちづくりや避難誘導體制の重要性を示唆しています。

すべての市民が、地域の中で安全と安心感に支えられた暮らしを継続していくためには、災害時における要援護者の避難誘導體制の確立や防犯、交通安全対策など市民生活の根幹を支えるセイフティーネットの充実に図ることが重要なこととなります。

そのため、日常生活の利便性を高めるバリアフリー整備をはじめ、関係機関と連携し緊急時に迅速な対応ができる体制づくりのほか、市民主体の支え合い、見守り活動との役割分担や連携体制づくりに取り組みます。

4 施策の体系

基本理念 一人ひとりが輝いて、みんなで支え合う、幸せあふれるまちづくり

- 一人はみんなのために、みんなはひとりのために
- すべての市民が参加し、支え合い
- 安心と安らぎのある共生社会をつくる

基本目標1 すべての人が役割を担う地域をつくる

- 基本施策1 福祉意識を高め、参加しやすい環境づくり
 - (1)地福祉への理解と関心を高める
 - (2)誰でも参加できる環境づくりと交流の促進
- 基本施策2 地域福祉を担う人材を育てる環境づくり
 - (1)地域の福祉担う人材の育成・発掘
 - (2)ボランティア及び各種団体等の活動支援

基本目標2 共に支え、共に生きる地域をつくる

- 基本施策1 地域を中心とした支え合いの環境づくり
 - (1)主体的な活動を支援する仕組みづくり
 - (2)コミュニティソーシャルワーク機能の充実
 - (3)誰もが利用しやすい活動拠点の整備
- 基本施策2 安心してサービスを利用する環境づくり
 - (1)相談、情報提供体制の充実
 - (2)一人ひとりの尊厳を尊重する仕組みづくり
 - (3)福祉サービスの向上とネットワークの充実

基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

- 基本施策1 安全・安心感に支えられた地域づくり
 - (1)地域ぐるみの健康づくりの支援
 - (2)防犯・防災対策の充実
 - (3)災害時要援護者支援対策の充実
- 基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進
 - (1)良好な生活環境の整備とバリアフリー化の推進
 - (2)移動支援・交通安全対策の推進



生きがい対応型デイサービス



配食ボランティアの皆さん



第3章 地域福祉の推進体制

1 福祉圏域の設定

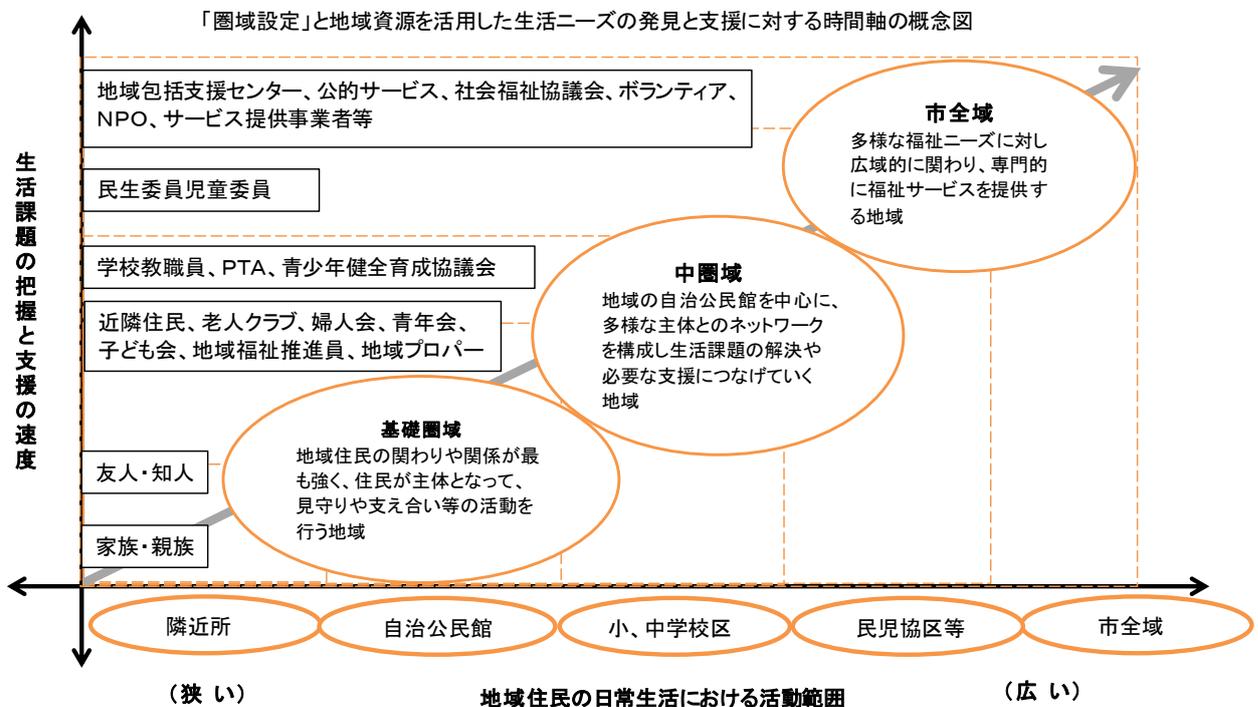
地域福祉計画は、地域福祉の推進主体である地域住民の参加を得て、要支援者の生活課題を発見し、必要なサービスを提供する体制を計画的に整備することを目的としています。そのため、地域住民の活動や多様な主体が連携したサービスを提供する圏域の設定が必要となります。

また、介護保険制度の取り組みにみられる地域包括ケアシステムの考え方にに基づき、地域住民の身近な日常生活圏域を単位とした、ケア体制の構築が求められています。

(1) 圏域設定の考え方

本市は、亜熱帯海洋性気候に属し、四方を珊瑚礁に囲まれ、於茂登岳を中央に八重に連なる山系を背にした自然豊かな地形と景観を織りなし、年間を通して温暖な気候に恵まれています。また、戦前、戦後を通して様々な地域からの開拓移民、移住者を受け入れてきた歴史を有しています。

こうした地理的条件や人口規模及び生活文化等が形成された背景を考慮するとともに、自主防災組織の設置状況、まちづくりの方向性などを踏まえ、幅広い地域課題に対応し、身近な地域において、主体的な福祉活動に参加できるように、生活課題に対するニーズの把握体制や公的サービスの提供体制等に配慮した圏域設定を行います。



(2) 圏域設定

1) 基礎圏域

本市における市民生活の最も身近な生活範囲の単位は、隣近所で構成される「町内会」や「班」であり、これらを取りまとめる組織として自治公民館があり、自治公民館を中心に年中行事や催事などの地域行事が行われています。

また、市社会福祉協議会においては、自治公民館を単位とした地域福祉ネットワーク推進会を中心に小地域福祉活動が展開されています。

これを踏まえ、地域住民が主体となって見守り、支え合いなどの福祉活動を実践する地域として、地域住民の生活や地域活動等に最も関わりが深い、自治公民館を中心とした範囲を「基礎圏域」として設定します。

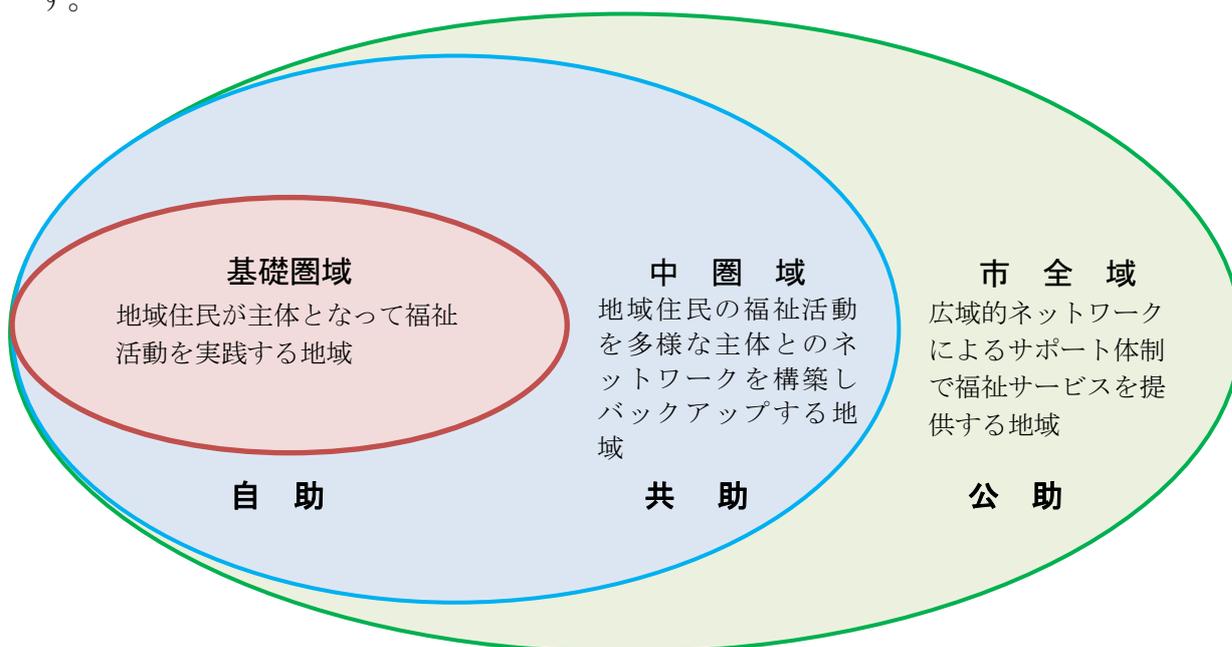
2) 中圏域

基礎圏域における主体的な活動のみでは解決が困難な生活ニーズに対し、近隣地域やサービス提供事業者等の多様な主体とのネットワークを構築しながら、地域住民の活動をバックアップし課題解決に向けた相談支援や福祉サービスにつなげるコーディネーターを配置する範囲として設定します。

範囲設定は、民生委員児童委員連絡協議会の区域区分が、概ね中学校区をカバーしていることから、基本的に民生委員児童委員連絡協議会の区域区分を中圏域として設定します。

3) 市全域

困難事例や専門性を有する課題に対して、各種関係機関と広域的なネットワークによるサポート体制を構築し、福祉サービスを提供する範囲として、市全域とします。



2 推進基盤の整備

(1) 社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動の一翼を担う公益性の高い組織としての役割を担うことが求められています。

そのため、地域住民の主体的な福祉活動に対する支援、関係団体間のネットワークの調整や人材育成を図るなど地域の多様な生活課題に柔軟に対応できる広域的で、重層的な福祉サービスの提供体制を構築するための組織やサービス提供基盤の整備に向けた支援を行います。

(2) 福祉活動拠点（地域支え合いサポートセンター（仮称））の整備

住民主体の福祉活動と専門機関の横断的連携や多様な社会資源を活用した福祉ニーズを解決する仕組みの不足、また、その活動拠点等が確保されていないことに起因して、「制度のはざまにあって、必要な支援を受けることができない」状況が顕在化しつつあります。

支援を必要とする市民が、より身近な地域で自立し、安心して暮らしていくためには、地域の生活課題を的確に把握したうえで、多様な社会資源の活用や専門機関と連携しながら利用者本位のサポートを行うコミュニティソーシャルワークの体制を構築するための拠点整備が必要となります。

そのため、中圏域を軸に、コミュニティソーシャルワーカーが常駐し地域の実情を考慮しながら地域ケア体制を構築するための拠点として「地域支え合いサポートセンター（仮称）」の設置を検討します。

(3) ゆんたくから始まる支え合いの拠点づくり（居場所づくり）

市民一人ひとりが、地域福祉活動の担い手として、気軽に参加することができる気運を高めるには、地域の人々が気軽に集まり、ゆんたくを通して人とひと、地域とのつながりを深める環境づくりが前提になります。

生きがい対応型デイサービスや夏休み期間中の子どもの居場所づくり、週末に開催される朝市や日曜日等が実施され、こうした“場”の存在は、地域の交流の場であるとともに、情報交換、安否確認、生きがいづくり等の役割を担うことが期待できます。交流や居場所となる場の形態は様々ですが、地域の実情に応じ、地域住民が主体的に集まりの場所をつくり、自らの手によって運営できる「居場所づくり」を社会福祉協議会と連携し支援します。

(4) 計画の進行管理・評価体制

1) 市民参画による計画の推進と評価体制づくり

地域福祉計画は、策定当初から住民参画を基本として市民意識調査、市民ワークショップを開催し地域の生活課題や意見、要望などを計画策定に反映しています。

また、自治基本条例においても「参画と協働」を基本とした協働のまちづくりを推進するものとしています。

このため、本計画の進行・評価については、市民ワークショップ参加者を地域福祉推進パートナーとして位置づけ、計画の進行管理に対する意見や要望を広く反映させるため、市民目線の提言書をまとめる市民会議を開催するなどの進行管理体制を構築します。



第2回市民ワークショップ

2) 「石垣市地域福祉計画策定委員会」の活用による評価委員会の設置

計画に掲げられた具体施策や基本目標等の進行管理については、当事者の意見や専門的立場から全体的な進行管理と評価を行う事ができる管理体制が必要不可欠となります。

そのため、「石垣市地域福祉計画策定委員会」の活用による市民会議等と連携し、総合的な進行管理と推進事業等に対する提言を行う評価委員会を設置します。



第4章 各論 具体施策への取り組み

1 基本目標 1 すべての人が役割を担う地域をつくる

基本施策 1 福祉意識を高め、参加しやすい環境づくり

施策 1-(1) 地域福祉への理解と関心を高める

取組みの基本方針

一人ひとりが地域社会の一員として、地域の生活課題を自分自身にも関わりがある問題として関心を持ち共有することで、お互いに支え合い、助け合うという意識を高め、支援を必要とする市民に対し、思いやりを持って手を差し伸べることができる心豊かでやさしさのある地域を形成していくことが必要です。

一人ひとりが、地域福祉の担い手となり主体的な活動に参加していくことができるように、地域福祉に対する理解と関心を高める啓発活動、福祉教育の充実に努めます。

行政の取り組み

1) 地域福祉に対する啓発活動の推進

地域の生活利便性や安心感を高める地域づくりには、福祉サービス基盤の整備も大切なことですが、それにもまして市民同士のつながりを軸とした、やさしい支え合いがあることで、地域で生活しているという安心感をより強めた地域社会が形成されます。

地域に暮らす一人ひとりが、連帯意識を高めながら思いやりを持って、共に支え合う活動に取り組む意識を高めて行くことができるように、多様な機会を通じた啓発活動を推進します。

2) 新たな地域コミュニティの形成

本市は、島外から多くの移民を受け入れてきたという歴史背景があるとともに、本市の歴史文化や気候風土に魅了され県外からの移住者が増加するなど、出身地の違う人々が混在して暮らしているという地域特性があります。

地域福祉を推進する主体となる地域住民が、お互いの立場を尊重し、理解し合いながら地域に関心を持ち多様な地域福祉活動に参加し行動していくことができるように、「地域と人」、「人とひと」との絆を強め、地域に愛着と誇りを持つことができる地域コミュニティの形成にむけた取り組みを推進します。

3) 福祉教育・ボランティア学習の推進

市民一人ひとりが、地域に向き合い、生活課題の発見から解決に至るプロセスを通して学び、地域住民の主体的な行動による支援の必要性を理解し、支え合いの活動やボランティア活動に関わりを持つことができるように、幼少期から大人まで生涯を通して地域福祉への関心と理解を深める福祉教育やボランティア学習環境の充実に努めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 地域福祉に対する啓発活動の推進

① 広報、啓発活動の推進

- 「社協だより」、ホームページを活用し地域住民の主体的な地域福祉活動の実践報告やボランティア活動報告等を掲載するなど福祉意識の高揚に努めます。
- 支え合い活動の一環として実施される「共同募金」の開催時期を活用し、共同募金の趣旨とあわせ、支え合い活動に対する意識の高揚に努めます。
- 「健康福祉まつり・障がい者週間市民の集い」等のイベントを通して、お互いの立場を尊重し、理解していくための取り組みを行い、偏見と差別を持たない意識を高めることを支援します。

2) 新たな地域コミュニティの形成

① 地域に愛着を持つ意識の高揚

- 「豊年祭」等の祭事や地域行事等、多様な地域活動等を通して地域に関わりを持つことで愛着を感じることができるよう、子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ等と連携した啓発活動を行います。
- 学校教育や生涯学習等と連携し、地域の歴史文化を学ぶ機会の創設に努め、地域に愛着を持つ意識を高めます。

② 開かれた地域づくりの推進

- 自治公民館等と連携し、新たに地域に入ってくる転入者等を快く地域に受け入れ、共に地域活動等に参加できる地域コミュニティを形成するための啓発活動を推進します。

3) 福祉教育、ボランティア学習の推進

① 福祉教育の推進

- 学校教育、生涯学習等と連携し、すべての市民がやさしさと思いやりのある心を育むための体験学習プログラムの企画・立案に対する支援を行います。

○市内の保育所（園）、幼稚園、小・中学校、高等学校と連携し、思いやりのある心を育む教育を推進していくため、関係機関や福祉団体などの協力を得ながら講師派遣等の支援を行います。

○民生委員児童委員、関係福祉団体等と連携し、障がい者や高齢者等とのふれ合いや交流等を通して、お互いを理解することを共に学ぶ機会の創設に努めます。

②ボランティア学習の推進

○ボランティア活動を通して、制度の狭間にある福祉課題を発見し、解決していくプロセスから学び、地域福祉の担い手として活動できるようにボランティア学習環境の整備を進めます。

○地域の福祉を推進するそれぞれの主体が、身近に取り組めるボランティア活動を実践するための研修会を開催します。

【推進事業】

基本施策1-(1)地域福祉への理解と関心を高める

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①「ホームページ」、「社協だより」の刷新による福祉活動の継続的な情報提供	継続	→ ホームページ等の定期更新・広報誌発					社協
②共同体意識の高揚に対する啓発活動	継続	→ 各地区地域福祉懇談会の開催					社協
③体験学習プログラムの企画・立案	継続	→ 小中学校における福祉体験学習の推進					社協
④福祉教育環境の充実 (多様な市民が共に学ぶ機会の提供)	継続	→ 各種ボランティア講習会の開催					福祉関係課 社協

【評価指標と目標値】

基本施策1-(1)地域福祉への理解と関心を高める

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①地域住民がお互いに協力して、住みよい地域にしていかなければならないと思う市民の割合	市民意識調査	%	88.2	88.2
②石垣市に愛着を感じている市民の割合	市民意識調査	%	78.0	88.0
③自治公民館に加入している市民の割合	市民意識調査	%	33.6	63.6
④ボランティア活動等に参加経験のある市民の割合	市民意識調査	%	19.2	39.2

基本施策1 福祉意識を高め、参加しやすい環境づくり

施策1-(2) 誰でも参加できる環境づくりと交流の促進

取り組みの基本方針

市民主体の様々な活動については、それぞれの立場や環境に応じ、無理のない程度で福祉活動に参加していくことができる環境づくりが必要です。

地域の多様な福祉ニーズに対し、その人なりに福祉活動の担い手として活動できる機会の輪を広げて行くことができるように、市民の幅広い参画を促す仕組みづくりに努めます。

人とひとのつながりによる連帯意識を高めるためには、地域の人々が気軽に集まり交流することができる場の整備が必要です。

地域住民が「顔見知り」となることができるように、関係機関や自治公民館等と連携し、地域行事等の活性化や多様な交流機会の創設に努めます。

行政の取り組み

1) 福祉活動に関する情報提供体制の整備

より多くの市民が、支え合いの担い手として活動に参加できるように、地域福祉活動に対する情報を発信する仕組みを創る等、福祉活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

2) 市民参画・交流機会の創設

地域の人々が気軽に集まり、交流を深め、お互いを理解しながらコミュニケーションを図り、人とひとのつながり（絆）を深めていくことができる場の整備が必要です。住民同士が気軽に交流できる場の整備を図るとともに、地域福祉に関わる多様な主体が積極的に参加できる機会の創設に努めます。

3) 地域福祉活動に気軽に参加できるきっかけづくり

生活課題の解決のために知恵を出し合い、課題解決に取り組むという地域福祉活動は、多くの市民がその活動に関わりをもち参加していくことが前提となります。

地域には、豊かな経験と技術を積み重ねてきた方々やボランティアに参加したいと思っている市民等、地域福祉の担い手となる潜在的な人的資源が多く存在し

ています。

これら市民が、何らかの役割を担い、自らできる行動で地域の福祉活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 福祉活動に関する情報提供体制の整備

① わかりやすい情報の提供

- 福祉活動の実施情報やボランティアの活動状況等を「社協だより」やインターネットに掲載する等、福祉活動への参加を促すための情報をわかりやすく提供します。

2) 市民参画・交流機会の創設

① 「あいさつ運動」、「声掛け運動」の推進

- 小学校区で展開されている「あいさつ運動」等を市域全体に広げ、住民同士が「顔見知り」となるきっかけづくりとして推進し、隣近所が声掛けやあいさつを交わすことで、信頼関係を築いていくことを支援します。
- 登下校を含め、子どもたちの安全を地域全体で見守ることができるように、スローガンを掲げた「見守り運動（仮称）」を推進するための取り組みを検討します。
- 引きこもり高齢者や障がい者等、何らかの支援を必要とする方々に対して、声掛けを行いながら個々の対象者を見守る体制づくりに向け、「要援護者支援計画」との連携を図ります。

② 多様な交流機会の創設

- 地域全体のつながりやふれ合いの輪が広がっていくように、世代間及び地域間交流事業の充実に努めます。
- 若い世代が、地域の伝統行事を受け継ぐ活動を通して地域との関わりを強めていくことができるように、地域行事等の活性化を支援する取り組みを進めます。
- 各地域で生きがい対応型デイサービスが実施されており、未実施の地域においては、自治公民館や地域住民との調整を図りながらサービス実施地域の拡充に努めます。

③ 地域住民の居場所づくり

- 自治公民館や地域の広場、空き店舗等を活用し、地域住民が気軽に集まり、交流することで地域の情報交換や安否確認を行う事ができるような居場所づ

くりを進めます。

- 各地域で開催されている日曜市や野菜販売市は、住民同士の交流の場としての役割を担う側面を有しています。こうした地域独自の取り組みが地域住民の情報交換の場や拠り所として利用されるように、その場を活用した「ふれあい広場（仮称）」の創設を検討します。
- 天川自治公民館や双葉自治公民館等を活用して、夏休み期間中に子どもの居場所を提供しています。こうした事例に習い、各自治公民館との調整を行いながら地域の子どもたちや高齢者を含め、多様な世代が気軽に交流できる居場所づくりを進めます。

3) 地域福祉活動に気軽に参加できるきっかけづくり

①地域活動に参加しやすい雰囲気をつくる

- 自治公民館や子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ活動等と連携し、地域住民が地域の歴史文化や地域活動等を学ぶ機会を通して、自然な形で地域に関わり福祉活動に参加することができる仕組みづくりを検討します。
- 「やーぬまーるい」（家のまわり）清掃活動のように、高齢者の住宅の清掃など、市民の主体的な活動が推進されています。こうした身近に取り組めるボランティア活動を通して、気軽に取り組める福祉活動の輪を広げる取り組みを推進します。
- 既存の福祉サービスや介護施設等の紹介を通して、福祉サービスへのボランティア参加を促進し、地域住民が身近な立場で生活課題に関わる機会を増やします。

【推進事業】

基本施策1-(2)誰でも参加できる環境づくりと交流の促進

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①「あいさつ運動」、「声掛け運動」の推進	新規	 各種運動、推進活動の企画と実施、啓発					社協
②世代間及び地域間交流の推進	継続	 世代間交流活動の企画と実施					社協
③生きがい対応型デイサービス、地域ふれあいサロン等実施地域の拡充	継続	26箇所	28箇所	30箇所	32箇所	34箇所	社協
④居場所づくりの推進	新規	 ふれあい広場（仮称）の創設と世代間交流事業					社協

【評価指標と目標値】

基本施策1-(2)誰でも参加できる環境づくりと交流の促進

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①必要なサービスを受けるために、どうしたらよいか知っている市民の割合	市民意識調査	%	53.2	78.2
②身近な地域における居場所の確保	社会福祉協議会	箇所	2	30
③生きがい対応型デイサービスの実施地域数	社会福祉協議会	箇所	24	34
④地域行事に参加している市民の割合	市民意識調査	%	30.8	40.8



こいのぼり掲揚式の様子

基本施策2 地域福祉を担う人材を育てる環境づくり

施策2-(1) 地域の福祉を担う人材の育成・発掘

取り組みの基本方針

社会保障制度の狭間で地域に埋もれた生活課題を発見し、適切なサービスにつなげる地域福祉活動を推進していくためには、地域のよき理解者である市民が地域福祉の担い手として活動できるように、人材の育成に取り組む必要があります。

市民一人ひとりが、何らかの役割を担い、多様な分野で地域福祉活動に参加することができるようにボランティア登録、人的資源の掘り起しによる地域リーダー等の育成と確保に努めます。

行政の取り組み

1) 地域福祉を推進する人材の掘り起し

地域には、豊富な経験と知識を持つ市民が多く存在しています。こうした市民が地域福祉を推進する中核的役割を担う人材として活動できるように、社会福祉協議会や各種ボランティア団体、福祉関係団体等と連携した人材育成・発掘に努めます。

2) 地域リーダー等の養成・確保

本市では、協働によるまちづくりを推進するため、「石垣市自治基本条例」を制定し、市民及び事業者等が協働してまちづくりを推進することを謳っています。

また、地域福祉ネットワーク推進会の活動を実施する自治公民館の一部では、地域福祉推進員等が配置され、地域課題に主体的に取り組む活動が推進されています。

多様な担い手によって、支え合いのある地域づくりを推進していくため、地域に密着した地域福祉活動をリードする人材の育成に努めます。

3) 地域ボランティア人材の育成

社会福祉協議会のボランティアセンター、福祉関係団体等との連携を図り、地域住民がそれぞれの立場で気軽に参加できる環境づくりを進めるとともに、幅広いボランティア活動を推進する人材育成の支援に取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 地域福祉を推進する人材の掘り起し

①地域福祉に関わる人材の育成

- 学校教育や生涯学習と連携し、幅広い年齢層が協働したまちづくりを推進するための人材育成プログラムの企画・立案への協力を行い、時代のニーズに対応した人材の育成を行います。
- 地域の福祉課題について、住民同士が話し合う機会（ワークショップ）を開催するなど、地域の課題に新たな視点で取り組むことができる人材を発掘し養成する取り組みを進めます。

2) 地域リーダー等の育成・確保

①地域福祉をリードする人材の育成

- 地域福祉を推進する中核的な役割が期待される方々が、豊かな経験・知識・技術を生かし、地域福祉をリードする人材となることができるように、関係機関と連携した養成講座等を開催します。
- 若い世代の発想と活力を活かし、支え合いのある新たな地域コミュニティを形成していくため、自治公民館、青年会及び関係団体等と連携し、次代を担う組織リーダーの育成に向けた各種研修会、講座を開催します。
- 地域の福祉を担う民生委員児童委員が、地域課題の解決に取り組むことや公的サービスへの橋渡し役としての役割を担うことができるように、研修プログラム等を導入した育成を図るとともに、担い手の育成と確保に向けた取り組みを推進します。

②市民活動をサポートする人材の養成

- 各地域の福祉活動を支援する地域福祉推進員の養成と確保に努めます。
- 障がい者支援に関わるピアサポーターと同様に、支援を必要とした経験のある市民を活用し、その経験を活かして当事者の生活実態に応じたニーズの把握や自立生活に向けたエンパワーメントを高めていくことを支援する人材の育成に向けたプログラムを検討します。

3) 地域ボランティア人材の育成

①ボランティア養成講座等の開催

- 地域住民が、自分に合った支援活動に対しボランティアとして参加していくことができるように、関係機関と連携した養成講座を開催します。

【推進事業】

基本施策2-(1)地域の福祉を担う人材の育成・発掘

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①地域の福祉人材の育成	新規	 市民ワークショップ等の開催					社協
②地域福祉をリードする人材の育成	新規	 地域リーダー養成講座等の開催					社協
③地域ボランティア人材の育成	継続	 ボランティア養成講座の開催					社協

【評価指標と目標値】

基本施策2-(1)地域の福祉を担う人材の育成・発掘

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①ボランティア登録者(個人)数	社会福祉協議会	人	14	70
②地域福祉推進員の確保	社会福祉協議会	人	60	135



車椅子修理ボランティア



介護ボランティア講習会

基本施策2 地域福祉を担う人材を育てる環境づくり

施策2-(2) ボランティア及び各種団体等の活動支援

取組みの基本方針

本市ではボランティア団体、NPO団体、自治公民館、サービス提供事業者等の専門団体等が、それぞれの分野で地域貢献活動を推進しています。

これらの各種組織が、地域福祉を担う主体として地域課題に向き合い、関係機関との連携を図りながら専門性を活かして課題解決に取り組むことができるように、ボランティア団体をはじめとする各種団体の活動支援に取り組めます。

行政の取り組み

1) ボランティア団体、NPO団体等の育成及び活動支援

ボランティアセンターと連携し、ボランティアに対する情報提供や学習機会の提供を図り、新たな視点でボランティア活動が展開できるように、各種団体に対する活動支援や新規ボランティア団体の創設支援を行います。

また、専門性を活かし活動するNPO団体等と協働する地域社会であることが求められています。自治公民館等の関係機関と連携し、地域福祉に貢献する活動を幅広く展開していけるように、法人設立や活動に対する支援を行います。

2) 自治公民館の活動に対する支援

各地域の自治公民館は、市民主体の活動を取りまとめる組織として重要な役割を担い、地域活動の一環として自主防災組織、自警部の結成や子どもの居場所づくり、小地域見守りネットワーク活動の推進等の多様な活動が推進されています。

自主的な地域活動を通して地域の福祉力を強め、安全と安心感に支えられた地域社会を形成していくため地域活動の活性化に向けた取り組みを支援します。

3) 地域活動団体への支援

地域には、子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ等の地域組織があり、地域における年中行事や支え合い活動の担い手等として活動を行っています。

これらの地域組織が、地域福祉を推進する主体として高齢者の見守り活動、子育て支援活動、青少年の健全育成等に主体的に取り組んでいくことができるように、団体活動に対する助成の継続的な実施、活動に対する情報提供、各種団体と

の交流機会の提供等の活動支援を行います。

4) 民生委員児童委員活動に対する支援

民生委員児童委員が、地域の福祉の担い手として社会福祉協議会、自治公民館、関係機関等と連携した地域活動を円滑に推進していくことができるよう、活動内容を周知する啓発活動に努めます。

また、資質の向上を図るための研修体制の充実や担当地区配置の再編などを含め定数確保等に対する取り組みを推進します。

社会福祉協議会の取り組み

1) ボランティア団体、NPO団体等の育成及び活動支援

①ボランティア団体の育成及び活動支援

- 幅広い分野のボランティア活動を支援するとともに、新たな支え合い活動等に貢献できるボランティア団体等を育成するためボランティアセンター機能の強化を図ります。
- ボランティア活動に参加したいと考えている市民に対しボランティア登録を促すとともに、ボランティア情報の提供を行いながら登録ボランティアを斡旋するコーディネート機能を強化します。
- 専門性を高めたボランティア活動を推進していくことができるように、各種研修会や連絡協議会を開催します。
- ボランティア団体の活動に対し、活動費の助成を行うとともに、ボランティア推進室の利用を促進します。
- 「社協だより」やホームページ等を活用し、ボランティア活動団体の紹介や活動内容の情報を発信します。

②NPO団体の育成及び支援

- 行政の担当部署との連携を図りつつ、法人の設立や自治公民館、地域関係団体との協働体制の在り方について検討します。

2) 自治公民館の活動に対する支援

①開かれた自治公民館づくり

- 地元紙の広告や「社協だより」、ホームページを活用し活動内容等の情報を発信するなど、地域住民が親しみをもって地域活動に参加することができる環境づくりを進めます。
- いつでも気軽に、親しみのある場として公民館が利用できる仕組みづくりを

行います。

- 若い世代等が、気軽に地域活動に参加できるように、多くの声を地域活動に反映することができるような機会の創設に努めます。

②自治公民館活動の活性化

- 地域住民の関心が高いイベント（防災訓練、料理教室等）の定期開催を検討するなど、市民自らが企画し参加していけるように支援します。
- 地域住民が考える支え合いの企画提案に対する助成を検討するとともに、企画提案を実践する地域をモデル地区として指定し、先進事例として各地域へ紹介します。

3) 地域活動団体への支援

①活動支援の充実

- 老人クラブ、婦人会などの地域団体が、独自の活動を継続的に推進していくことができるように情報の提供を行います。
- 地域の実情等により、活動が停滞している団体等の掘り起こしや活動に対する支援を行います。

4) 民生委員児童委員活動に対する支援

①活動支援の充実

- 民生委員児童委員活動の重要性について、周知を行うための啓発活動を推進します。
- 関係機関と連携し、個人情報取り扱いに留意しつつ支え合い活動等に必要情報提供に関わる調整を図ります。
- 民生委員児童委員の活動が、より地域に密着したものとなるように、民生委員児童委員協議会との調整を行いながら、担当区域範囲の見直しや定数確保に向けた取り組みを推進します。



②資質の向上に向けた支援体制の充実

- 民生委員児童委員が、より専門的な立場で地域課題の解決に携わることができる資質を高めるため、県社協や関係機関と連携した各種講座の定期開催や、県内外で開催される研修会への参加に対する支援を行います。

【推進事業】

基本施策2-(2)ボランティア及び各種団体等の活動支援

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①ボランティア団体の育成及び活動支援	継続	→ ボランティア団体登録の推進と活動支援					社協
②NPO団体の育成及び支援	新規		→ NPO団体の活動支援及び連携				社協
③自治公民館活動の活性化	継続	→ 公民館の開放の推進と活動支援及び連携					社協
④民生委員児童委員活動に対する支援	新規	→ 担当区域の見直しと事務局選任化					社協

【評価指標と目標値】

基本施策2-(2)ボランティア及び各種団体等の活動支援

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①ボランティア団体登録数	社会福祉協議会	団体	12	22
②福祉関係NPO法人数	社会福祉協議会	団体	16	19
③民生委員児童委員の知名度	市民意識調査	%	43.6	58.6



民生委員児童委員活動

2 基本目標2 共に支え、共に生きる地域をつくる

基本施策1 地域を中心とした支え合いの環境づくり

施策1-(1) 主体的な活動を支援する仕組みづくり

取組みの基本方針

複雑多様化した地域の生活課題を早期に発見し、柔軟に対応していくためには、地域における新たな支え合いの仕組み（共助のまちづくり）を推進していくことが必要です。

地域の福祉活動を推進する多様な主体が、連携、協働することで一人ひとりの自立生活を支援していくことができるよう、自治公民館をはじめ多くの関係組織の主体的な活動を支援します。

行政の取り組み

1) 地域の生活課題への対応と新たなサービスの創出支援

地域には子育て支援、虐待、DV、健康づくりに関する問題などが山積しています。これら地域課題を解決していくためには、地域の実情をよく理解している住民同士が話し合い、知恵を出し合って課題解決に向かうプロセスの仕組みを創ることが必要です。

地域住民が、生活課題と向き合い「やれること、できること」を実践することができる環境づくりに取り組みとともに、社会福祉協議会や関係機関との調整を図りながら福祉ニーズに対応する地域に密着したサービスの創出支援に取り組みます。

2) 地域の見守り、支え合いの体制づくり

各自治公民館においては、高齢者の友愛訪問や子どもたちの見守り活動（スクールガード、シルバーモーニングサービス）などが推進されるほか、社会福祉協議会と連携した地域福祉ネットワーク推進会等が開催され、地域の見守り、支え合い活動等が推進されています。地域を主体として生活様子の小さな変化に気づき、支援につなげていくことができるように地域福祉ネットワーク推進会の拡充に向けた取り組みを支援します。また、地域の多様な支え合い、見守り活動が専門機関等と連携しスムーズな活動を展開できる環境を整えます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 地域の生活課題への対応と新たなサービスの創出支援

①主体的な活動を推進するための場の整備

○定期的な地域懇談会の開催や地域住民が自らの地域課題を考え、行動に結びつけることができる場（ワークショップ等）の整備を行います。

②地域に密着した新たなサービスの創出支援

○地域住民が考える支え合いの企画提案に対する助成を検討するとともに、企画提案を実践する地域をモデル地区として指定し、先進事例として各地域へ紹介します。（再掲 33p）

○市民ワークショップや市民懇談会等から提案された生活課題の解決方策等について、地域資源等を活用したコミュニティビジネス等として展開する仕組みを検討します。

○市民自らの発想から生まれた地域の支え合い、見守り活動が地域に密着した地域福祉のサービス基盤となるよう、事業化に向けた取り組みを進めます。

2) 地域の見守り、支え合いの体制づくり

①地域福祉ネットワーク推進会への活動支援

○地域福祉ネットワーク推進会の活動がスムーズに展開できるように定期的な連絡会の開催や見守り支え合い活動の充実に向けた情報提供を行います。

②地域福祉ネットワーク推進会への支援

○地域福祉ネットワーク推進会の意義や役割等に対する理解を求め、設立に対する調整や支援を進めます。

③自主活動組織等の立ち上げと活動に対する支援

○自治公民館や関係団体等の主体的な活動による組織活動（自主防災組織など）が各地域で展開できるように、関係機関と連携し支援します。



シルバーモーニング



朝のあいさつ運動

【推進事業】

基本施策1-(1)主体的な活動を支援する仕組みづくり

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①主体的な活動を推進するための環境整備	継続	→ 地区別福祉懇談会等の開催(年5か所)					社協
②地域活性化モデル事業	継続	→ モデル事業の指定(年1箇所)					社協
③地域の見守り、支え合いの体制づくり	継続	→ 地域福祉ネットワーク推進会の設置拡大					社協
④自主活動組織等の立ち上げと活動支援	新規	→ 自主活動組織の後方支援及び情報提供					社協

【評価指標と目標値】

基本施策1-(1)主体的な活動を支援する仕組みづくり

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①地域活性化モデル事業の指定数	社会福祉協議会	箇所	0	4
②地域福祉ネットワーク推進会の設置数	社会福祉協議会	箇所	3	8



見守りネットワーク



基本施策1 地域を中心とした支え合いの環境づくり

施策1-(2) コミュニティソーシャルワーク機能の充実

取組みの基本方針

複雑多様化する地域の福祉ニーズを踏まえ、福祉関係団体との調整や地域の人的資源、社会資源を有機的に結びつけた福祉ネットワークの形成と福祉サービスを組み合わせ包括的な支援を行う地域ケア体制の充実が求められています。

専門機関や市民組織等と連携しながら、それぞれの主体が個別課題に関わりながら専門的な支援につなぐコミュニティソーシャルワーク機能の充実を図ります。

行政の取り組み

1) コミュニティソーシャルワーク機能を高める体制づくり

社会福祉協議会、地域包括支援センター及び福祉関係団体等との連携を図り、支援を必要とする市民の福祉ニーズに的確に対応するケアマネジメント体制を軸に、市民主体の支え合い活動や公的サービスを効果的に組み合わせ、要支援者の自立支援に関わる「地域包括ケアシステム」を推進していくため、コミュニティソーシャルワーク機能の強化に取り組みます。

2) コミュニティソーシャルワークの担い手の育成

個別ニーズに的確に対応するため、地域資源の活用、関係機関等との連携体制の構築や各種サービス等の調整機能を担う、コミュニティソーシャルワーカーの配置に向けた人材の育成、確保に努めます。



見守りネットワーク

社会福祉協議会の取り組み

1) コミュニティソーシャルワーク機能を高める体制づくり

① コミュニティソーシャルワークの体制づくり

- 地域課題の共有化や課題解決のための情報提供を行うとともに、関係団体、専門機関等とのネットワークを形成する等、多様な主体が連携し課題解決を図る体制づくりを推進します。
- 地域福祉ネットワーク推進会、地域の生きがい対応型デイサービスを活用するなど、地域住民との密接なかかわりの中で、小地域福祉活動（要支援者の見守り、子育て支援、自主防災組織の立ち上げ支援等）を推進するための基盤整備に取り組みます。

② コミュニティソーシャルワーカーの適正配置

- 中圏域にコミュニティソーシャルワーカー配置に向けた調整を行います。

2) コミュニティソーシャルワークの担い手の育成

- 行政、関係機関と連携し多様な分野に関わるサービス提供の調整や総合相談支援並びに、個別支援ニーズに包括的に対応する福祉人材の確保に向けた取り組みを推進します。

【推進事業】

基本施策1-(2)コミュニティソーシャルワーク機能の充実

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①コミュニティソーシャルワークの体制づくり	新規						社協
②コミュニティソーシャルワーカーの適正配置	新規						社協

【評価指標と目標値】

基本施策1-(2)コミュニティソーシャルワーク機能の充実

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①コミュニティソーシャルワーカーの配置数	社会福祉協議会	人	1	3
②相談員の配置数	社会福祉協議会	人	1	3

基本施策1 地域を中心とした支え合いの環境づくり

施策1-(3) 誰もが利用しやすい活動拠点の整備

取り組みの基本方針

地域福祉活動を推進するためには、個人や団体等が気軽に利用できる活動拠点の整備が不可欠です。

活動拠点の整備は、既存の公共施設や地域公民館等の有効利用を基本としますが、地域の実情に応じ、災害時等における避難所や高齢者、障がいのある方、子どもたちが気軽に交流する場やコミュニティソーシャルワークを推進する活動拠点となる施設整備に向けた取り組みを行います。

行政の取り組み

1) 福祉活動拠点の確保と整備

共生のまちづくりを推進するという視点に立ち、既存公共施設の有効活用を行うため利用条件等の緩和等、施設利用に対する調整を進めます。

2) 緊急時における福祉避難所の整備

台風等の自然災害が多い本市においては、東日本大震災を教訓として災害時における要援護者の避難所の確保、避難生活に対する支援を図る観点から地域に立地する福祉施設等との連携体制を考慮した福祉避難所の整備を推進します。

3) 多様な交流活動を支援する拠点の整備

地域の高齢者や障がいのある方、子どもたちが気軽にふれあう機会や地域における支え合い活動などを支援する福祉避難所を兼ねた複合型施設整備を進めます。

また、地域住民が気軽に集まり情報交換や気軽に相談等ができる拠り所として整備を推進します。

社会福祉協議会の取り組み

1) 福祉活動拠点の確保と整備

○行政、関係機関と連携した福祉施設の有効利用の方法を検討します。

2) 緊急時における避難所等の周知

○災害時における避難経路や避難所等の周知活動を行います。

3) 多様な交流活動を支援する拠点の整備

①多様な交流活動を支援する居場所づくりの推進

○自治公民館や地域の広場、空き店舗等を活用し、地域住民が気軽に集まり、交流することで地域の情報交換や安否確認を行う事ができるような居場所づくりを進めます。(再掲 25p)

○仲間づくりや交流活動の場は、多様な形態で形成されることを踏まえ、地域独自で実施している集まりの場や交流活動の場については、社協独自の指定方法を検討し、その活動を支援します。

【推進事業】

基本施策1-(3)誰もが利用しやすい活動拠点の整備

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①福祉活動拠点の整備	新規		→ 福祉活動拠点の環境整備				福祉関係課
②緊急時における避難所等の周知	継続	→ 地区別の防災マップ作成及び各世帯配布					福祉総務課 社協
③空き家再生等推進事業	新規		→ 既存施設の有効活用と環境整備				社協

【評価指標と目標値】

基本施策1-(3)誰もが利用しやすい活動拠点の整備

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①市民が利用しやすい公共施設の立地について、よい方、普通だと思う市民の割合	市	個所	58.0	68.0
②福祉避難所の量的確保	市	個所	1	3
③複合型福祉避難所の整備	市	個所	-	1

基本施策2 安心してサービスを利用する環境づくり

施策2-(1) 相談、情報提供体制の充実

取り組みの基本方針

身近な地域のなかで、なんでも、気軽に相談できる多様な相談窓口の整備や複雑多様化する福祉ニーズに専門的に関わる人材の確保を図るとともに、関係機関が連携・協働する相談支援体制を構築します。

社会的支援や福祉サービスを利用する際に必要な情報が市民に行き届くように、地域に密着した情報収集と発信体制の仕組みをつくる必要があります。

多様な情報媒体を活用するとともに、情報を受け取る側の特性に配慮し、わかりやすい情報提供を行います。また、必要な情報を身近な地域で得ることができるよう、自治公民館や地域の居場所などを活用し必要な情報の収集と発信を行う仕組みづくりに取り組みます。

行政の取り組み

1) 身近な地域における相談支援体制の充実

公的サービスのみでは対応できず悩みを抱える市民の潜在的ニーズを拾い上げ、適切な支援につなげていくため、身近な地域での多様な相談窓口の整備を図るとともに、相談したいときに、いつでも気軽に相談できる仕組みや相談内容に総合的に対応できる支援体制の整備を進めます。また、専門的な立場で支援につなぐことができる相談員の資質の向上や適正配置を行うとともに、民生委員児童委員、地域包括支援センター、関係機関等との協働・連携体制を強化し、多様な専門職によるチームアプローチを可能とした相談支援ネットワーク体制の充実に努めます。

2) 利用しやすく、わかりやすい情報提供体制の充実

必要な情報をリアルタイムに入手することが出来るように、市民が利用しやすく、わかりやすい情報提供体制の整備が必要です。

市の広報誌、ホームページをはじめ地元新聞、FMラジオ等の情報媒体の活用を図るとともに、受け取る側に配慮した情報のバリアフリー化を推進するなど、身近な地域において、誰もが、いつでも手軽に福祉情報等が入手できる情報提供機能を高めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 身近な地域における相談支援体制の充実

① 利用しやすい相談窓口の整備拡充

- 関係各課が受け持つ相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が実施する各種相談(電話、来所、訪問)窓口を紹介するチラシ、パンフレット等を作成し、ニーズに応じた相談窓口の利用を促進します。
- 来所、電話相談をはじめ、インターネットやメール等の情報媒体の活用や訪問による相談体制の充実を図るとともに、相談者がいつでも、気軽に利用できる相談窓口の整備拡充に努めます。
- 地域に設置された地域福祉ネットワーク推進会が、地域の身近な相談窓口として活用できるように民生委員児童委員との連携や出張相談の定期開催等を検討します。
- 「中圏域」を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置した総合相談窓口を設置するなど、地域における相談支援体制やコーディネート機能を強化します。

② 相談支援体制の充実

- 自治公民館に相談窓口を設け、地域の身近な相談窓口となり相談支援につなぐ体制を整えます。
- 中圏域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーや地域包括支援センター等の専門機関等との連携を図り、課題解決に向け包括的で継続性のある相談支援を行うことができるネットワークの形成に向けた取り組みを進めます。
- 複雑多様化する福祉ニーズや困難事例等に専門的な立場で対応することができるよう、研修会、講習会等への参加や受講に対する支援を行い関係職員等の資質の向上を図ります。

2) 利用しやすく、わかりやすい情報提供体制の充実

① 多様な媒体を活用した情報提供体制の充実

- 社協だより、ホームページ等の掲載内容を見やすく、わかりやすい内容となるように工夫し、必要な情報にアクセスしやすくしていきます。
- 市民がよく利用する場所(スーパー、コンビニ)等に福祉情報コーナーを設置したり、自治公民館の掲示板等の有効活用を図るなど、身近な地域で福祉情報が手軽に入手できるような整備を進めます。
- 地元新聞、ケーブルテレビ、FMラジオ等と連携し、既存の広報に加え、日常生活に直結した情報を提供するコーナーを設けるなどリアルタイムに地域情報を提供する仕組みを検討します。

②情報のバリアフリー化の推進

○コミュニケーション支援を必要とする市民に対し、必要な情報が十分に行き届くように、広報誌等の点字化、声の広報誌（音訳化）や各種講演会等への手話奉仕員や要約筆記員の派遣に対する調整を行います。

③情報を共有する仕組みづくり

○多様な福祉情報の集約と共有化を図ることで、関係機関の福祉活動が円滑に推進される仕組みづくりを進めます。

【推進事業】

基本施策2-(1)相談、情報提供体制の充実

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①身近な地域における相談窓口の整備	新規	 中圏域ごとの総合相談窓口の設置					社協
②専門的な相談窓口の整備	継続	 各種専門機関との連携と専門相談員の設置					社協
③わかりやすい情報提供体制の整備	新規	 情報バリアフリー化と支援団体との連携					社協

【評価指標と目標値】

基本施策2-(1)相談、情報提供体制の充実

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①相談先や情報の入手の利便性が良いと思う市民の割合	市民意識調査	%	40.9	55.9
②専門相談員の配置	社会福祉協議会	人	4	6
③点訳活動、声の広報、手話通訳を行っている活動団体	社会福祉協議会	団体	3	4



障がい者料理教室

基本施策2 安心してサービスを利用する環境づくり

施策2-(2) 一人ひとりの尊厳を尊重する仕組みづくり

取組みの基本方針

すべての市民が、住み慣れた地域のなかで自分らしくいきいきと暮らしていくことを支援していくため、一人ひとりの尊厳を認め合う意識の高揚に努めるとともに、権利を尊重し適切な福祉サービスが利用できる仕組みづくりに取り組みます。

高齢者や障がい者、女性等に対する虐待や暴力が、人権を著しく侵害する行為であるという認識に立った普及啓発活動を推進します。

また、虐待や暴力行為は表面化しにくいという特性を踏まえ、地域と連携した見守り活動による早期発見体制や関係機関と連携した未然防止対策の強化に努めるとともに、被害者支援に取り組みます。

行政の取り組み

1) 権利擁護に対する普及・啓発活動の推進

すべての市民が、社会の構成員として対等な立場にあることを基本に、一人ひとりが人権を尊重する意識を深めていくことは、地域福祉の推進においても大切なことです。

人権を尊重する意識を醸成していくことができるように学校教育や生涯学習、講座などの様々な機会を通じた普及啓発を行い、差別や偏見をもたない思いやりの心で人や地域がつながる福祉のまちづくりに取り組みます。

2) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

認知症や障がい等により判断能力が十分でない方に対し、適切な福祉サービスの利用や金銭管理等の支援に取り組んでいます。また、高齢者、障がい者、子ども、女性等に対する虐待や暴力については、地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会、関係機関との連携により早期発見・早期対応や未然防止対策を進めています。

支援を必要とする市民が、必要な制度を利用し自立生活を営むことができるように、制度や支援事業内容の周知を図るとともに、円滑な利用に対する支援の充実に努めます。

また、人権を侵害する行為のない地域社会の実現に向けた普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し被害者支援を含め、迅速かつ適切な対応を行う取り組みを進めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 権利擁護に対する普及・啓発活動の推進

①人権教育の推進

- 学校教育、生涯学習との連携や講演会などを通して偏見、差別意識を持たない環境づくりに向けた啓発活動に対する協力を行います。
- 自治公民館や民生委員児童委員、人権擁護委員等との連携を図り「人権週間」等を活用し、人権擁護に対する意識啓発活動に対する協力を行います。

②権利擁護制度に対する普及啓発

- 知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない方の自立生活を支援する成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすい内容としてまとめたチラシの作成やパンフレット等を活用した周知活動に取り組みます。

③男女共同参画社会の推進

- 男女がお互いを尊重し、個性と能力を最大限に発揮できる男女平等意識を高めるため、学校教育及び地域関係団体や生涯学習と連携した普及啓発に協力します。
- 社会福祉協議会の受託事業等については、「第2次石垣市男女共同参画基本計画（いしがきプラン）」の施策方針に基づいた事業展開に努めます。

2) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり

①日常生活自立支援事業の利用促進

- 判断能力が十分でない方に対する公的サービスの利用援助や日常生活における金銭管理等を行い、自立生活を営むことができるように、当事者の権利を擁護し適切な利用に対する支援を行います。

②虐待防止対策の推進

- 女性に対する暴力や高齢者、障がい者、子ども等への虐待行為は、人権を著しく侵害する行為であるという認識を深める啓発活動を関係機関と連携し推進します。
- 虐待の恐れがあると判断した時や虐待を発見した場合には、「放置せず」、「見逃さず」、「躊躇せず」、速やかに通報する義務があることの周知を図るとともに

に、虐待を受けない、または、受けた場合の対応方法等について正しい知識を得ることができる普及活動を推進します。

- 地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会や医療機関、関係福祉団体などの多様な専門性を有する関係機関と連携し、虐待が発生した場合の適正な措置や虐待を受けた本人、養護者、保護者等の心身のケアや適切な保護を含めた支援体制の強化に取り組みます。

【推進事業】

基本施策2-(2)一人ひとりの尊厳を尊重する仕組みづくり

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①日常生活自立支援事業の推進	継続	 権利擁護事業の推進及び支援員の確保					社協
②成年後見制度の利用支援	継続	 制度内容の周知と利用促進					福祉関係課 社協
③虐待防止対策の推進	新規	 虐待防止ネットワークづくりと各機関との連携					福祉関係課 社協

【評価指標と目標値】

基本施策2-(2)一人ひとりの尊厳を尊重する仕組みづくり

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①日常生活自立支援事業の生活支援員数	社会福祉協議会	人	13	20

基本施策2 安心してサービスを利用する環境づくり

施策2-(3) 福祉サービスの向上とネットワークの充実

取り組みの基本方針

福祉ニーズの多様化や地域の実情を勘案し、必要とされる福祉サービスの量的確保に努めます。また、サービス利用に対する情報を提供するなど、利用者本位による「選択」と「適正な利用」を促進し、常に、サービスの質の向上を図り安全で満足度の高いサービスの提供に努めます。

また、日常生活圏域を勘案し、包括的で質の高い福祉サービスを提供していくため、関係団体やサービス提供事業者間のネットワークを形成する仕組みづくりに取り組みます。

行政の取り組み

1) 福祉サービスの質の向上

サービスを受ける側の立場を尊重し、自立生活に向けた適切な福祉サービスを提供していくため、第三者評価事業等を取り入れ、サービス提供体制や内容等の改善に積極に取り組む等、より質の高い福祉サービスを提供する体制づくりに努めます。

2) 関係機関とのネットワークの形成

身近な生活圏域を単位として、住み慣れた地域のなかで福祉サービスを利用し自立生活の継続を支援していくため、地域の主体的な福祉活動とサービス事業者等が提供する専門性の高い福祉サービスが連携し包括的にサービスを提供する体制づくりに取り組みます。

3) 社会福祉協議会との連携強化

市社協を、地域福祉を推進する中核的な組織として位置づけ、地域の主体的な福祉活動に対する支援や地域及び関係機関等と連携・協働した幅広い事業展開が可能となるような支援を行います。

また、柔軟性と機動性を発揮し、市民や関係機関とともに福祉のまちづくりを進めていくための組織体制や運営基盤の強化に対する支援を行います。

社会福祉協議会の取り組み

1) 福祉サービスの質の向上

①各種福祉サービスの充実

- 福祉ニーズに柔軟に対応し、より地域に密着したサービスとして提供できるように、サービスの種類や供給量の調整を行い、利用度の高いサービスの拡充に取り組みます。
- 多様なサービス提供事業者が有する専門性を地域資源として活用し、地域独自の福祉活動と連携した利便性の高いサービスを提供する仕組みを検討します。
- サービス提供事業者、社会福祉法人、地域包括支援センター等と連携し情報交換会や困難事例に対応する「ケース会議」を開催するなど、利用者本位を前提に、適切なサービスを提供する体制づくりを進めます。

②福祉サービスの向上

- サービス提供事業者の一員としての立場を踏まえ、サービス利用に対する苦情解決体制の充実に努めるなど、常に、サービスを受ける立場を考慮し良質かつ適切なサービスを提供する体制づくりに取り組みます。
- 各種研修会や講習会等へ積極的な参加を支援するなど、職員の専門性を高めます。

2) 関係機関とのネットワークの形成

- より身近な地域で安心して暮らしていくことができる「地域包括ケア体制」を構築していくため、地域包括支援センター、障がい者自立支援協議会、福祉関係団体、民生委員児童委員等が協働した地域福祉ネットワークの形成に取り組みます。

3) 社会福祉協議会の役割の明確化と基盤強化

①社会福祉協議会の役割の明確化

- 社会福祉協議会が、関係福祉団体や地域住民とともに福祉活動を推進する公益性の高い社会福祉法人としての存在意義を明確に位置づけ、地域に開かれた社協としての知名度を高め、地域福祉を推進する役割を果たします。

②組織基盤の強化と運営体制の整備

ア. 自主財源の確保

- 社会福祉協議会が自主事業を継続的かつ安定的に実施していくため、活動内容や実施事業内容に対する啓発活動を通して法人、個人会員の拡大に努めます。

○寄付金や共同募金は、地域福祉を推進する様々な活動を支える運用基金として重要な位置づけにあることを踏まえ、寄付金や共同募金の趣旨や運用などが住民から理解を得られる啓発活動を推進します。

イ. 組織基盤の強化

○理事会や評議会への事業報告と評価を受け、より専門性を活かした経営を安定的、継続的に実施する執行体制を整えます。

○地域住民の意向、要望を反映した質の高い福祉サービスの提供や事業・事務の効率化を進めるため、人員配置を含めた組織体制の強化に努めます。

ウ. 職員の資質の向上

○効果・効率的な事業の推進と、地域住民からの信頼が得られるサービスを提供していくため、県社会福祉協議会、関係福祉団体等と連携し職員の資質の向上を図ります。

【推進事業】

基本施策2-(3)福祉サービスの向上とネットワークの充実

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①各種福祉サービスの質の向上と充実	継続		→ 福祉サービス評価委員会の設置				社協
②自治公民館及び地域団体との連携強化	継続	→ 地域福祉ネットワーク推進会の定期開催					社協

【評価指標と目標値】

基本施策2-(3)福祉サービスの向上とネットワークの充実

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①社会福祉協議会の知名度	市民意識調査	%	43.7	68.7
②配食サービスの利用者数	社会福祉協議会	人/月	157	207
③社会福祉協議会と各地区公民館等とのネットワーク数	社会福祉協議会	箇所	6	35

3 基本目標3 安心して暮らせる地域をつくる

基本施策1 安全・安心感に支えられた地域づくり

施策1-(1) 地域ぐるみの健康づくりの支援

取り組みの基本方針

地域住民が、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組む意識を高め、地域ぐるみで健康づくりに取り組む活動の輪を広げていきます。

また、市民一人ひとりが主役となって、自分の健康を自分でコントロールできるようにしていくことを地域や専門機関などが一体となって支援する取り組みを推進し、生涯を通して健やかに、いきいきと暮らす活動的な地域（健康都市）づくりに取り組みます。

行政の取り組み

1) 健康づくりに対する意識の高揚

健康な生活を維持するためには、市民一人ひとりが「自らの健康は自ら守るといふ」健康意識をもち、自分のペースで健康づくりを実践していくことが大切です。

市民一人ひとりが、自らの健康状態を知り生活習慣の改善につなげていくことができる啓発活動を推進します。

2) 地域ぐるみの健康づくり支援

健康づくりは、一人ひとりが自分の健康を管理し、改善に取り組むことになりませんが、個人だけでは、健康を維持することは難しい面もあるといわれています。

市民自らが考え行動する健康づくり活動が、一人ひとりの健康づくりのきっかけや学習の場となり、継続性のある健康づくりを推進することができるように、地域の絆を強め一体的に健康を守る事業に取り組むなど、地域ぐるみの健康づくり活動に取り組めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 健康づくりに対する意識の高揚

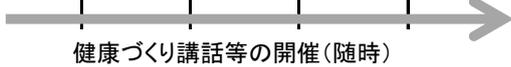
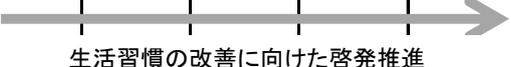
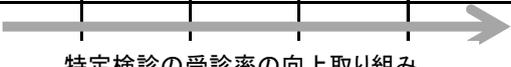
○行政からの受託事業や各種福祉事業を通して、市民の健康づくり意識を高める啓発活動を側面から支援します。

2) 地域ぐるみの健康づくりの支援

○行政や関係機関と連携し、健康づくり推進員やボランティアの養成確保にかかわる取り組みを支援します。

【推進事業】

基本施策1-(1)地域ぐるみの健康づくりの支援

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①市民の健康づくり意識や知識の普及啓発	継続						健康福祉センター
②「健康いしがき21」の推進	継続						健康福祉センター
③地域ぐるみの健康支援事業の展開	新規						健康福祉センター

【評価指標と目標値】

基本施策1-(1)地域ぐるみの健康づくり支援

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①特定検診の受診率	市	%	41.4	60.0
②特定保健指導の実施率	市	%	34.3	60.0



基本施策1 安全・安心感に支えられた地域づくり

施策1-(2) 防犯・防災対策の充実

取り組みの基本方針

災害や犯罪被害から市民の生命と財産を守り、安全と安心感のあるまちづくりを進めることが重要です。

「自分の身は自分で守る」ことを基本として、犯罪に合わないことや被害を未然に防いでいくことができるように、市民一人ひとりが防犯や防災に対する正しい知識と意識を高める啓発活動を推進します。

地域の自主防災組織、防犯活動への支援や関係機関との連携強化を図り、地域の防犯、防災力を高めながら犯罪が起りにくい環境づくりや災害に強い地域づくりを推進します。また、「石垣市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」の指針に基づき、迅速かつ的確な避難支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。

行政の取り組み

1) 防犯対策の充実

高齢社会や都市化の進展等によって、地域や住民相互のつながりが希薄化する一方で、犯罪件数は増加傾向にあり、住民による主体的な地域安全活動や関係機関と連携した防犯対策の充実が求められています。

地域においては、子どもの登下校に対する声掛け、見守り等の防犯活動が実施されています。こうした地域の主体的な活動の輪を広げながら、防犯意識の高揚を図るとともに市民、地域、行政、関係機関等との連携により、犯罪が起りにくい地域づくりを進め、安心と安全に支えられた地域社会を実現します。

2) 防災対策の充実

地震、津波、台風などの災害時に備え、災害による被害を最小限に抑えるため、自らの安全を守る自助意識や災害関連に対する知識を高める啓発活動に努めます。

また、「石垣市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」の指針に基づき、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の的確な把握、災害時における迅速な避難誘導體制の構築を図るとともに、地域や自主防災組織と連携した地域防災訓練の実施や防災マップの作成を行うなど、災害に強いまちづくりに向けた取り組みを一層推進します。

社会福祉協議会の取り組み

1) 防犯対策の充実

①地域と連携した防犯対策の充実

- 高齢者等を中心に、オレオレ詐欺や悪徳商法等の知的犯罪の被害が増加するとともに、被害認識がないケース等も見受けられます。こうした犯罪手口に対する情報提供や犯罪に巻き込まれないための知識の普及や意識の高揚に努めます。
- 自治公民館や地域福祉ネットワーク推進会、民生委員児童委員等と連携し、地域の見守り、声掛け活動等による自主防犯活動の体制づくりを進めます。

2) 防災対策の充実

①防災意識の高揚

- 「自分の身は自分で守る」という認識に立ち、日頃から、隣近所との交流を深め、安否を確認し合うなど、共に支え合うという地域を主体とした防災意識を高めるための啓発活動を推進します。

②災害に強いまちづくりに対する連携

- 自主防災組織の立ち上げや地域防災マップの作成支援を行うとともに、自主防災組織や関係機関と連携し、地域の実情を勘案した防災訓練等の実施に協力していきます。

③災害時要援護者避難支援対策との連携

- 「石垣市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」に基づく、災害発生時や災害後の円滑な要援護者支援を行う事ができるように、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティア等の人材育成と派遣調整などに対する支援体制を強化します。



地域防災訓練の様子

【推進事業】

基本施策1-(2)防犯・防災対策の充実

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①自主防災及び防犯組織の立ち上げと活動支援	新規	→ 関係機関との連携、立ち上げ支援					総務課 消防本部 福祉総務課
②地域別防災訓練の実施	新規	→ 自主防災組織等地域への支援					総務課 消防本部 福祉総務課
③地域別の防災マップ作成支援	新規	→ 地域別防災マップ作成への支援					総務課 福祉総務課 社協
④災害ボランティアの育成・確保	新規						社協

【評価指標と目標値】

基本施策1-(2)防犯・防災対策の充実

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①石垣市が「住みよい」と感じる市民の割合	市民意識調査	%	49.1	59.1
②防災体制、組織体制が良い方、普通だと思う市民の割合	市民意識調査	%	39.3	54.3
③地域防災訓練を実施した地域	実施実績	地域	13	全地域
④地域別の防災マップ作成支援	実施実績	地域	0	全地域



防災講演会

基本施策1 安全・安心感に支えられた地域づくり

施策1-(3) 災害時要援護者支援対策の充実

取り組みの基本方針

地震、津波、台風などの災害発生時において、自力で避難することができない高齢者や障がい者等の災害時要援護者の迅速かつ適切な避難支援体制の確立が喫緊の課題となっています。

本市では「石垣市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」を策定し、災害時への備え（自助）、日ごろからの見守りや支え合いのある関係の構築（共助）、災害時における避難支援対策の実施に係る相互連携の強化（公助）等の役割を明確にした支援体制の指針が示されています。

「石垣市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」の指針に基づき、災害時に備え、要援護者の的確な把握や地域、関係機関相互の連携による要援護者支援に係る取り組みを一層強化します。

行政の取り組み

1) 要援護者の適正把握

災害発生後における、要援護者の安否確認と迅速な避難支援につなげるため、「石垣市災害時要援護者登録制度」に基づき、要援護者本人や家族等からの申し出による、災害時要援護者台帳への登録を促進するとともに、基本情報の更新に努めます。

また、「個別支援プラン」の作成により、災害時における安否確認や避難方法等の情報を共有化するなど、関係機関や地域支援者等との相互協力に基づく避難支援体制の確立に努めます。

2) 要援護者等の迅速な避難誘導體制の確立

災害発生時において、地域や関係機関との連携、調整を進め、円滑な避難誘導體制を構築していくため「要援護者支援ネットワーク検討協議会（仮称）」を設置し、自治公民館、自主防災組織、民生委員児童委員、支援協力員、社会福祉法人等の役割の明確化や相互連携による要援護者支援ネットワークの構築を図るなど、要援護者に対する必要な避難支援が実施できる体制の構築に取り組みます。

3) 要援護者等の避難生活支援対策

要援護者の安全性と利便性に考慮した避難生活を支援していくため、福祉避難所の量的確保や整備を図るとともに、被災状況や避難生活に係る情報提供・伝達手段の確保、生活支援物資、薬品・医療器具の確保を含め、被災者の心身のケア体制を整えるなど、関係機関との連携による避難生活に対する支援の充実に努めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 要援護者の適正把握

- 要援護者の対象となるすべての方々が、登録情報に基づき迅速な避難支援を受けることができるように、災害時要援護者台帳への登録を促す取り組みを進めます。
- 地域や関係福祉団体、民生委員児童委員と連携し、行政が進める「災害時要援護者登録制度」の対象者の把握調査に協力するとともに、常に最新の情報が掲載されるように情報更新に対する協力や情報提供を行います。

2) 迅速な避難誘導體制の確立

①災害時における情報伝達体制の確立

- 関係機関、「要援護者対策班」に設置された安否確認情報窓口等と連携し、要援護者情報の把握と安否確認作業等に係る情報整理や提供に対する支援を行います。
- 災害発生時に、関係機関から発信される災害情報の配信や要援護者等に対する情報伝達等への協力と支援を行います。

②自治公民館、自主防災組織との連携体制

- 地域や地域住民並びに関係機関を主体とした災害時における円滑な援助活動を推進していくため、「要援護者支援ネットワーク検討協議会（仮称）」と連携し、個々の役割や取組体制の検討を行うなど、相互連携による支援意識の高揚と住民主導による活動に対する支援を行います。

3) 要援護者等の避難生活支援対策

- 避難所への災害ボランティアの受け入れ、派遣等を行い避難所での炊き出しや避難者の介助、介護等にかかわる支援調整を行います。
- 行政や関係機関と連携し、避難生活者の健康相談、日常生活相談支援を行うとともに、避難者等の特性に応じて発生する生活支援に対応するための体制

の確立に向けた取り組みを行います。

【推進事業】

基本施策1-(3)災害時要援護者支援対策の充実

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①災害時要援護者支援対策との連携	新規	→					福祉関係課
		要援護者登録の周知と近隣支援者の確保					
②要援護者台帳への登録・更新支援	新規	→	→	→	→	福祉関係課 社協	
		新規登録		対象者情報の更新			
③「個別支援プラン」の作成と運用	新規	→	→	→	→	福祉関係課 社協	
		プラン策定		支援者、対象者情報の更新			
④要援護者支援ネットワーク検討協議会(仮称)の設置・運営	新規	→	→	→	→	福祉総務課 社協	
		協議会の設置		協議会の運営			

【評価指標と目標値】

基本施策1-(3)災害時要援護者支援対策の充実

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①災害時要援護者の適正把握	市	%	0	90.0



公民館主催による石垣地区防災訓練



津波避難訓練

基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

施策1-(1) 良好な生活環境の整備とバリアフリー化の推進

取り組みの基本方針

すべての市民が、地域の中で安心と安らぎ感を享受しながら、暮らしていくことができるように、人とひとのつながりを軸として、日常生活における基本的なルールを守ることやマナーを向上させ、住みよい環境づくりに取り組みます。

また、高齢者、障がい者に配慮した居住環境の整備を含め、すべての市民や本市を訪れる観光客等にとっても快適で利便性の高いまちとなるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人にやさしいまちづくりを進めます。

行政の取り組み

1) 良好な生活環境の形成

安全で健康的な暮らしやすい地域環境を整えていくため、市民一人ひとりが相手の立場に立って日常生活における基本的なルールを守ることや、自らの地域が、快適で住みよい環境となるような住民主体の活動を支援するとともに、環境衛生の向上に向けた諸施策の充実を図るなど、暮らしやすい生活環境の改善に取り組みます。

また、高齢者、障がい者が住み慣れた地域の中で自立した在宅生活を送ることができるように、多様な住まい方に配慮した住宅確保対策を進めます。

2) バリアフリー整備の推進

本市では、子どもから高齢者まですべての市民が快適で、安心して暮らしていくことができる生活環境の充実をめざし平成9年に「石垣市福祉のまちづくり条例」を制定し歩道の段差の解消、公共施設及び公共交通におけるバリアフリー化を推進してきました。

石垣市を訪れる人々を含め、より多くの人々が快適に利用できるまちづくりを推進していくため、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、バリアフリー化を一層推進し、人にやさしいまちづくりを進めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 良好な生活環境の形成

①健全な市民生活を形成するための生活ルール・マナーの啓発

- 地域や地域住民と連携した地域の生活ルール（ゴミだし、地域清掃、ペットの管理）づくりや基本的マナーの遵守等に対する啓発活動に取り組みます。
- 快適なまちづくりに対する企画・提案への助成を行う仕組みを検討します。

②自立を支援する居住環境の整備

- 高齢者や障がい者の自立生活や地域移行を支援していくため、行政や関係機関と連携し居住サポート事業等の住宅確保対策に取り組みに協力します。
- 低所得者、高齢者、障がい者世帯に対し、住宅の増改築や補修等に必要な貸付資金の申請支援を行います。

2) バリアフリー整備の推進

- 生活環境、居住環境におけるバリアフリー整備の啓発活動への協力を行います。

【推進事業】

基本施策2-(1)良好な生活環境の形成とバリアフリー整備の推進

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
①快適なまちづくりに対する企画・提案に対する助成の検討	新規	要綱検討		企画提案募集、事業推進			福祉総務課 社協
②高齢者や障がいのある市民に配慮した住宅確保対策	継続	居住サポート事業等の実施に向けた検討					福祉関係課 社協
③生活環境におけるバリアフリー整備	継続	各種助成制度の活用と周知					福祉関係課

【評価指標と目標値】

基本施策2-(1) 良好な生活環境の形成とバリアフリー化の推進

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
①石垣市が「住みよい」と感じる市民の割合【再掲】	市民意識調査	%	49.1	59.1

基本施策2 ひとにやさしいまちづくりの推進

施策1-(2) 移動支援・交通安全対策の推進

取り組みの基本方針

移動・交通手段の確保は、生活基盤の大きな要素であることを踏まえ、地域の実情に応じた公共交通網の整備や市民生活の多様性と福祉ニーズに柔軟に対応した移動手段の確保対策を進めます。

交通事故が多発する傾向にあるなか、「シルバーモーニングサービス」等、地域においては、高齢者等が地域の子どもたちを交通事故から守る取り組みが進められています。今後とも交通安全意識の高揚を図るとともに、交通環境に対する安全対策の充実に努めます。

行政の取り組み

1) 移動手段・移動支援の充実

日常生活における買い物や高齢者、障がい者の通院、生きがい活動への参加を含め、社会活動への積極的な参加を支援する多様な移動交通手段を確保することが必要です。

都市の活力や市民生活を支える計画的な道路網の整備、公共交通網の拡充に対する取り組みを進めます。

また、日常生活の利便性や多様な社会参加を促進していくため、地域の実情や福祉ニーズに対応し地域、関係機関、事業所、社会福祉協議会等との連携を図りながら多様な形態を組み合わせた移送サービスを提供する仕組みづくりを行います。

2) 交通安全対策の充実

本市では、平成23年3月に策定された「第9次石垣市交通安全計画」に基づき、安全で利便性の高い道路交通環境と合わせ、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備や効果的な交通規制の推進など、様々な交通安全対策を講じ、安全で安心のある交通社会の形成に向けた取り組みを進めています。今後とも、行政、関係機関、市民が一体となった交通安全対策に取り組めます。

社会福祉協議会の取り組み

1) 移動手段・移動支援の充実

① 利便性の高い移動支援体制の強化

- 地域の実情を勘案し地域住民やボランティア、事業所等が協働して実施する移送サービスの仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者、障がい者等を対象とした移動支援サービスの拡充に向けた取り組みを一層推進します。

2) 交通安全対策の充実

① 地域と連携した交通安全意識の高揚支援

- 保育所（園）、幼稚園、学校や地域及び関係機関と連携し交通安全意識の高揚を図るとともに、体験型、参加型の交通安全教育に対する協力を行います。

② 地域の交通安全活動に対する支援

- 子ども会、青年会、婦人会、老人クラブや関係機関、学校と連携した交通事故防止活動に対する協力を行います。

【推進事業】

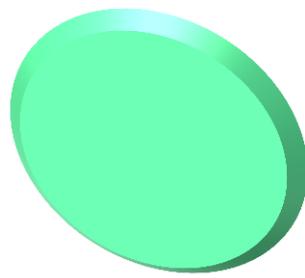
基本施策2-(2)移動支援・交通安全対策の推進

推進事業名	事業形態	スケジュール					推進主体
		H25	H26	H27	H28	H29	
① 地域に応じた移動支援サービスの充実	継続	 利便性の高い移動支援体制の推進					社協
② 地域と連携した交通安全意識の高揚支援	新規	 学校区ごとの登下校見守り活動の推進					社協

【評価指標と目標値】

基本施策2-(2)移動支援・交通安全対策の推進

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成24年度	平成29年度
① 通勤や買い物の利便性が良いと思う市民の割合	市民意識調査	%	30.9	50.0
② ニーズに合わせた移動支援サービスの運行	社会福祉協議会	事業	1	3
③ 学校と連携した交通指導(朝の登下校見守り等)	民生委員 児童委員	校区	3	12



資料編

1 石垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○石垣市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画を策定するため、石垣市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の関係者
- (3) 自治公民館関係者
- (4) 公募市民
- (5) 行政職員
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する報告した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議は原則として公開とする。

(検討委員会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討委員会を置く。

- 2 検討委員会には、福祉部長及び福祉総務課長のほか、別表に掲げる関係課等の長でもって構成する。
- 3 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には福祉部長、副委員長には福祉総務課長をもって充てる。
- 4 検討委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉部福祉総務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、会長が第2条の規定に基づき市長に報告した日をもって失効する。

(別表) 第7条第2項関係

○石垣市地域福祉計画策定検討委員会委員

委員長	福祉部長
副委員長	福祉部 福祉総務課長
委員	福祉部 障がい福祉課長
委員	福祉部 介護長寿課長
委員	福祉部 児童家庭課長
委員	市民保健部 健康保険課長
委員	市民保健部 健康福祉センター所長
委員	総務部 総務課長
委員	企画部 企画政策課長
委員	石垣市社会福祉協議会事務局長

2 石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	所属	役職等	氏名	備考
学識経験者	かみざと社会福祉研究所	主宰	神里 博武	○委員長
	石垣市社会福祉協議会	副会長	上原 嘉善	(H24. 4. 30 まで)
			東宇里 永清	(H24. 5. 1 より)
福祉関係者	民生委員児童委員協議会	会長	裁 里秋	(H24. 4. 30 まで)
			上原 秀政	
医療関係者	八重山地区医師会	会長	上原 秀政	
	県看護協会八重山地区	地区長	上盛 厚子	
介護関係者	八重山厚生園	園長	慶田盛 誠	
	介護支援専門員連絡協議会	会長	宮良 政順	
児童関係者	八重山私立保育園連盟	会長	増田 陽一	
障害者関係者	八重山身体障害者福祉協会	会長	比嘉 玉子	
	NPO活動法人結いの会	代表理事	大濱 守哲	
住民組織団体 関係者	自治公民館連絡協議会	会長	入嵩西 整	
	石垣市老人クラブ	会長	根本 宏佑	(H24. 4. 30 まで)
			石垣 實勇	(H24. 5. 1 より)
石垣市婦人連合会	会長	金城 綾子		
公募市民	塾講師	講師	久高 百合子	
	自営業	経営者	鍋倉 大	
行政関係者	石垣市福祉部	部長	森永 用朗	○副委員長

(事務局体制)

石垣市福祉部 福祉総務課	課長	黒島 玲子	
	補佐	運道 徹	
	主査	福里 由美子	(H24. 4. 1 より)
	主任	友利 祐子	(H24. 3. 31 まで)
	主事	黒島 孫司	
石垣市社会福祉協議会 事務局	局長	長嶺 康茂	(H24. 3. 31 まで)
	局長	伊良部 義一	(H24. 4. 1 より)
	次長	上地 武	
	主事	玉盛 拓美	

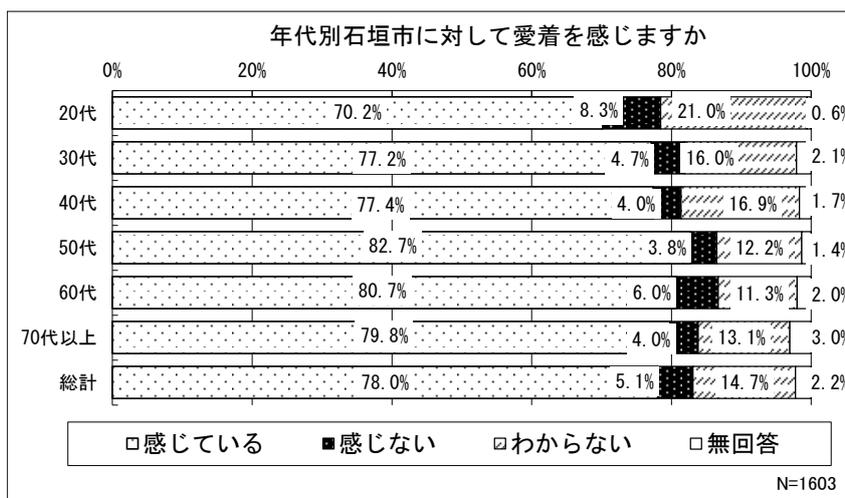
3 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定の取り組み経過

年 月 日	委員会・市民会議	内 容 等
平成 23 年 9 月 7 日	(事務局)	地域福祉に関する市民アンケート実施～9/26
10 月 13 日	(事務局)	計画策定に向けた関係課及び社協等ヒアリング実施
11 月 11 日	(事務局)	策定委員会への市民公募委員を募集
11 月 30 日	第 1 回策定委員会	1. 計画策定体制とイメージ 2. 今後の策定の進め方について
	(事務局)	シンポジウム開催：「地域福祉と協働のまちづくり」
平成 24 年 1 月 11 日	(事務局)	市民会議（ワークショップ）への市民参加者を募集
1 月 24 日	第①回市民会議	・地域福祉計画とは（趣旨、グループ分け等） ・地域福祉が醸成されたイメージと地域課題
2 月 16 日	第②回市民会議	・地域の課題整理（前回振り返りと課題の検証） ・地域課題の要因整理（背景や要因を整理）
3 月 13 日	第③回市民会議	・地域課題の要因整理（前回振り返りと課題の検証） ・地域課題に対する解決方策の検討
3 月 29 日	第 2 回策定委員会	1. これからの地域福祉のあり方について 2. 市と社協の計画について 3. 地域福祉に関する市民アンケート結果について 4. 市民会議（ワークショップ）開催状況について
4 月 16 日	(事務局)	北部地区の生活課題等把握に向けた懇談会実施
4 月 17 日	第④回市民会議	・地域課題に対する解決方策の検証（前回振り返り） ・解決方策の実施主体の検討（誰がどのようにするか）
5 月 14 日	第⑤市民会議	・これまでの会議を通して検証された課題解決 ・課題方策の実施主体の検討
5 月 31 日	第 3 回策定委員会	1. 計画策定の背景（趣旨、目的、性格、策定体制） 2. 計画策定の基本的考え方（視点、理念、目標、体系）
6 月 14 日	第⑥回市民会議	・各地域がこれまで話し合ってきた結果のまとめ ・地域福祉計画への提言まとめ
6 月 26 日	先進地視察実施	・筑紫野市・中津市・大津町社協（委員長及び事務局） ・市街地と山間地の課題と一体的策定の先進事例等視察
8 月 17 日	第 4 回策定委員会	1. 市民会議（ワークショップ）からの提言 2. 地域福祉の推進体制（福祉圏域の設定） 3. 具体施策への取り組み（基本目標 1 及び 2 途中まで）
10 月 26 日	第 5 回策定委員会	1. 具体施策への取り組み（基本目標 2 後半及び 3）
12 月 7 日	第 6 回策定委員会	1. 地域福祉の推進体制（推進基盤の整備） 2. 計画原案のまとめ（答申案）
	策定委員会	市長へ計画原案の答申書を提出
	(事務局)	シンポジウム開催：「みんなで創ろう地域の絆」
12 月 19 日	(事務局)	パブリックコメント（市民意見反映）～1/18

4 市民意識調査の結果の概要

(1) 石垣市に対して「愛着」を感じていますか。

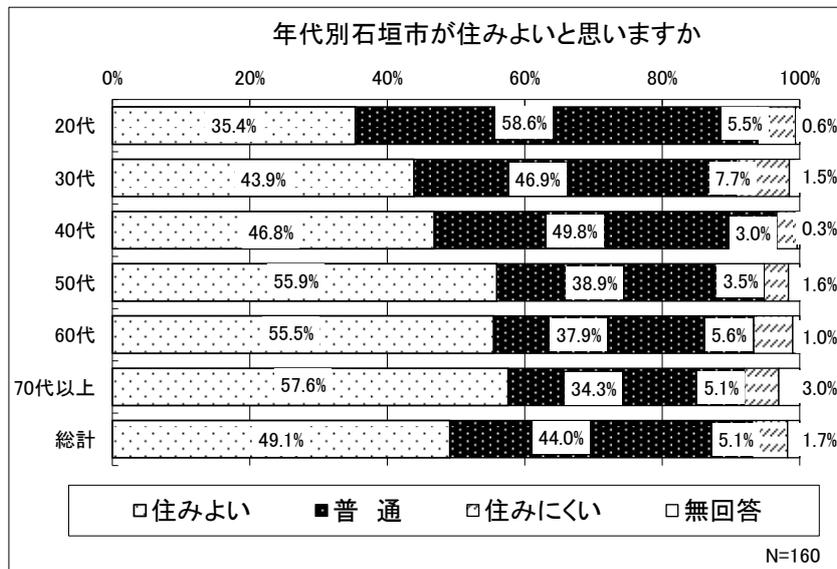
石垣市に対して、愛着を感じていますかについては、「感じている」が78.0%、「わからない」が14.7%、「感じない」が5.1%となり、市民の約8割の方が石垣市に愛着を感じると回答しています。年代別にみると、各年代共に愛着を「感じている」割合が最も高く、70代以上を除き年代が高くなるに従い、その割合が上昇する傾向にあります。うまれた時からずっと石垣市に住んでいる割合が高い20代で「感じない」の割合が8.3%と最も高くなっています。また、「わからない」の回答では他府県からの移住割合が高い「30代」、「40代」が16%台と高くなっています。



(2) あなたは、石垣市は住みよいと思いますか。

石垣市は住みよいと思いますかについては、「住みよい」が49.1%で最も多く、次いで「普通」の44.0%、「住みにくい」の5.1%となっています。

年代別にみると、「住みよい」の割合は、年代が高くなるに従いその割合が上昇する傾向にあります。「普通」の割合は、30代を除き、年代が若くなるに従いその割合が高くなっています。一方、「住みにくい」の割合は、30代で7.7%と高くなっています。

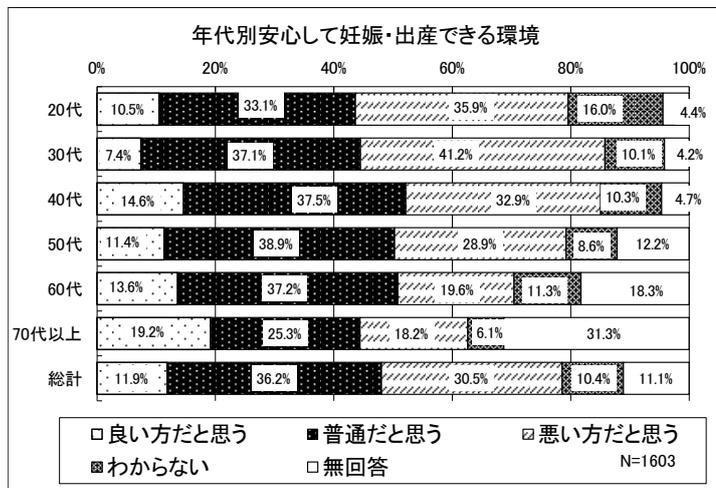


(3) あなたは、石垣市の地域環境について、どのように感じていますか。

1) 安心して妊娠、出産できる環境

安心して妊娠、出産できる環境については、「普通だと思ふ」の評価が 36.2%で最も多くなっています。次いで「悪い方だと思ふ」の評価の 30.5%、「良い方だと思ふ」の評価の 11.9%、「わからない」の 10.4%となっており、「悪い方だと思ふ」する評価が、「良い方だと思ふ」の評価に比べ 18.6 ポイント高くなっています。

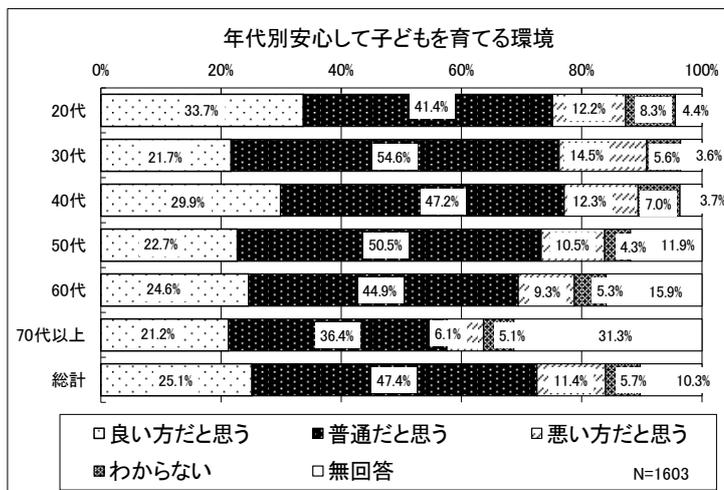
年代別にみると、「良い方だと思ふ」の評価は、年代が高くなるに従いその割合が高くなる傾向にあり、70代以上で 19.2%と最も高くなっています。「悪い方だと思ふ」の評価が最も高い年代は、子育て期にある 30代で 41.2%と最も多く 20代、30代においても 30%台を占めています。



2) 安心して子どもを育てる環境

安心して子どもを育てる環境については、「普通だと思ふ」の評価が 47.4%で最も多くなっています。次いで「良い方だと思ふ」の評価が 25.1%、「悪い方だと思ふ」の評価が 11.4%、「わからない」が 5.7%となっており、「良い方だと思ふ」の評価が「悪い方だと思ふ」の評価に比べ 13.7 ポイント高くなっています。

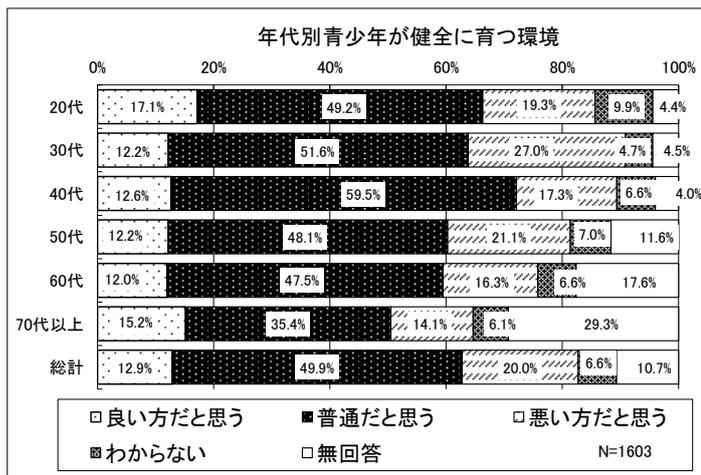
年代別にみると、「良い方だと思ふ」とする評価は 20代で 33.7%と最も高くなっています。「普通だと思ふ」の評価は、30代で 54.6%と過半数を超え最も高い一方で、「悪い方だと思ふ」の評価についても 30代で 14.5%と最も高い状況にあります。



3) 青少年が健全に育つ環境

青少年が健全に育つ環境については、「普通だと思ふ」の評価が 49.9%で最も多くなっています。次いで「悪い方だと思ふ」の評価の 20.0%、「良い方だと思ふ」の評価の 12.9%、「わからない」の 6.6%となっており、「悪い方だと思ふ」する評価が「良い方だと思ふ」の評価を 7.1 ポイント上回っています。年代別にみると、すべての年代で「普通だと思ふ」の評価が最も多く

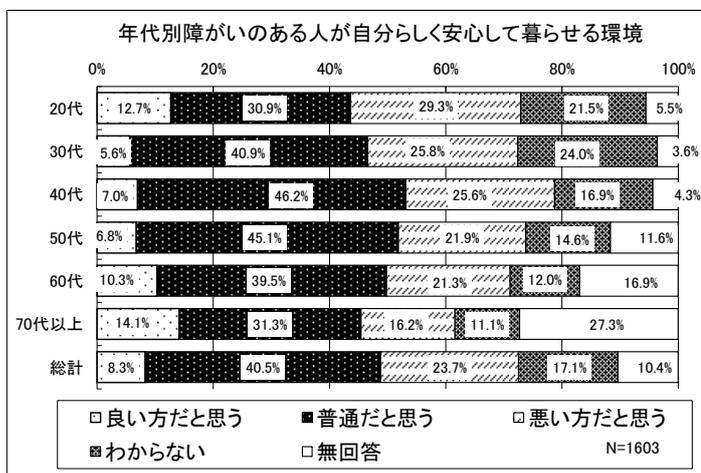
なっています。「良い方だと思う」の評価では20代が17.1%で最も高く、「悪い方だと思う」の評価では、30代が27.0%と最も高くなっています。



4) 障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境

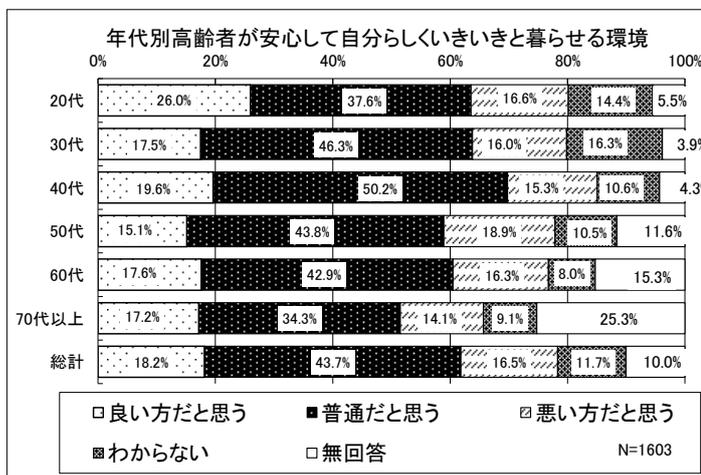
障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境については、「普通だと思う」の評価が40.5%で最も多くなっています。次いで「悪い方だと思う」の評価が23.7%、「わからない」が17.1%、「良い方だと思う」の評価が8.3%となり、「悪い方だと思う」の評価が「良い方だと思う」の評価を15.4ポイント上回っています。

年代別にみると、すべての年代で「普通だと思う」の評価が最も多くなっています。「良い方だと思う」の評価では70代以上が14.1%で最も高く、30代以上から年代が高くなるに従いその割合が上昇しています。「悪い方だと思う」の評価では、20代が29.3%と最も高くなっています。



5) 高齢者が安心して、自分らしくいきいきと暮らせる環境

高齢者が安心して、自分らしくいきいきと暮らせる環境については、「普通だと思う」の評価が43.7%で最も多くなっています。次いで、「良い方だと思う」の評価が18.2%、「悪い方だと思う」評価が16.5%、「わからない」が11.7%となり、「良い方だと思う」する評価が「悪い方だと思う」の評価を1.7ポイント上回っています。



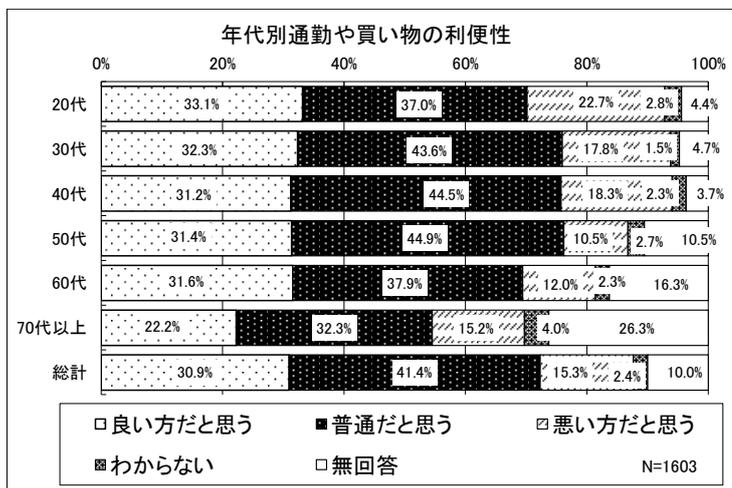
年代別にみると、すべての年代で「普通だと思う」の評価が最も多くなっています。「良い方だと思う」の評価は20代で26.0%と最も高くなっています。逆に、「悪い方だと思う」の評価では50代で18.9%と最も高くなっています。一方、当事者となる70代以上では、14.1%と最も低くなっています。

6) 通勤や買い物の利便性

通勤や買い物の利便性については、「普通だと思う」の評価が41.4%で最も多くなっています。次いで、「良い方だと思う」の評価が30.9%、「悪い方だと思う」評価が15.3%、「わからない」が2.4%となっており、「良い方だと思う」する評価が「悪い方だと思う」の評価を15.6ポイント上回っています。

年代別にみると、すべての年代で

「普通だと思う」の評価が最も多くなっています。「良い方だと思う」の評価では20代が33.1%で最も高く、60代までの各年代で3割を超えています。一方、「悪い方だと思う」の評価についても、20代が22.7%と最も高くなっています。

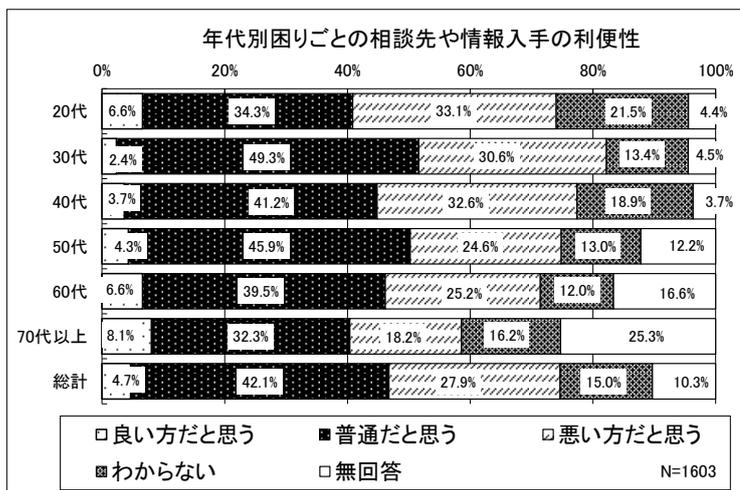


7) 困りごとの相談先や情報入手の利便性

困りごとの相談先や情報入手の利便性については、「普通だと思う」の評価が42.1%で最も多くなっています。次いで、「悪い方だと思う」の評価が27.9%、「わからない」が15.0%、「良い方だと思う」の評価が4.7%となっており、「悪い方だと思う」の評価が「良い方だと思う」の評価を23.2ポイント上回っています。

年代別にみると、すべての年代で

「普通だと思う」の評価が最も多くなっています。「良い方だと思う」の評価は、すべての年代で9%未満と低い状況です。一方、「悪い方だと思う」の評価は20代が33.1%と最も高くなっていますが、年代が高くなるに従いその割合が減少する傾向にあります。

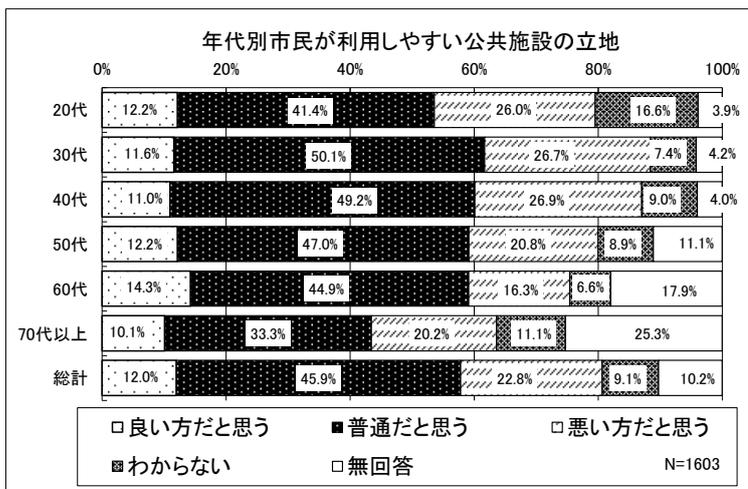


8) 市民が利用しやすい公共施設の立地

市民が利用しやすい公共施設の立地については、「普通だと思う」の評価が 45.9%で最も多くなっています。次いで、「悪い方だと思う」の評価が 22.8%、「良い方だと思う」の評価が 12.0%、「わからない」が 9.1%となっており、「悪い方だと思う」の評価が「良い方だと思う」の評価を 10.8 ポイント上回っています。

年代別にみると、すべての年代で

「普通だと思う」の評価が最も多くなっています。「良い方だと思う」の評価では、すべての年代で 10%台にとどまり、60代が 14.3%で最も多くなっています。一方、「悪い方だと思う」の評価は、20代から40代まで 26%台となり、40代が 26.9%で最も高くなっています。

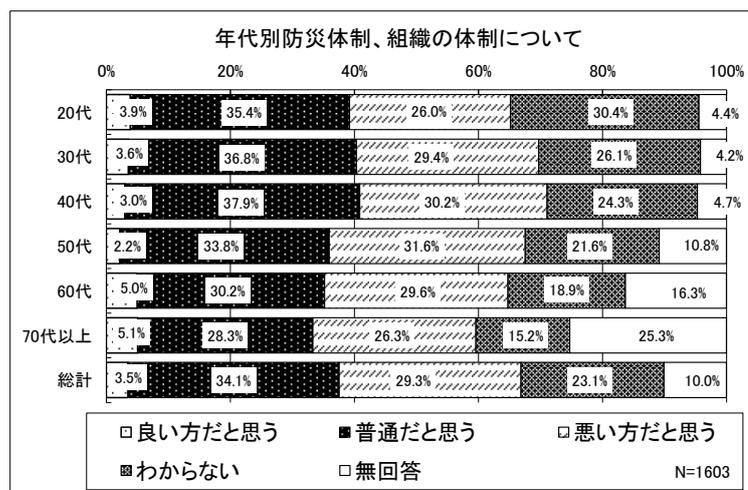


9) 防災体制・組織の体制

防災体制・組織の体制については、「普通だと思う」の評価が 34.1%で最も多くなっています。次いで、「悪い方だと思う」の評価が 29.3%、「わからない」が 23.1%、「良い方だと思う」の評価が 3.5%となっており、「悪い方だと思う」の評価が「良い方だと思う」する評価を 25.8 ポイント上回っています。

年代別にみると、すべての年代で

「普通だと思う」の評価が最も多くなっています。「良い方だと思う」の評価では、すべての年代で 5.1%以下と低い状況です。一方、「悪い方だと思う」の評価は、50代が 31.6%で最も高くなっています。

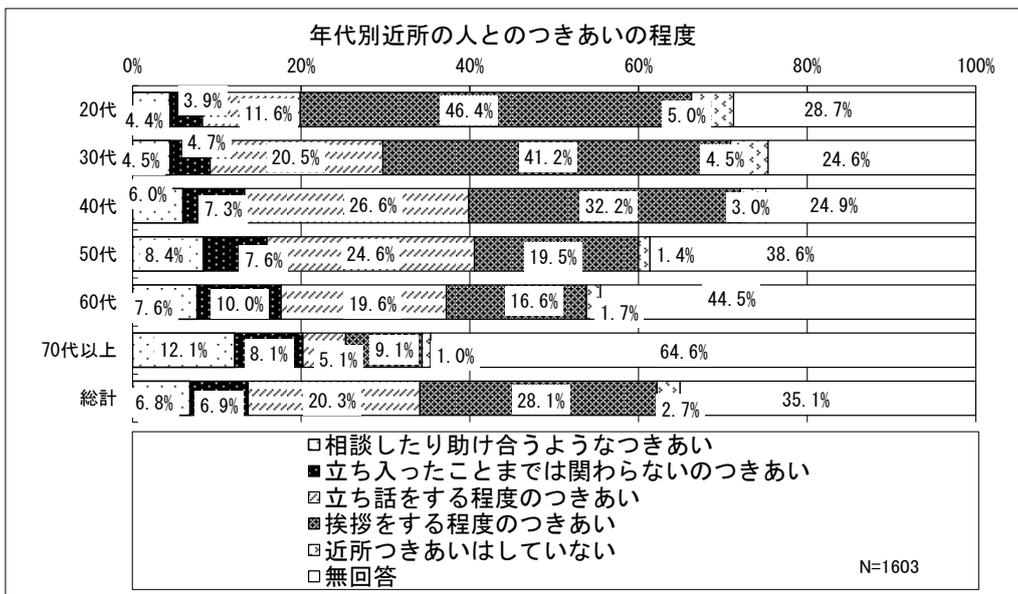


(4) あなたは、日ごろ、隣近所の人とどの程度のつきあいがありますか。また、今後どのようなつきあい方をしたいですか。

1) 日頃からのつきあい

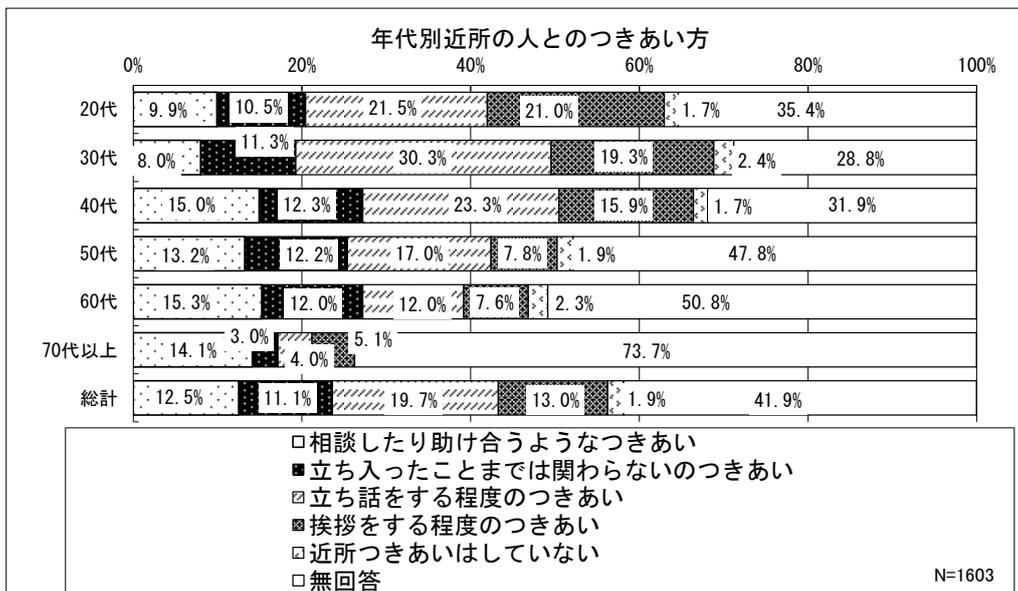
日ごろ、隣近所の人とどの程度のつきあいがありますかについては、「挨拶をする程度のつきあい」が 28.1%で最も多くなっています。次いで「立ち話をする程度のつきあい」の 20.3%、「立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい」の 6.9%、「相談したり、助け合うような

つきあい」の6.8%、「近所つきあいはしていない」の2.7%となっています。年代別にみると、20代から40代までは「挨拶をする程度のつきあい」、50代から60代では「立ち話をする程度のつきあい」、70代以上では「相談したり助け合うようなつきあい」が最も多くなっています。一方、「近所つきあいはしていない」の割合は20代が5.0%で最も多く、年代が若いほどその割合が高くなります。



2) 今後の隣近所とのつきあい方の意向

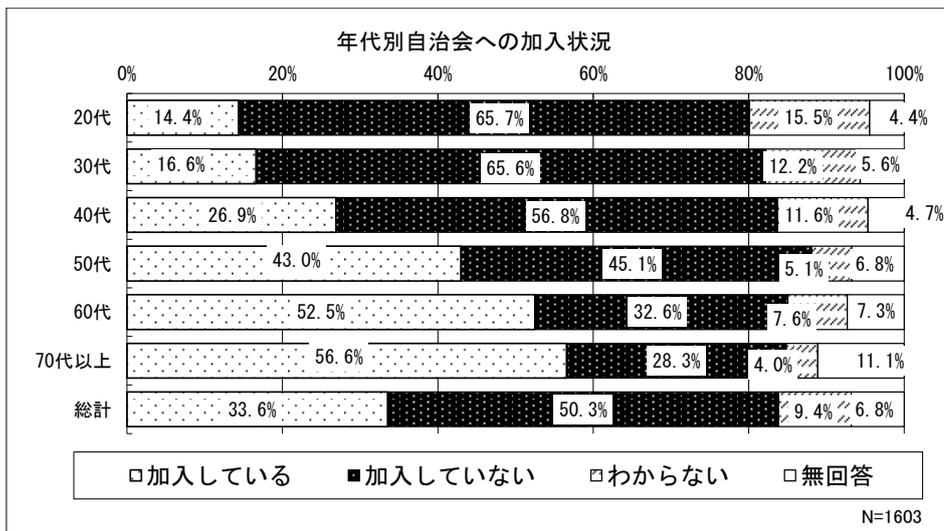
今後の隣近所とのつきあい方の意向は、「立ち話をする程度のつきあい」が19.7%で最も多くなっています。次いで「挨拶をする程度のつきあい」の13.0%、「相談したり助け合うようなつきあい」の12.5%、「立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい」の11.1%、「近所つきあいはしない」の1.9%となっています。年代別にみると、20代から50代までは「立ち話をする程度のつきあい」の割合が最も高くなっていますが、60代以上では「相談したり助け合うようなつきあい」の割合が最も高くなっています。



(5) あなたは、現在自治会に加入していますか。

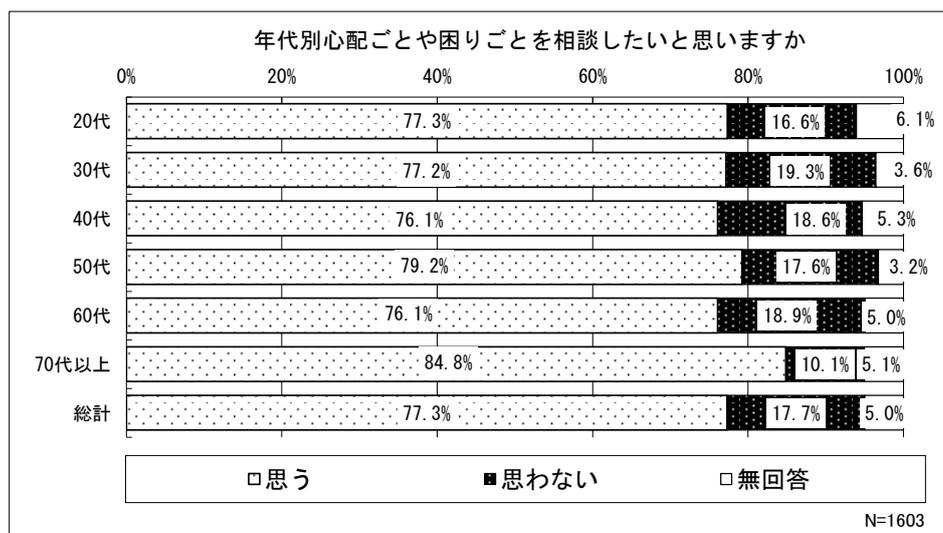
自治会への加入状況を見ると、「加入していない」が過半数を超える 50.3%、「加入している」の 33.6%、「わからない」の 9.4%となっています。

年代別にみると、年代が高くなるに従い、「加入している」割合が高くなっています。60 代以上の加入率は過半数を超え、70 代以上の加入率は 56.6%で最も高くなっています。



(6) あなたは、心配ごとや困りごとがある場合、誰かに相談したいと思いますか。

心配ごとや困りごとがある場合、誰かに相談したいと思いますかについては、「思う」が 77.3%、「思わない」が 17.7%となっており、市民の約 8 割合は心配ごとや困りごとがある場合、相談したいと思っていると回答しています。すべての年代で「思う」が 70%以上を占め、特に 70 代以上では 84.8%の高率となっています。

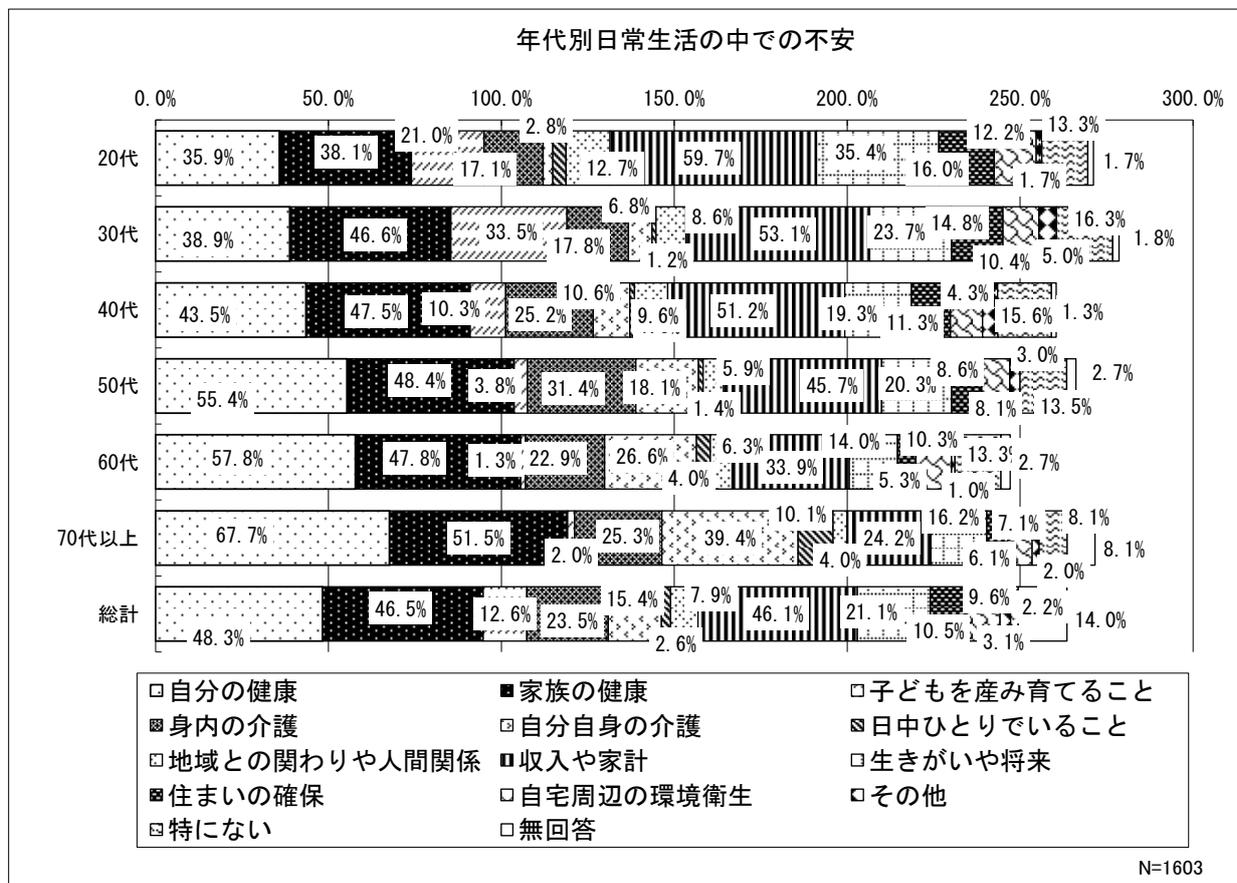
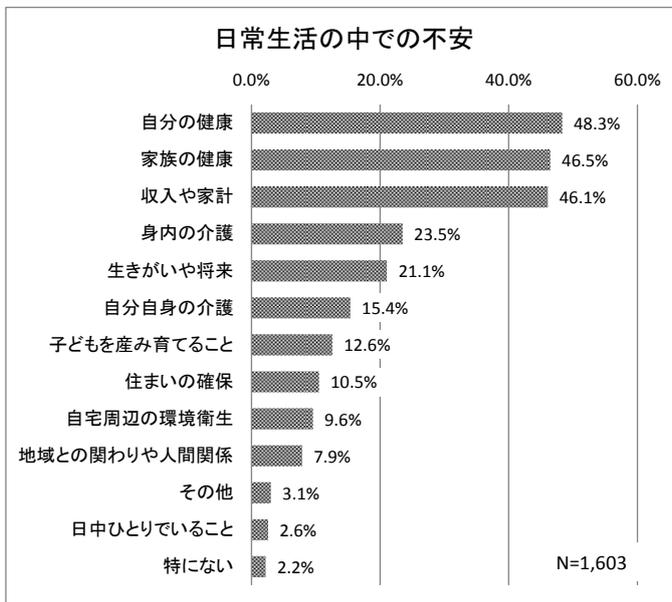


(7) あなたは、日常生活のなかでどのようなことに不安を感じていますか。

日常生活のなかでどのようなことに不安を感じていることの第1位は、「自分の健康」で48.3%となっています。第2位は「家族の健康」で46.5%、第3位は「収入や家計に関すること」で46.1%、第4位は「身内の介護に関すること」で23.5%、第5位は「生きがいや将来に関すること」で21.1%等となっています。

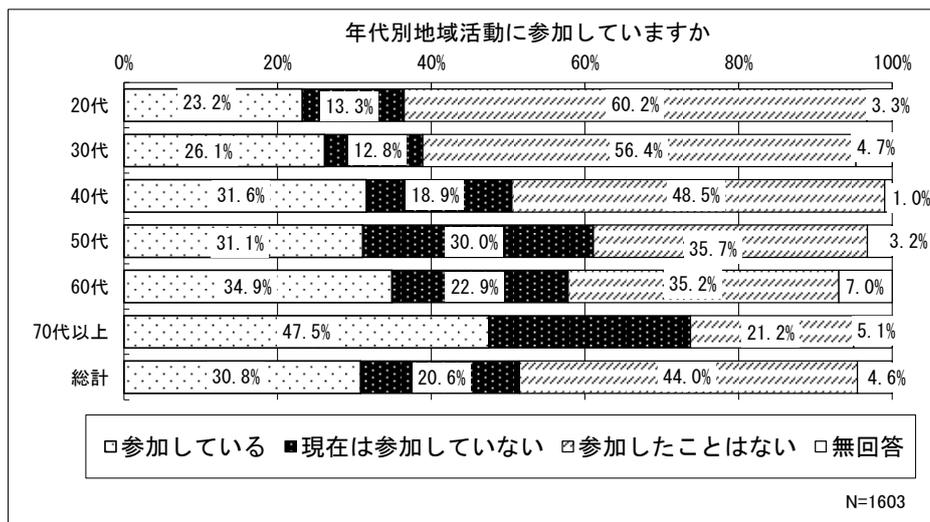
年代別にみると、「自分の健康に関すること」、「家族の健康に関すること」、「身内の介護に関すること」等については、年代が高くなるに従いその割合が高くなります。特に、50代以上では「自分の健康に関すること」が過半数を超え最も高く、70代以上では67.7%の高率となっています。

一方、「収入や家計に関すること」、「生きがいや将来に関すること」等は年代が若くなるに従い、その割合が高く、40代以前の年代で過半数を超え、特に20代では59.7%と高い値を示しています。



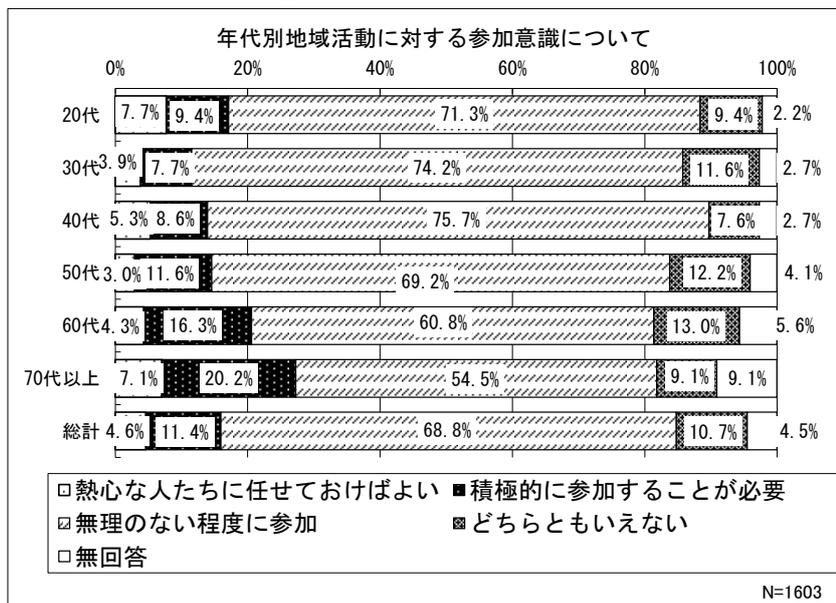
(8) あなたは現在、清掃活動や地域行事（祭り、運動会）などの地域活動に参加していますか。

清掃活動や地域行事（祭り、運動会）などの地域活動に参加していますかについては、「参加したことはない」が44.0%で最も多くなっています。次いで、「参加している」の30.8%、「現在は参加していない」の20.6%となり、地域活動へ参加していないとする割合が64.6%となっています。年代別にみると、年代が若いほど「参加したことはない」とする割合が高く、逆に年代が上がるに従い、「参加している」割合が高くなっています。



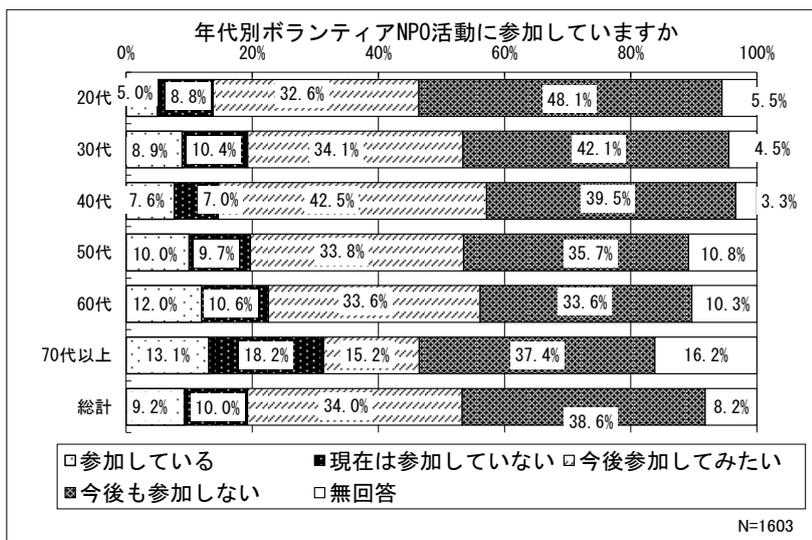
(9) すべての方にお伺いします。地域活動に対する参加意識について、あなたの考えに最も近いものは次のどれですか。

地域活動に対する参加意識は、「無理のない程度に参加すればよいと思う」が68.8%で最も多くなっています。次いで「積極的に参加することが必要だと思う」の11.4%、「どちらともいえない」の10.7%等となっています。年代別にみると「無理のない程度に参加すればよいと思う」の割合は、20代から40代で70%台と高い値を示し、40代で75.7%と最も高くなっています。「積極的に参加することが必要だと思う」の割合は年代が高くなるに従い、その割合が上昇します。



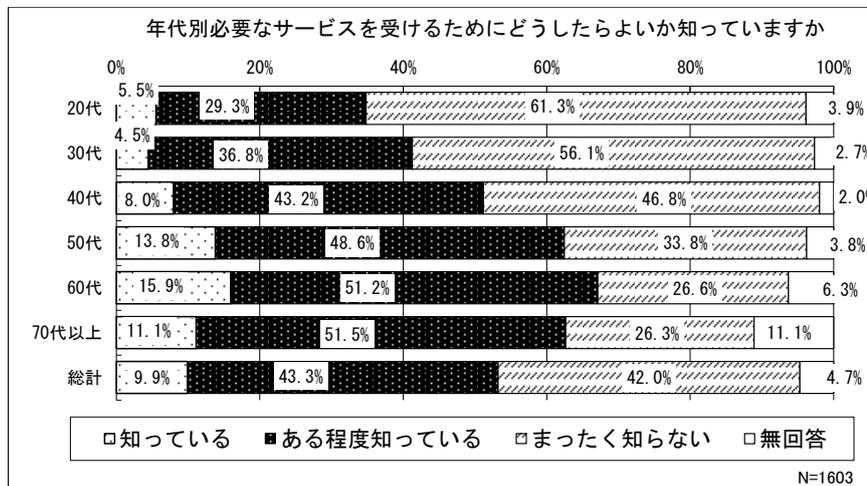
(11) あなたは現在、ボランティア活動、NPO活動に参加していますか。

ボランティア活動、NPO活動等への参加状況を見ると、「今後も参加しない」が38.6%で最も多くなっています。次いで「今後参加してみたい」の34.0%、「現在は参加していない」の10.0%、「参加している」の9.2%となっており、ボランティア活動やNPO活動に参加していないとする割合は48.6%となっています。年代別にみると、40代では「今後参加してみたい」が42.5%で最も高くなっていますが、その他の年代では「今後も参加しない」の割合が最も高く（60代では「今後参加してみたい」が同率）となっており、各年代の約4割はボランティア活動やNPO活動に参加しないという意向を示しており、特に、20代では48.1%の高率となっています。



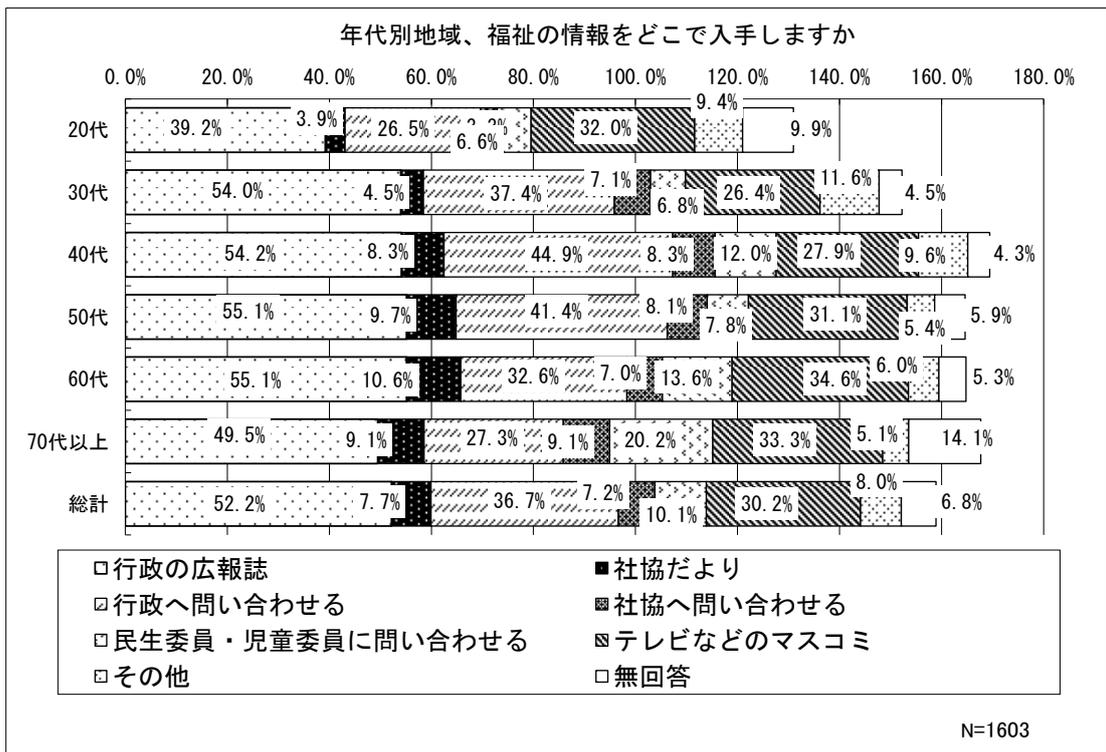
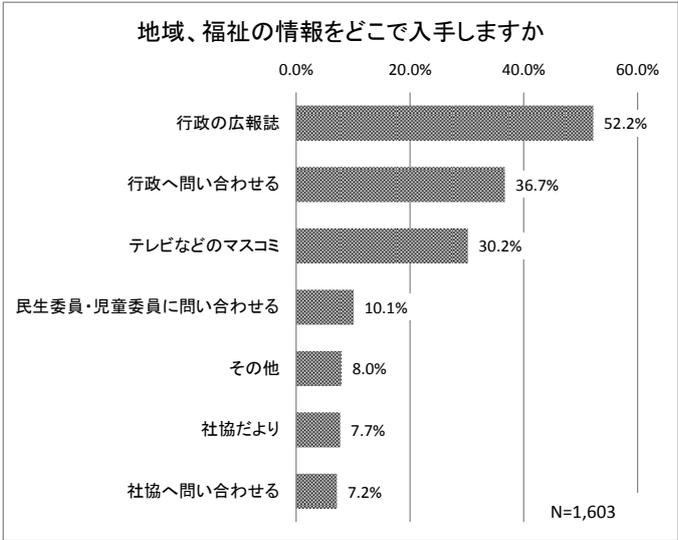
(12) 仮にあなたのご家族のどなたかに介護などの日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っていますか。

ご家族のどなたかに介護などの日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらよいか知っていますかについては、「ある程度知っている」が43.3%、「まったく知らない」が42.0%、「知っている」が9.9%となっています。年代別にみると、「知っている」、「ある程度知っている」の合計割合は70代を除き、年代が上がるに従い高くなる傾向にあり、年代の最も若い20代では34.8%程度にとどまりますが、50代以上では60%を超えています。



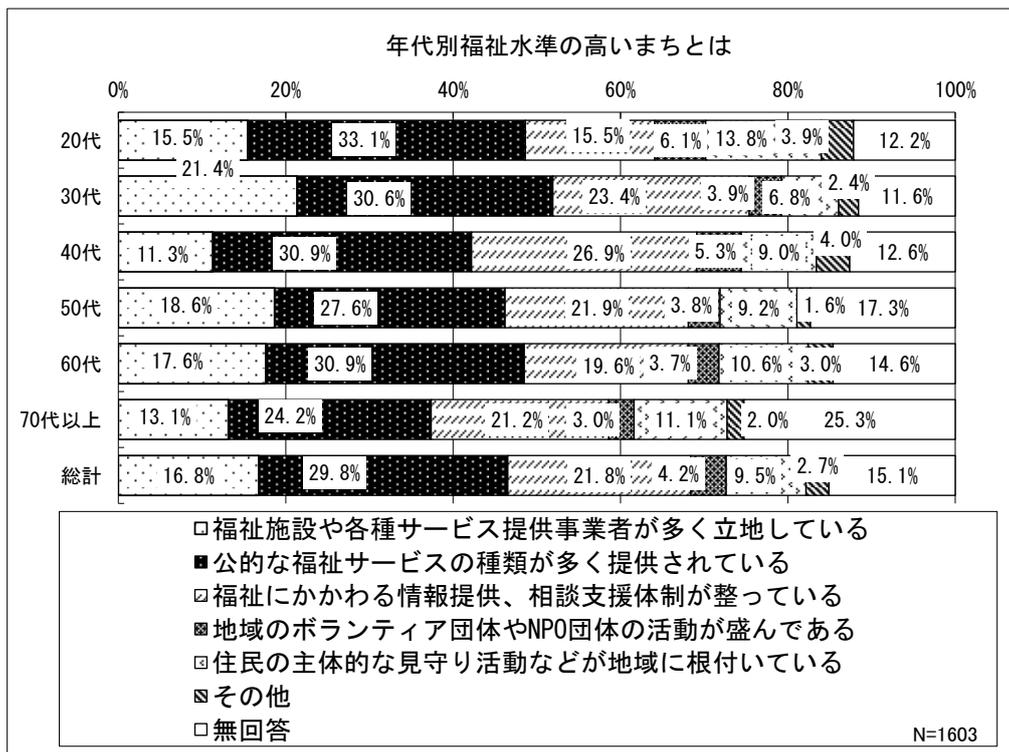
(13) あなたは地域の情報や福祉の情報をどこで入手しますか。

地域の情報や福祉の情報をどこで入手先の第1位は「行政の広報誌」で52.2%、第2位は「行政へ問い合わせる」の36.7%、第3位は「テレビなどのマスコミ」の30.2%等となっています。年代別にみると、すべての年代で第1位に「行政の広報誌」をあげています。第2位では、30代から50代で「行政へ問い合わせる」となっているのに対し、20代、60代、70代以上では「テレビなどのマスコミ」をあげています。第3位は、30代から50代で「テレビなどのマスコミ」、20代、60代、70代以上では「行政へ問い合わせる」をあげています。



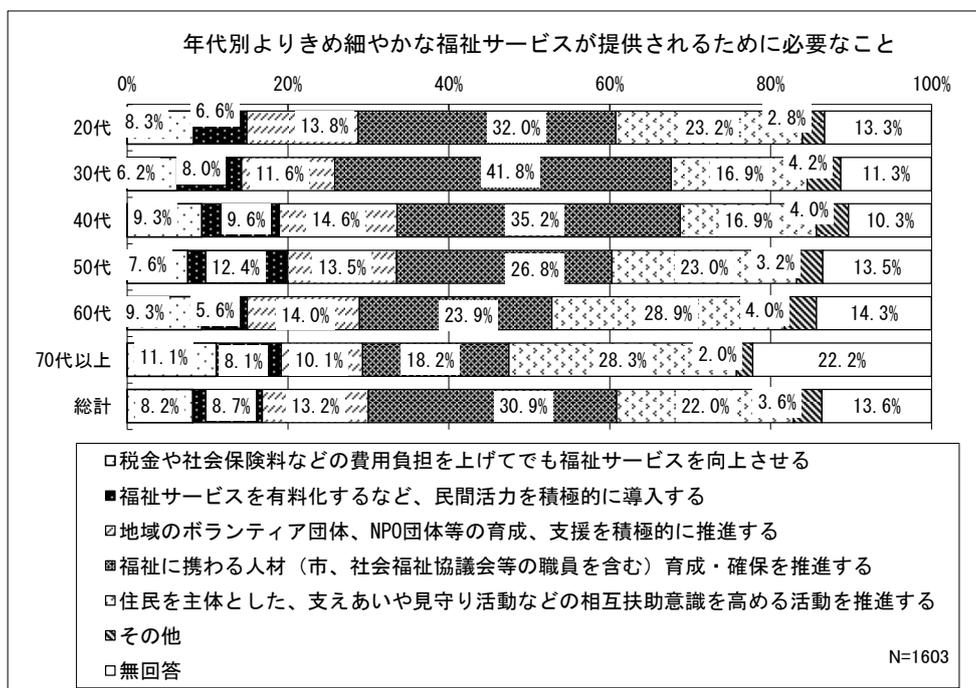
(14) あなたが考える福祉水準の高いまちとは、どのようなまちですか。

あなたが考える福祉水準の高いまちとは、「公的な福祉サービスの種類が多く提供されている」が29.8%で最も多くなっています。次いで「福祉にかかわる情報提供、相談支援体制が整っている」の21.8%、「福祉施設や各種サービス提供事業者が多く立地している」の16.8%、「住民の主体的な見守り活動などが地域に根付いている」の9.5%等となっています。年代別にみても全体の傾向とほぼ同様な結果となっています。



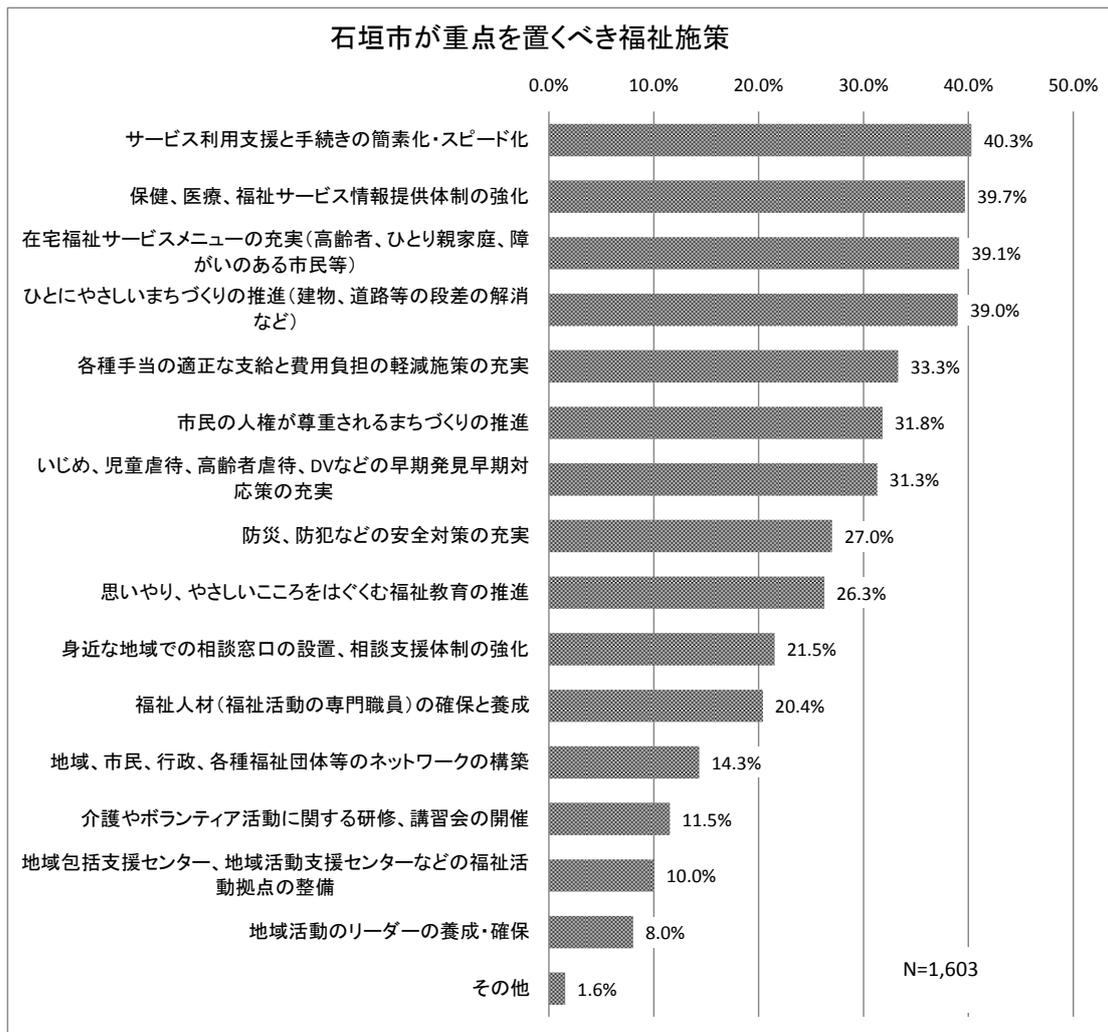
(15) よりきめ細やかな福祉サービスが提供されるためには、どのようなことが必要だと考えますか。

よりきめ細やかな福祉サービスが提供されるためには、どのようなことが必要だと考えますかについては、「福祉に携わる人材（市、社会福祉協議会等の職員を含む）育成・確保を推進する」が30.9%で最も多くなっています。次いで「住民を主体とした、支えあいや見守り活動などの相互扶助意識を高める活動を推進する」の22.0%、「地域のボランティア団体、NPO団体等の育成、支援を積極的に推進する」の13.2%等と続いています。年代別にみると、20代から60代までは「福祉に携わる人材（市、社会福祉協議会等の職員を含む）育成・確保を推進する」が最も多いのに対し、70代以上では「住民を主体とした、支えあいや見守り活動などの相互扶助意識を高める活動を推進する」が最も多くなっています。



(16) 今後、石垣市が重点を置くべき福祉施策はどのようなことだと思いますか。

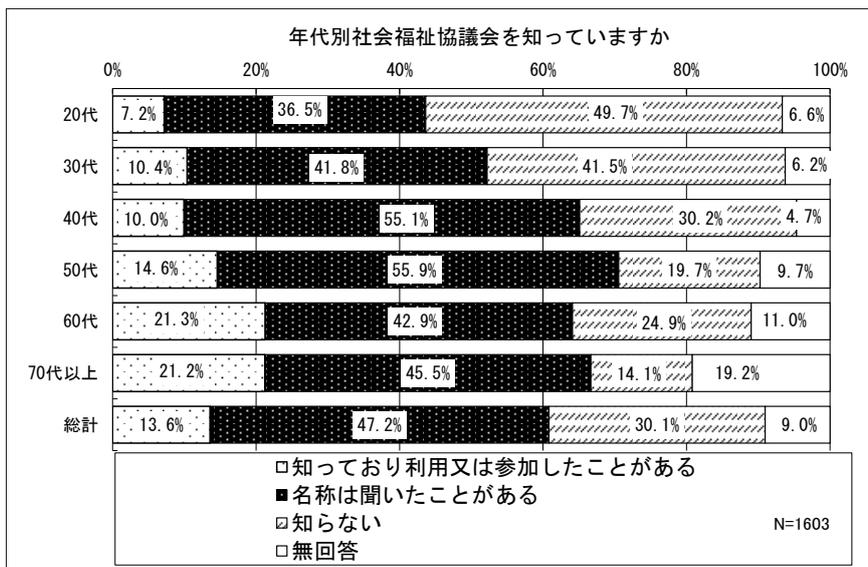
石垣市が重点を置くべき福祉施策の第1位は「サービス利用支援と手続きの簡素化・スピード化」で40.3%となっています。第2位は「保健、医療、福祉サービス情報提供体制の強化」の39.7%、第3位は「在宅福祉サービスメニューの充実（高齢者、ひとり親家庭、障がいのある市民等）」の39.1%、第4位は「ひとにやさしいまちづくりの推進（建物、道路等の段差の解消など）」の39.0%、第5位は「各種手当の適正な支給と費用負担の軽減施策の充実」の33.3%等となっています。



(17) あなたは、石垣市社会福祉協議会をご存じですか。

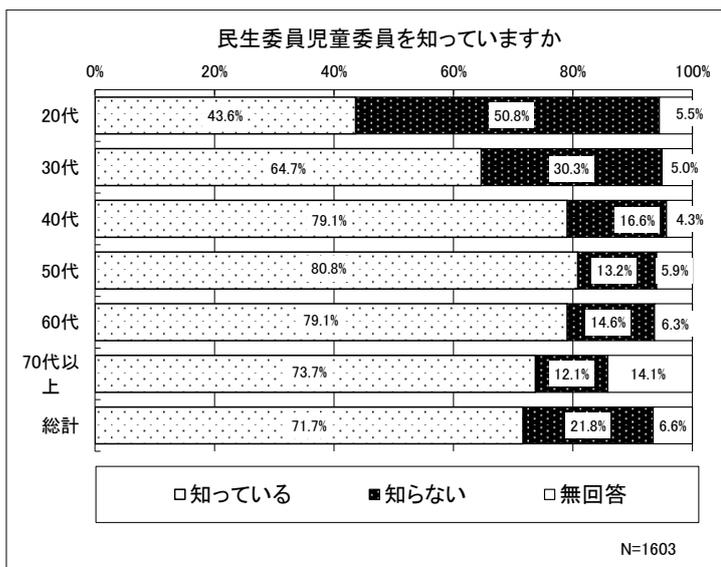
石垣市社会福祉協議会をご存じですかについては、「名称は聞いたことがある」が47.2%で最も多くなっています。次いで「知らない」の30.1%、「知っており利用又は参加したことがある」の13.6%となっており、社会福祉協議会を知っているとする割合は60.8%となっています。

年代別にみると、20代では、49.7%と半数近くが社会福祉協議会を「知らない」としているのに対し、30代以上では「名称は聞いたことがある」との回答が最も高くなっています。また、「知っており利用又は参加したことがある」、「名称は聞いたことがある」の合計では年代が高くなるに従い、その割合が高くなる傾向にあります。



(18) あなたは民生委員児童委員について知っていますか。

民生委員児童委員について知っていますかについては、「知っている」が71.7%、「知らない」が21.8%となっており、民生委員児童委員の認知度は7割を超えています。年代別にみると、20代で「知らない」が50.8%と過半数を超えています。30代以上では「知っている」の割合が高く、特に50代では80.8%の高率となっています。



5 市民会議（ワークショップ）結果の概要

＜将来像 1：だれもが参加しやすい地域＞

チーム：バーガスマ（我が島）

1-1. だれもが参加しやすい地域づくりの実現に向けてどうしたらよいか

- ・段階を経て地域活動へ入る（学校活動から地域活動へ、地域活動は婦人会活動から）
- ・隣近所としたしくなる、地域（公民館）に入る

1-2. だれもが参加しやすい地域づくりの実施に向けての課題

- ・共働きは時間がなく地域に入りづらい、アパート住民はきっかけがないと地域に入りづらい
- ・字会活動に対する意識を持ってほしい（意識が希薄）、サークル活動などに関わりを持つことが大事
- ・歴史のある字会は新興地域と隔たりがある

1-3. 課題の要因はなにか

- ・時間がなく、役割を受け持っても継続できるか心配である。（地域に迷惑をかける）
- ・家族の時間を大切にしている、地域に関心を持ってもらいたい
- ・仕事も多様化しており、夜や休日に仕事をしている人もいる
- ・外から来た親は地域に対する意識が弱い、子どもたちはここが故郷になる

1-4. 課題解決に向けての具体策

- 子ども会を活用する
 - ・子ども会なら地域に入りやすい。子ども会活動を通して親（大人）を引っ張り出す
 - ・子ども会活動は下火になっている。（リーダーがいないから）→課題
- 地域とのつながりをもつには挨拶から始める。（子どものいない方もつながりをもてる）
 - ・道行く人全てには挨拶はしないが、清掃活動中はみんなに挨拶をしている
 - ・地域ぐるみの清掃活動・挨拶活動を広める
- 地域活動に参加しやすい雰囲気づくり
 - ・アパート住民の積極的な参加を促す、青年会が勧誘する
 - ・公民館や自治会に入りやすくするための工夫が必要（料理教室など）
 - ・関心を持てるような地域活動が必要（防災訓練のように地域の関心事を活用する）
 - ・班長など自治会の役員になってもらう
- イベントをきっかけにした地域参加（障がい者の地域参加はレクリエーションから）
 - ・大きな祭りなど、皆が集まれる場をきっかけにしたらどうか
 - ・一人一人が主役になれる参加イベントが必要
 - ・市の祭りに障がい者が参加できるように
 - ・障がい者のイベントに一般の方がもっと参加して欲しい

1-5. 具体策の実施主体はだれか

- 子ども会活動
 - ・学校PTAとの連携が必要、石垣市子ども連絡協議会の復活
- 挨拶
 - ・家庭、職場、企業が主体的に行う、一人一人の取り組みが重要
 - ・役場は市民や企業及び地域に働きかける、「やーまーる」運動の強化年2回に増やす
- 参加しやすい雰囲気づくり
 - ・各町内会で定期的なイベントの開催、自分から行動し地域に入る勇気も必要

＜将来像2：みんなが幸せに暮らせる地域＞

2-1. みんなが幸せに暮らせる地域をつくるにはどうしたらよいか

- ① 全ての人が福祉に関心を持つ、地域福祉に係わる
- ② ひきこもりのいない地域



2-2. みんなが幸せに暮らせる地域づくりの実施に向けての課題

- ① 皆が地域との関わりを持つ
 - ・ 地域における衛生面の取り組みが弱い、やーぬまありの清掃活動をきっかけにする（地域で一帯的に）
- ② ひきこもりの方をどうやって見つけだし社会参加させるか



2-3. 課題の要因はなにか

- ①-1；元々から地域にいる人は活動しているが新住民は遠慮している
- ②-1；ひきこもりの方がどこにいるかわからない（行政も把握できていない）
- ②-2；ひきこもりの方がどのような状態なのかかわからない
- ②-3；ひきこもりになる原因は多様である（身体的、精神的問題をかかえてひきこもる）



2-4. 課題解決に向けての具体策

- ①-1；地域防災と地域福祉を結ぶことで新しい地域コミュニティができる
 - ・ 民生委員やプロパーの情報を活用し、一人暮らしのお年寄りなど要援護者を防災訓練で見つけ出す
- ①-2；日頃から近所づきあいを大切にする「遠うさのうとざゆか、近さぬ他人」
 - ・ 災害時など安心して暮らせる
- ①-3；子ども達の通学時における見守り活動の継続（石垣字会のシルバーモーニングサービス）
- ①-4；地域福祉ネットワークの強化
 - ・ モデル地区として石垣字会他3字で一人暮らしのお年寄りなど声かけ活動を行っている
- ①-5；公民館を解放することにより、子どもや高齢者等の居場所が整い地域福祉が推進される
 - ・ カラオケなど公民館を解放し地域の人の集える場とする
- ②-1；社協の配膳サービスの声かけでひきこもりを発見する
- ②-2；生活の様子の変化に周りが気付く
 - ・ 1人暮らしの高齢者に毎日カーテンを開けてもらうなど、今日も元気のサインを出してもらう
 - ・ 挨拶をとおして地域とのつながりをつくる
- ②-3；地域の連携が求められる（ひきこもりの方の周知と対応）
 - ・ それぞれが地域に対する関心を高める
 - ・ 広報誌等により呼びかける
- ②-4；専門職の方が地域に必要（ひきこもりの方との接し方など）
- ②-5；小地域福祉ネットワークの形成（公民館、民生委員、プロパーによる声かけ、見守り）



2-5. 具体策の実施主体はだれか

- ・ 各地域の福祉ネットワークを強化し継続していければ問題は解決できる
- ・ 公助、共助、自助の役割分担
- ・ 共助は地域福祉ネットワーク、主体は公民館、民生委員など
- ・ 自助は自ら地域との関わりを持つこと
- ・ 新聞配達委員等、各家庭を訪れる人が気づく

<将来像3：全ての人々が地域の中で活躍できる社会>

3-1. 全ての人々が地域の中で活躍できる社会にするためにどうしたらよいか

- ・障がい者の方が地域に貢献できる社会

3-2. 全ての人々が地域の中で活躍できる社会の実施に向けての課題

- ①障がい者が一人で街に出かけられるまちづくり
- ②地域の人々の意識を高める
 - ・障がい者が地域で清掃など頑張っても、特に若い人は関心が弱いと思う（声かけがない）

3-3. 課題の要因はなにか

- ①まちなかには障がい者用の駐車場が少ない、車イス対応のトイレ、オストメイトのトイレが少ない
- ②点字ブロックの上に物がおかれるなど、通行に支障がある。
 - ・周りの人の気遣いも必要

3-4. 課題解決に向けての具体策

- ①障がい者が町に出やすいよう福祉のまちづくりを推進
 - ・車イスで移動できる建造物が少ないのでバリアフリー化する
 - ・交通のバリアフリーを進める、音の出る信号の設置、公園内に点字ブロックを設置
- ②市民の意識の向上、障がい者に対する理解
 - ・清掃ボランティア活動により地域に関わる気持ちが強くなる
 - ・地域に貢献する企業の出現（25トラの会、企業等実施する清掃活動）
 - ・介護施設の新聞を地域に配布する（理解を深める）
 - ・新聞などで障がい者の活動をもっと紹介していく
- ③障がい者が活躍できる場づくり
 - 障がい者が働ける場所が充実することが大事
 - ・授産施設等、障がい者の自立支援になる
 - 障がい者が自立するための訓練を行う施設づくり
 - ・レストラン、喫茶店、パン工場等を造ってほしい、農業もやりたい
 - ・障害を持ちながら社会で働く先輩に指導してもらい、自立のための訓練の場としたい
 - 共生の場づくり
 - ・障がい者と介護施設入所、通所者が楽しく交流できる場を造る共生のまちづくりにつながる
 - ・障がい者がデイサービスの方達の支えになることで、共に生きる場が出来る
 - ・障がい者のグループホームもあるとよい

3-5. 具体策の実施主体はだれか

- ・行政や社会福祉協議会等と連携して、情報提供やサービスを提供する仕組みをつくる
- ・地域でやれることなどを話し合い、協力する
- ・障がい者のある市民等が自分自身で力をつけていく

■チーム やーにんじゅ（東部地区）のワークショップのまとめ

1. 目指したい地域将来像

- ①ゆいまーの心で視界良好な地域
- ②ノーマライゼーションで一人一役のある地域
- ③健康で笑い声の聞こえる地域
- ④大人の勇気で見守り声かけが出来る地域
- ⑤あいさつ運動でつながり支え合う地域
- ⑥地域格差のない暮らしやすい地域
- ⑦自然も人もちゅら地域

2. どうすれば目指す地域づくりができるのか（方策のあり方）

- ①同じ悩みを共有する仲間づくりが必要
- ②地域の声が聞こえる場所づくりが必要
- ③地域にどのような人が住んでいるのか知る必要がある
- ④支援をする側をネットワークすることが必要
- ⑤実際に機能する安全マップが必要（づくり方が重要）
- ⑥無理のない社会参加の仕組みづくり、やり方を検討することが必要

3. 地域の課題

①行政の決まり、ルールのあり方 （臨機応変に）

- ・現場ニーズへのきめ細かな行政対応の課題
- ・行政内部のシステムが抱える課題
- ・ニーズの把握と支援体制の課題

④大浜の「自警部」等のような地域 独特な取組みの良さのアピールのあり方

- ・地域の魅力、必要性、意味性等についての情報発信の課題
- ・地域もつ独自性についての情報発信の課題
- ・新住民・移住者・新興住宅と地域住民・地域自治会の新たな関係づくりの課題

⑦SOS 時の窓口のあり方

- ・ニーズへのきめ細かな持続的な支援のあり方
- ・災害時の要支援者への支援体制のあり方
- ・障害者の観光ニーズへの対応

②支援を必要とする人が地域にはいる、 声を上げられない人がいる

- ・的確な情報発信の課題
- ・支援者の横のネットワーク化の課題
- ・制度運用の課題

⑤自分たちでできることは自分たちで やる

- ・いまある資源の活用
- ・小地域福祉ネットワーク支援事業等による顔と顔のみえる支援づくり

⑧きめ細かい聴覚障害者への支援のあり方

- ・広報車等による情報の聴覚障害者への伝達のあり方
- ・聴覚障害者の個々の状況に対応した支援のあり方
- ・緊急時・災害時における聴覚障害者への配慮のあり方

③新興住宅地のニーズの把握が難しい

- ・支援者の横のネットワーク化の課題
- ・新住民・移住者・新興住宅と地域住民・地域自治会の新たな関係づくりの課題
- ・ニーズの掘り起こしの課題

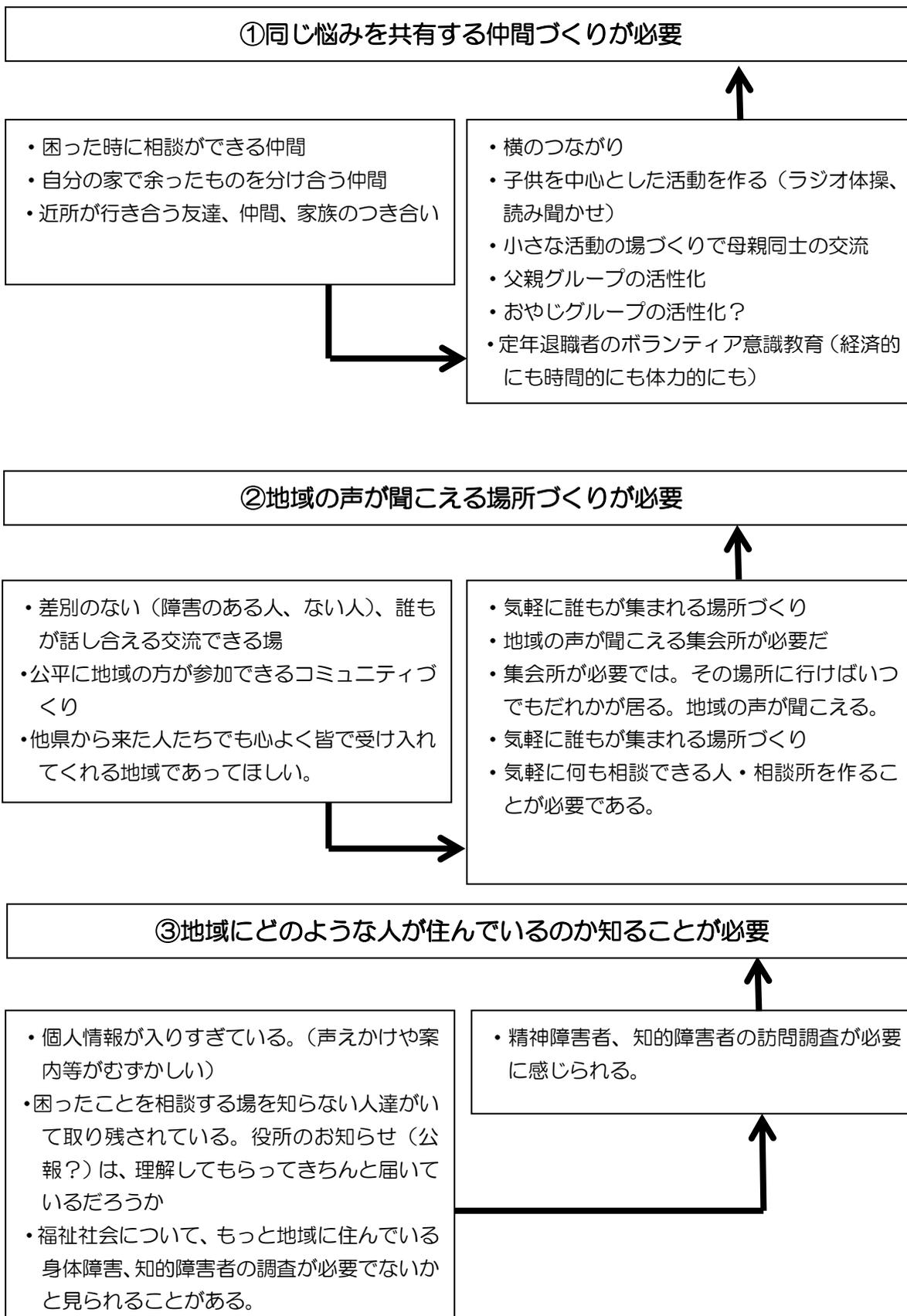
⑥生活保護者への支援のあり方

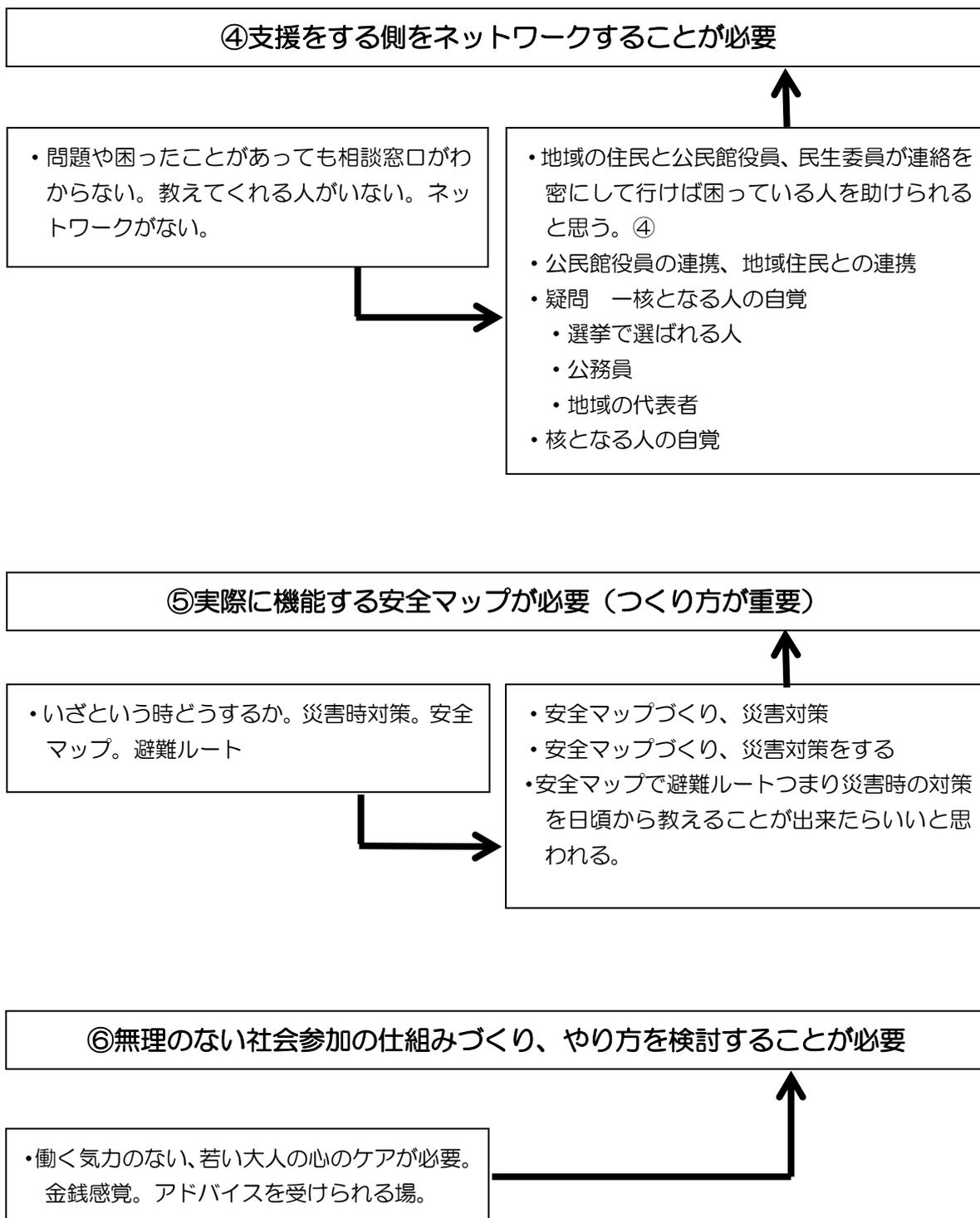
- ・基本的な生活のやり方からサポートすることが必要

⑨新興地域での地域づくりの困難性

- ・新たな関係づくりのあり方

<どうすれば目指す地域づくりができるのか>





■チーム：向上心（中心部2）ワークショップのまとめ

<地域福祉が充実している3つのイメージ及び6つの地域課題とその解決策>

【地域福祉が充実しているイメージ】

～ こんな地域だったらいいなあ ～

- ①誰もが住みやすい地域
 - ・年齢や障害の有無などに関係なく住みやすい地域
- ②みんなが協力しあう地域
 - ・地域行事からささいな困り事などを地域のみんなで協力しあう地域
- ③みんなが健康な地域
 - ・地域の誰もが健康でいきいきと活動する地域（何をするにも健康が一番）

課題1：人とのつながりが弱い

【現状】

- ・隣近所とのコミュニケーションが少ない（誰が住んでいるのかも分からない）
- ・地域行事に参加する人が特定の人だけになっている
- ・身近に相談できる近所づきあいが少ない（少ない）
- ・家に閉じこもっている高齢者も増えている
- ・地域の人との交流よりもデイサービスに行く人が多い
- ・昔に比べて子ども達に注意することが難しい
- ・公民館活動に新しい居住者が入りづらい状況がある

【背景・要因】

- ・アパートやマンションなどが増えている
- ・個人情報の取扱いが難しい
- ・人づきあいの仕方も時代とともに変わってきている
- ・介護保険制度が始まったこと
- ・地域の情報が入手できない（情報が少ない）

【解決策】

<地域住民のコミュニケーションが必要>

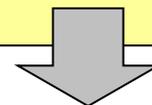
- ・隣近所は声かけ、あいさつをする
- ・最終的には地域で高齢者や障害児を抱えた親、母子・父子家庭、子どもを見守れるよう、見守り隊にまで発展させる
- ・地域の公民館活動などの情報を発信し、情報を届ける
- ・地域の文化などを学ぶ機会をつくる（地域の歴史や伝統を教える講座など）
- ・地域の居場所づくりが必要（公民館の有効活用など）

チーム：向上心（中心部2）

課題2：いろいろな面でバリアフリーになっていない（住みにくい）

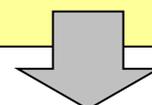
【現状】

- ・歩道に段差があり、通行しづらい（空港周辺の歩道など）
- ・住民が利用しやすい公共交通となっていない（バス）
- ・一人親世帯で生活が苦しい人が多い
- ・防災の海拔表示がわかりづらい（どこに逃げれば良いか分からない）



【背景・要因】

- ・歩く習慣がなく、移動手段は車だより（車社会）
- ・観光客が利用しやすい空港と市街地を結ぶバス路線となっており、市内を巡回する路線がない
- ・離婚率が高い



【解決策】

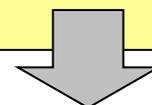
〈みんなが安心して住みやすい環境が必要〉

- ・バリアフリーのモデル地区をつくる
- ・市内を巡回するコミュニティバスの整備
- ・一人親世帯に対する市営住宅の優先入居枠の確保
- ・海拔表示と併せてどこに逃げれば良いか分かるような表示を行う

課題3：福祉に関する意識が低い

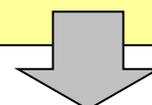
【現状】

- ・まちづくりなどに比べ、介護、医療、福祉に対する住民の関心が低い



【背景・要因】

- ・身近に介護などを行っている人がいない場合は、自分のこととして実感がない
- ・まだ、先のことと思っている
- ・福祉に関する情報を見る機会が少ない



【解決策】

〈みんなが自分自身の問題として認識する必要がある〉

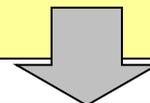
- ・子どもの時からの学校での福祉教育が重要（体験学習などの実施）→ 学校と福祉関係団体を結びつけるコーディネーターが必要
- ・情報を住民に行き届かせる（自分でも簡単に情報を調べられるように）

チーム：向上心（中心部2）

課題4：働く場が少ない

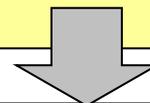
【現状】

- ・若い人が島に戻れるような職場がない（少ない）
- ・障害をもった人の働く場がなく（少ない）、あっても市街地にしかない



【背景・要因】

- ・石垣市の産業基盤が弱い
- ・企業側が障害者を雇うことにメリットがあることを知らない



【解決策】

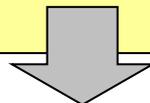
＜産業の活性化、充実が必要＞

- ・IT関連の産業など離島の不利性が少ない産業の誘致、育成
- ・観光産業を活かすとともに、農林水産業や製造業などをつなげた第6次産業化
- ・発想を転換し、地域で困っていることに関するものの産業化（コミュニティビジネス）
- ・企業への障害者雇用への情報周知
- ・公共の仕事の提供

課題5：不健康・医療の不足

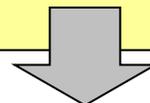
【現状】

- ・睡眠不足、運動不足の人が多い
- ・アルコール依存症の人も男女ともにいる
- ・在宅でみてくれる医者がない
- ・妊産婦が安心できる状況ではない（医師不足）
- ・市と県立病院のつながりが弱い
- ・島出身の優秀な人材（医者等）はいるが、戻す策がない



【背景・要因】

- ・夜型社会の影響
- ・娯楽が少なく、お酒を飲む機会が多い



【解決策】

＜子どもの世代から健康に備えることが大事＞

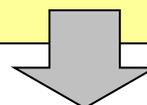
- ・大人も子どもも生活リズムを整える
- ・休肝日をつくるなどお酒を飲みすぎない
- ・健康な高齢者（1年間病院にかからなかった高齢者）を表彰したり、特典を付与するなど、健康なお年寄りを増やす

チーム：向上心（中心部2）

課題6：子どもを取り巻く環境（児童福祉）

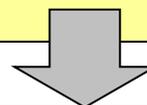
【現 状】

- ・外で遊ばない子どもも多い（遊び方を知らない）
- ・地域で遊び場がない
- ・子どもの一人食事（夕食）の状況もある
- ・児童虐待もみられる
- ・世代間交流の機会が少ない
- ・働く母親が安心して子どもを預けられる場所がない



【背景・要因】

- ・学校や習い事、地域行事などで子どもは忙しい
- ・世代間をつなぐ、団塊の世代（50～60代）が少ない



【解決策】

<学校だけでなく、地域で育てる教育も必要>

- ・年配の人や青年会が中心となって、伝統をつなぐ世代間交流を行う
- ・児童館等の整備による子どもの居場所づくり
- ・延長保育や夜間保育の拡充

■チーム 絆（北部地区）ワークショップのまとめ

地域の課題：その1

北部地域の活力が減少している

【地域の課題、問題点】

- ・北部地域では経済的に厳しい人が多い
- ・高齢者が多く若い人が少ない
- ・産業がなく生活していくのが厳しい
- ・産業基盤が弱いために、就業機会を求めて若い人が地域から離れている。

【地域課題の要因】

- ・その地域に2世がいない市街地に若い方が移動しているため、子どもたちがいない
- ・出身がそれぞれ違うので少し違っている。日頃の繋がりがないと気持ちが向かない
- ・若い人が少ない地域がある青年会等を利用し活動してほしい時もある

【良い面】

- ・PTAが中心となって球技大会をしたり地域の祭りをしたり、若い方が多いので動ける
- ・初代より2世3世の方が文化を超えて交流が充実している

【地域課題の解決方策】

- ・働く場を作ってほしい
- ・若い人が住める場所を作る
- ・高齢になるとリーダーとなるのは大変なので若い方が中心となってボランティアしてほしい
- ・伊原間～北部に足を運びやすくしたいラジオ等で宣伝する花の種類を実際に見て伝える
- ・ビニールハウスで野菜を作り売っている
- ・公民館に日曜に野菜を買いに（市内からバスでいく）地域の人とゆんたくをしたくて、いらっしやるので平野まで足を運んでもらう仕組みづくりを行う

【具体的な解決方策（誰が、どのようにすればよいのか）】

- ・日曜市場の開催：ビニールハウスなどで栽培した野菜を販売する。（白保や吉原地区を参考に）：住民主体
- ・安否確認との組み合わせで配食サービスを実施する：実施主体は行政、社会福祉協議会
- ・収入につながるようなコミュニティービジネス（事業）を創設する（移動販売、コミュニティーレストラン）
- ・福祉ニーズに対応した産業をつくる（買い物難民のための移動販売の実施）
- ・複合的に仕事を行うシステムをつくる（シルバー人材センターの活用や連携）



【将来のあるべき姿】

地域の力（人、資源）を活用した活力ある地域をつくる

地域の課題：その2

千一六絆

地域の交流（楽しみ、居場所づくり）

【地域の課題、問題点】

- ・昔の地域はみんなで集まって近所づきあいがあった
- ・レクリエーションや楽しみを作ってほしい
- ・歌や踊りを披露する場を作ってほしい
- ・高齢になる前に趣味のクラブなど楽しさを味わうことが必要
- ・各地域のミニデイサービスがない地域や実施回数が少ない。

【地域課題の要因】

- ・問題等があれば言える人がいない他の地域に住んでいる人が入る事で言える事もある
- ・新しい移住者等の地域への流入
- ・地域の若い人たちが、就業機会を求める形で市街地に流出している
- ・人間関係が薄れてきている

【地域課題の解決策】

- ・子どもと高齢者の交流の場を作る
- ・診療所の隣を開放して趣味や発表の場を作る
- ・各公民館を利用して、気軽に集まれる場所をつくる（サロンづくり）
- ・楽しみながら一人暮らし高齢者などが気軽に朝食をとることができる朝食メニュー(100円程度)を提供するサロンをつくる。
- ・伊原公民館の大木の下や保健指導所での居場所づくり
- ・買い物バスツアーの継続的な実施。

具体的な解決策（誰が、どのようにすればよいのか。）

- ・婦人部を活用した朝食サロンや配食の実施
- ・居場所の管理（鍵の開閉）をボランティア等で管理する
- ・ガソリンスタンド等との連携した管理方法を検討する。



【将来のあるべき姿】

人とひと（顔 to 顔）が結がる居場所をつくる

地域の課題：その3

千一ム絆

地域や人のつながりの希薄化

【地域の課題、問題点】

- ・昔の地域はみんなで集まって近所づきあいがあった
- ・地域での交流の減少
- ・高齢者が、リーダーになってまとめるのは大変、若い人に頑張ってほしい
(若い人が地域のために、活動することを受け継いでいく仕組みを創る)
- ・地域の子どもの関わりについて(自転車の放置・火遊び)注意するが逆に父母から怒られてしまう、簡単に注意できない)

【地域課題の要因】

- ・その地域に2世がいない市街地に若い方が移動しているため、子どもたちがいない
- ・出身がそれぞれ違うので少し違っている。日頃の繋がりがないと気持ちが向かない
- ・北部地域では経済的に厳しい人が多く、自分の生活で精いっぱいという感覚もあるのでは
- ・地域に新しい人が入ることで関係の再構築がやりにくい

【地域課題の解決方策】

- ・学校行事 PTA で子どもや親おじいちゃんとの関わりがある集まりを通して人を知り、顔を知る子のつながりで人を知る(子供つながりのイベントで親同士が顔見知りになる)
- ・病院受診の際みんなでバスに乗っていく、一人暮らしで気になる人がいれば必ず訪問する
- ・顔と顔が合う(一致する)ようにあいさつ運動を実施する。
- ・地域や人が交流するイベントを開催する。
- ・地域で子育てを支援する(地域全体での子育て支援)

【具体的な解決方策(誰が、どのようにすればよいのか)】

- ・自治会、学校等と連携して「あいさつ運動」に取り組むための月間、週間等を決めて、重点的に推進する。
- ・自治会や地域団体(老人、婦人、子ども、青年会)等と連携して関心の高いイベントなどを行う。
- ・地域の中に、高齢者や障がいのある人、子どもたちが交流できる場所をつくる。



【将来のあるべき姿】

小さな子どもから高齢者まですべての人と肝心(ちむぐる)つなぐ(結)たい(帯)

地域の課題：その4

千一ム絆

福祉基盤整備がぜい弱

【地域の課題、問題点】

- ・施設・病院等がない
- ・医療緊急時の対応に不安があり、安心して暮らせるようにしたい
- ・北部地域にも目を向け住民の意見をしっかりと聞き受けとめてほしい
- ・地域にヘルパーがいてほしい（費用負担が大きい）
- ・行政からのサービスみんな平等に受けたい
- ・買い物難民が多い
- ・シルバー人材センターに依頼したが、北部地域は遠いということで断られるケースがある。
- ・地域に老人福祉施設等がないため、介護サービス等の利用が困難。

【地域課題の要因】

- ・無年金者等も多く、「ボランティア活動」等には参加が困難な状況があるため、収入につながるような福祉的事業が必要（コミュニティービジネス）
- ・基盤整備がぜい弱な分だけ、地域の支え合いや見守り活動を推進する基盤がない

【地域課題の解決方策】

- ・福祉サービスを使いやすくする仕組みづくり（ヘルパーの養成）
- ・ボランティアに限らず各専門員が訪問
（ボランティアセンターへ登録している方と連絡して、対応できるか相談する）
- ・防災無線を活用した安否確認の仕組みを創る（防災無線を利用して声かけや生活の様子を確認
（前説などをしながら、隣近所の人々の安否確認を促すような放送を行う）
- ・高齢者等の買い物が不自由な世帯の買い物支援のために移動販売等を実施する。
- ・安否確認と連携した配食サービスの実施
- ・平久保、伊原間、伊野田地域へ診療所の建設（八重山病院へ行く前に診察を受けたい）

【具体的な解決方策（誰が、どのようにすればよいのか）】

- ・民謡、カラオケ、長寿拳（体操）等を活用した声掛け（安否確認）を実施する。
- ・サンサンラジオ（平良さん）を活用して、隣近所の安否を確認するように呼びかけてもらう。
- ・地域の商店や社会福祉協議会と連携し、販売車両による移動販売を実施する。
（電話で注文を取りながら、曜日を決めて販売を行う）
- ・市民からちょっといい話を募集して、防災無線を活用し放送し、その後、隣近所の安否を促す呼びかけを行う



【将来のあるべき姿】

見守り“たい”という意識でつな（結）がり、支え合いのある地域をつくる

福祉基盤整備がぜい弱（その2）

【地域の課題、問題点】

- ・バスの便数を多く増やしてほしい・公共交通（バス）運賃が高い。（市街地往復で2300円程度かかる）
- ・バス料金の一元化（那覇市の市内線料金）を凶ってもらいたい、運賃が高すぎる市街地の往復で2,300円かかる。運賃が高いから利用しない。買い物難民になる等の悪循環
- ・各公民館にて集まりをする際に送迎バスを出してほしい
- ・八重山HPへのバスでの移動について朝早く起きて準備しているが寝たきりの人はどのようにして行くのか（バスターミナルから病院まではタクシー料金がかかる）
- ・送迎等の問題があり、星野（大里）のデイサービスの参加者が少ない。

【地域課題の要因】

- ・市街地までのバス利用の運賃が大きな負担であるし、利用本数が少ないため、待ち時間が長い。

【地域課題の解決方策】

- ・介護保険提供事業者等の支所等の設置要請
- ・ヘルパーの養成（社会福祉協議会と連携した養成講座の開催）
- ・行政区ごとに、小地域福祉ネットワークの組織をつくる
（1人の行動では、物事が前に進まない。地域で2～3人程度いれば行動できる）
- ・市街地化ヘルパー派遣ではなく、北部地域に支所を置き、そこからの派遣する仕組みが作れないか。
- ・社会福祉協議会のボランティアセンターの有効活用
- ・伊原間公民館の地域ニーズを反映した基盤整備の推進

【具体的な解決方策（誰が、どのようにすればよいのか）】

- ・小地域福祉ネットワーク事業の推進（主体：社会福祉協議会）
- ・安否を確認する（SOS）をキャッチするサインをつくる
- ・緊急通報システム



【将来のあるべき姿】

**みんなが帯になって、安全・安心感のある見守りネットワークでつながる
地域をつくる**

6 用語の解説

【あ行】

○エンパワーメント

自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を向上させることです。

○NPO (Non-Profit Organizatthion)

民間の非営利組織。様々な分野で活動する民間の営利を目的としない組織のことです。

【か行】

○ケアマネジメント

高齢者等の意向を踏まえ、福祉、介護、医療などのニーズに対し適切なサービス提供に対する調整を行うとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給の確保等に対する活動を行うことです。

○コーディネーター

地域の福祉課題を抱える市民の状況を把握し、必要な福祉サービスや支援の提供等に向けた調整を行う人のことを言います。

○コミュニケーション (communication)

表情や言葉を通して情報を共有することをいいます。意思の疎通と訳されています。

○コミュニティソーシャルワーク

様々な制度やサービスや地域の福祉活動との調整、連携を行うことで、福祉ニーズを抱える市民を適切な相談や支援につなぐ活動のことです。

○コミュニティソーシャルワーカー(略称：CSW)

地域において、支援を必要とする人々に対して地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門知識を有する人材のことをいいます。

○コミュニティビジネス

地域の高齢者への食事サービスや交通困難地域での移送サービスを行うなど、地域の生活課題に着目して展開される事業をいいます。

【さ行】

○災害時要援護者

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のことです。石垣市では、「石垣市災害時要援護者支援計画（全体計画）」において、災害時要援護者の具体的な位置づけがなされています。

○スクールガード

あらかじめ各小中学校に登録した地域住民の方が、子どもたちの下校時時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険個所の監視を行う学校安全ボランティアのことです。

○スローガン

企業や団体の理念や運動の目的を簡潔に言い表した覚えやすい標語のことをいいます。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な市民の財産や権利を保護するための法制度です。

○セイフティーネット

「安全網」と訳されます。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのことです。

【た行】

○第三者評価事業

事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者専門機関が専門的かつ客観的な立場から提供されるサービス等を評価する事業です。

○団塊の世代

第2次世界大戦後のベビーブーム期（1947年～1949年）に生まれた世代をいいます。

○地域コミュニティ

一般的に地域の共同社会のことです。地域福祉計画では、市民同士がお互いに支え合い、見守りのある相互扶助の意識が醸成された共同社会をいいます。

○地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療、介護を含む福祉サービスなどを関係者が連携、協力して地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

○地域包括支援センター

地域の高齢者の状況（健康の維持、生活環境、保健・福祉サービス等利状況）等を把握するとともに、総合相談や権利擁護、介護予防事業等のマネジメントを実施し、高齢者が自立した日常生活を送るために必要な援助を包括的に行う機関です。

○チームアプローチ

医師や保健師・看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種等が連携して、当事者を中心としてチームを作り支援を行う方法です。

○DV（ドメスティックバイオレンス）

同居関係にある配偶者や内縁関係等のパートナー等の関係にある（あった）カップルの間でふるわれる暴力のことです。

【な行】**○ニート**

健康で働ける状態にあるにもかかわらず、働いていない人のことをいいます。

○日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な市民を対象として自立した日常生活を送ることができるよう、福祉サービスを利用する場合の手続きや金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施しています。

【は行】**○パブリックコメント**

（国民、住民、市民等）公衆の意見を言います。特に、行政手続法による意見公募に対して寄せられた意見のことです。

○パートナーシップ

協力関係、共同関係にあることなど。何らかの目標を共有し、共に力を合わせて活動することをいいます。

○バリアフリー

加齢や身体的障害等により、制約のある条件のもとでの利用する方々にとって障壁（バリア）となってしまう要因を取り除くことです。

○ピアサポーター

一般に、「同じような立場の人によるサポート」を行う人のことを言います。

○福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦ら災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難所です。

○プロセス

「手順」、「過程」、「経過」等の意味です。

【や行】**○ユニバーサルデザイン**

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすることです。

【ら行】**○ライフステージ**

人が生まれてから高齢期までの各段階のことを言います。

【わ行】

○ワーキングチーム

割り当てられた作業、仕事を実施するグループのことです。

○ワークショップ

参加者が、ある目的に対し、相互の意見を取り入れながら課題の明確化や解決方策の提示などを具体化しようとする取り組みのことです。

石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成25年3月発行

編集発行 石垣市役所 福祉部（福祉事務所）福祉総務課
〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地
TEL (0980) 82-5045
FAX (0980) 82-1580